

TOHOKU GAKUIN ARCHIVES CENTER

東北学院史資料センター年報

LIFE
LIGHT LOVE

Vol.6
2021.3.1



2019年度公開シンポジウム「重要文化財『デフォレスト館の価値』について」から

- | | |
|--|-------|
| 「片平丁・南六軒丁の高等教育機関と東北学院旧宣教師館」 | 野村 俊一 |
| 「東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)の建築形式に関する再考察」 | 足立 裕司 |
| 「東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)の塗装と変遷
-オリジナルとオーセンティシティー-」 | 是澤 紀子 |

寄稿

- | | |
|--|-------------|
| 「鈴木義男に関する新資料(その2)」 | 仁昌寺正一・雲然 祥子 |
| 「近代宮城の宗教行政と戦時下のキリスト教」 | 熊坂 大佑 |
| 「Our Trip to Japan and China (1)
-ランカスターの所蔵フィルムから見たもの-」 | 日野 哲 |

資料紹介

- | | |
|--|------|
| 「若き宣教師たちにより撮影された戦後の仙台とその周辺
-昭和20年代のカラー写真を含むアルバムから-」 | 佐藤 匠 |
| 「一條氏資料のうち1944年の書簡について」 | 星 洋和 |

2020年度行事紹介

仙台市戦災復興記念館「戦後75年戦災復興展」企画展：戦時下の東北学院



デフォレスト館内部（1階の居間と食堂）の現在の様子。宣教師住宅として使用されていたデフォレスト館は明治期にはデフォレスト夫妻が、戦後にシッpler一家が生活していた。



シッpler一家の転居とともにデフォレスト館と大学の間の柵は取り払われ、敷地も整備されて、現在の地形へと変わっていった。

CONTENTS

あいさつ

- 「東北学院史資料センター年報」第六号発行にあたって 院長 大西 晴樹 …………… 1

2019年度公開シンポジウム「重要文化財『デフォレスト館の価値』について」から

- 「片平丁・南六軒丁の高等教育機関と東北学院旧宣教師館」 野村 俊一 …………… 2
- 「東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)の
建築形式に関する再考察」 足立 裕司 …………… 10
- 「東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)の塗装と変遷
ーオリジナルとオーセンティシティー」 是澤 紀子 …………… 24

寄稿

- 「鈴木義男に関する新資料(その2)」 仁昌寺正一・雲然 祥子 …………… 30
- 「近代宮城の宗教行政と戦時下のキリスト教」 熊坂 大佑 …………… 65
- 「Our Trip to Japan and China (1)
ーランカスターの所蔵フィルムから見えたものー」 日野 哲 …………… 71

資料紹介

- 「若き宣教師たちにより撮影された戦後の仙台とその周辺
ー昭和20年代のカラー写真を含むアルバムからー」 佐藤 匠 …………… 81
- 「一條氏資料のうち1944年の書簡について」 星 洋和 …………… 89

2020年度行事紹介…………… 97

仙台市戦災復興記念館「戦後75年戦災復興展」企画展：戦時下の東北学院

受贈資料一覧(2020年2月～2021年1月)…………… 98

東北学院の沿革…………… 99



「ランタン・スライド」と言われるガラス板に写された写真に着色を施したもの。大正期の仙台市街を写したもの。中ほど左側にはデフォレスト館(左)とブラッドショー館(右)のふたつの宣教師館が見える。



昭和初期の仙台市街を写したランタン・スライド。右端には新築された専門部校舎（現在の土樋キャンパス本館）が見える。

『東北学院史資料センター年報』 第六号の発行にあたって

院長 大西 晴樹



近年、自校史研究が盛んである。特に建学の精神と独自の成立過程をもつ私立学校においては、自らのアイデンティティーを確認し、自らの由来と将来を透視することが必要であり、自校史を繰り返して学ぶことの重要性がクローズアップされている。また、授業科目にも自校史を配置する学校が多くなり、学生・生徒たちも、自校史を履修するようになってきた。もちろん、学生・生徒たちは、就職・受験の面接の際に、面接担当者から自分が学んだ学校について説明することが求められる機会が多くなり、そのために履修者が増大しているという事情が働いているが、それはそれで結構なことである。そして、この自校史研究の中心にあるのが、本院の場合、文字通り東北学院史資料センターであり、今回、センターは年報第六号を刊行する次第である。

今年度は、コロナ禍の一年であった。資料センターも開催行事の変更を余儀なくされ、特に、新制大学設置時期の東北学院をOB、OGに語っていただく企画や、シュネーダー院長の愛弟子で、日本のろう教育に手話法を取り入れた高橋潔と大曾根源助のシンポジウムが中止されたのは残念なことであった。その代わりに、本号では、昨年度の公開シンポジウム「重要文化財『デフォレスト館の価値』から」関連のいくつかの論文を掲載する。また、コロナ禍にあっても、本センターが長年に亘って続けてきた鈴木義男研究が5月の憲法記念日の前後にNHKのテレビ番組として日の目を見たのは、本センターの大いなる社会貢献であった。これまで、日本国

憲法における平和主義のルーツについては、諸説紛々であったが、キーパーソンである鈴木義男についての研究から、ようやく定説を見るような気がしてならない。政治史、憲法学、人物研究を動員したいっそうの学術研究に期待したい。

コロナ禍の中で唯一開催されたのが、仙台市戦災復興記念館で開催された「戦後75年戦災復興展」に出展された「戦時下の東北学院」であった。私自身、同記念館に足を運んで見学したが、当時の東北学院高等商業部生徒の直筆の手紙に触れたときには、当時の生徒たちの無念さにしばし佇み、戦争の悲惨さに想いを馳せた。

来年度、東北学院は創設135周年の節目を迎える。『東北学院百五十年史』の編纂にむけて準備委員会が発足した。『東北学院百年史』の編纂・刊行の際にも結局15年以上の歳月を費やしている。東北学院史資料センターの今後の働きに、期待したい。



片平丁・南六軒丁の高等教育機関と東北学院旧宣教師館

東北大学大学院工学研究科准教授

野村 俊一

はじめに——東北学院旧宣教師館と三軒の住宅

片平丁の南方に隣接する南六軒丁に、明治19（1886）年に創立された仙台神学校を母体とする東北学院大学が位置する。その敷地に、日本最古級の宣教師館——東北学院旧宣教師館（デフォレスト館・明治20（1887）年頃（図1））が現存する。



図1 東北学院旧宣教師館（筆者撮影）

この旧宣教師館は二階建ての木造建築で、屋根は寄棟造および切妻造（一部片流屋根）の鉄板葺、外壁は下見板張のペンキ塗り、ベランダに面する側廻りは漆喰塗りとなっている。開口部には上げ下げ窓と引き違い窓が用いられ、軒下と階境には蛇腹が巡り、菱格子天井が張られたベランダには面取りした角柱が立つ。前面に突き出した玄関ホールは西洋古典様式の柱が立ち、楕形ペディメントの屋根をかける。玄関口は扉が二重となるが、外側のものは後補で、もとはセグメント・アーチ窓の付いた内側扉のみの吹き放ちであった。随所にコロニアル・スタイルの意匠が散見されるが、楕形ペディメントに刻まれた渦紋をはじめ、墓股にも似た鬼瓦、寄棟造りの主体部にみる和小屋組など、構造や細部意匠に日本の在来工法が多分に見られる。明治期の木造洋風建築の特徴をさまざまに内包する、重要な歴史的建造物のひとつだ。

東北学院旧宣教師館は、宮城県土木課に所属した植田登が、J・H・デフォレスト（1844-1911 図2）をはじめとするアメリカン・ボードの宣教師たちの



図2 J・H・デフォレスト
（ハーバード大学ホートンライブラリー蔵）

ために設計した住宅である。そして、明治20（1887）年の冬に「片平丁79番」という旧地番に一軒、「南六軒丁6番-1」という旧地番に二軒、計三軒完成したものの一つにあたる。

1. 三軒の住宅とアメリカン・ボード関係資料

現存する東北学院旧宣教師館が、かつて計画された三軒のうちの一つであることは別稿ですでに指摘したとおりである〔野村2014・2015〕。この指摘について、ハーバード大学ホートン・ライブラリーが所蔵する“John Hyde De Forest”関連資料がより詳細に裏付けてくれる。

この資料は1810年から1961年までのアメリカン・ボードに関するアーカイブ（American Board of Commissioners for Foreign Missions. American Board of Commissioners for Foreign Missions archives, 1810-1961）のひとつで、本体部分はアメリカン・ボードの取締役会がかつて管理していたものである。1944年までのアーカイブで構成され、順次1961年までのものが追加されていった。アメリカン・ボードは1810年の創設から1910年の100周年時までのあいだ、全世界に102のミッションと600の宣

教スタッフを抱えるまでに理事会が伸長したが、このアーカイブは個人の手紙や写真をも内包したもので、同ボードが誇った広域ネットワークとその諸活動をうかがい知るにも、近代日本における宣教の実態を生々しく伝えるものとしても大変貴重である。

そのうち、東北学院旧宣教師館に深く関与する文献史料が大きく二つある。その一つは、デフォレストが母親に宛てた1886年12月2日付の手紙である。次に引用するとおり、ここにデフォレストが仙台で活動するための住宅とその建設経緯が詳細に記されている。

We have bit a nice lot for building purposes, and expect to give a contract for 3 houses soon. Our house will be rather larger than yours, with 4 large rooms down stairs, and as many move up stairs, and will cost about \$ 2000. It costs more to build a house here than it does, I think in Conn., as the native carpenters don't have such machinery as we do for getting cut lumber.

すでに三棟の宣教師・教師用住宅が仙台で建設契約まで交わす段階になっていた旨がみられ、前報告書での検討結果と合致する内容を確認することができる。また、建設時期については明治20（1887）年の完成を目指していることが読みとれ、前報告書でも確認した明治20年の年末に竣工したとする記録と合致する。

また、1896年1月27日付の母親宛の手紙には、仙台に戻ったさいにブラッドショーがこれから滞在することになる住宅に移動した旨が記されている。

When I arrived at Sendai, I found that Miss Bradshaw had has all my things moves into the house I am to occupy, & had my library all unpacked & arranged as it used to be, besides fixing up Welcome in Japanese & English, trimming the rooms with evergreens, & having my bedroom all fixed, with fires & lamps all over the house so that it should seem like home to me. She was very kind & boarded me for a week, until I could arrange my house hold.

この年はデフォレストが二度目の来仙を果たした



図3 東北学院旧宣教師館
(ハーバード大学ホートンライブラリー蔵)



図4 ブラッドショー館
(ハーバード大学ホートンライブラリー蔵)

年である。のちにも触れるとおり、デフォレストがかつて用いた住宅をJ・P・モールに売却したことを勘案すれば家財の移動が必須となるので、この手紙の記述にも整合性を認められよう。

また、以上の二つの文献史料にくわえ、デフォレストとともに写る宣教師館と、ブラッドショー館と見なしうる写真が所蔵されている（図3、4）。前者は敷地形状、周辺の植栽などから「現」東北学院旧宣教師館と考えて間違いはない。

2. 片平丁の第二高等中学校と植田登

ところで、片平丁と南六軒丁で計画された三軒の住宅と各々の土地は、この場をめぐって計画されてきたさまざまな高等教育施設や、関与した建築家たちを辿るうえでも極めて重要な位置を占める。では、双方にどのような関係性があったのであろうか。一見、無関係にも思えるこれらの点と線を紡いでいくにあたり、まずは片平に計画された第二高等中学



図5 『宮城縣仙台區全圖』(1880年、部分)

校の立地と設計者についてみてみよう。

明治期以降、『宮城県仙台区全図』(明治13(1880)年)をみるとおり、片平の土地は陸軍省用地が占めていた(図5)。やがてこの土地に、明治19(1886)年に発布された「中学校令」のもと、第二高等中学校が明治20(1887)年に産声を上げた。東京の第一高等中学校(明治19年開設)に次ぐ、いわゆるナンバースクールと呼ばれる高等教育機関の一つで、「改正仙台市明細全図」(明治22(1889)年図6)が示すとおり、片平の西側一帯を占めるよう計画された。校舎は新築工事が明治21(1888)年にはじまり、翌22(1889)年にまず本館が完成、同24

年に竣工した。第一(東京)・第三(京都)・第四(金沢)・第五(熊本)といったほかのナンバースクールの校舎が煉瓦造であったのに対し、急勾配の切妻屋根をもつ木造で造営されたことに大きな特徴がある。明治27(1894)年には「高等学校令」のもと第二高等学校と改称され、『最近実測仙台市街全図』(図7))、大正14(1925)年に北六番丁へ移転するまでこの場を校地とした。

第二高等中学校の営繕は、文部省建築掛に所属した山口半六(1858-1900)と久留正道(1855-1914)が設計を行い、彼らの指導のもと福田東吾と植田登が監理を担当し、植田が仙台の現場に常駐し監督す



図6 『改正仙台市明細全図』(1889年、部分)



図7 『最近実測仙臺市街全圖』(1925年、部分)



図8 旧東京音楽学校奏楽堂(筆者撮影)

るという布陣で進められた。明治21(1888)年の起工、同24年の竣工である。

前者の山口は東京帝国大学の前身となる大学南校を中退したのち、文部省貸費留学生としてフランスのパリ中央工芸学校で建築を学んだ。また、後者の久留は工部大学校でジョサイア・コンドル(1852-1920)のもと建築を学んだ経験を持つ。いずれも文部省建築掛の黎明期を支えたツートップで、山口・久留の両者在籍時の作品として東京都台東区上野公園に現存する「旧東京音楽学校奏楽堂」(1890年図8)が有名だ。

植田は宮城県土木課に在籍した技術者で、旧名を市太郎という。明治21(1888)年に三等技手として、明治25(1892)年に二等技手兼文部三等技手として従事したことがわかっており(『宮城県職員録』)、宮城県会議事堂など宮城県の近代化を象徴する建築をほかにも数多く手がけたことが知られる。植田は明治21・22年の時点で文部省技手を兼任している

が、まさに東北学院旧宣教師館設計ののちに、第二高等中学校の現場を担当したことになる。

3. 南六軒丁の宮城県第一中学校と山添喜三郎

東北学院旧宣教師館の建築と土地を語るうえで看過できないのが、県立の宮城県第一中学校である。この教育施設は、第二高等学校の南方に、宮城県尋常中学校を移転・新築することで明治32年に計画された(『最近実測仙臺市街全図』(図7))。第二高等学校と同様の、木造の校舎だった。やがて明治39(1906)年には、この建物の一部を活用することで仙台高等工業学校が設立される。しかし、同40(1907)年に宮城県第一中学校とともに全焼するという憂き目に遭う。すぐさま新校舎建設がはじまり、翌41(1908)年に復興するに至った。

明治45(1912)年、これらの土地が包摂されるように、東北帝国大学工学専門部が登場する(『仙台市全図』(大正元(1912)年)図9)。大正8(1919)年、東北帝国大学に工学部が設置されると、工学専門部が廃止されるとともに場所を移して独立し、大正10(1921)年に仙台高等工業学校として再出発する。昭和19(1944)年には仙台工業専門学校と改称された。

このように片平丁の土地は、いささか複雑な紆余曲折を経ながらも、昭和40年代以降に工学部・理学部・文科部が青葉山や川内へと移転するまでのあいだ、東北帝国大学発祥の地として、東北大学の中核として、官立教育施設が集まるエリアとしてその役目を果たすようになった。



図9 『仙台市全図』(1912年、部分)

第二高等中学校の営繕に植田登が現場監督として深く関わったことはさきに述べた通りであるが、その後輩として宮城県土木課に山添喜三郎(1843-1923)が勤務していた。山添は新潟県生まれの元大工で、東京で大工棟梁松尾伊兵衛に師事したのち、明治政府の命のもとウィーン万国博覧会(明治5年)で日本館を建設したという経歴を持つ。そのうち内務省を経て、仙台山居沢に新設する紡績会社の建築工事監督として来仙し、のちの明治18(1885)年に宮城県土木課に所属した。明治19(1886)年には八等技手として、明治29(1896)年には同課建築主任(農相係技手を兼務)として、大正6年には宮城県技師として在籍したことがわかっている(『宮

城県職員録』)。同課在籍中に「旧登米高等尋常小学校校舎」(1888年 図10)や「旧登米警察署庁舎」(1889年)など、宮城県下の近代公共建築の営繕を数多く担当した技術者だ。

明治32(1899)年に造営された宮城県第一中学校は、山添の設計による県立教育機関だった。木造二階建ての規模を持ち、おもに教官室が位置した一階と、大講堂が位置した二階による本館を中心に、その左右に翼を広げるように教室が広がっていた。寄棟造の瓦葺きで、下見板張りの外壁と引き違い窓を纏う。

このように、片平丁と南六軒丁は、宮城県土木課の技手にとどまらず、文部省建築掛の建築家の手に



図10 旧登米高等尋常小学校(筆者撮影)

よる学校建築が林立するエリアだった。これら技術者が手がけた建築の多くは消失したが、いくつかの遺構は文化財として指定されるなど、その歴史的価値が高く評価されている。現存する東北学院旧宣教師館の位置付けも、このような歴史的パースペクティブのもと理解する必要があるだろう。

4. 片平丁と南六軒丁の私学教育

片平丁と南六軒丁の教育施設の営繕に大きく関わった宮城県土木課の技術者たち。では、宣教師館と官立教育施設との関係とは一体何か。この問いを解くには、住宅と土地をめぐるいささか複雑な履歴がヒントとなる。鍵となるのが、植田が計画した三軒の住宅と土地をめぐるデフォレストの履歴と、仙



図11 新島襄

台での教育に奮起したさまざまな関係者たちの動向である。

宮城でのキリスト教伝道と教育の実践のため、デフォレストは妻と四人の子供とともに明治7年に来日する。「第二の同志社」設立のために東北地方への伝道を強く求めた

新島襄（1843-90 図11）、外交官・実業家でのちに日銀総裁を務めた富田鐵之助、宮城県知事を務めた松平正直たちの尽力と、アメリカン・ボードの資金とにより、宮城英学校の設立が企図され、その宣教師の一人としてデフォレストが招聘された。

まず、デフォレスト一家は清水小路の日本家屋に居住した。しかし、どうやらその日本式の生活様式になかなか馴染めなかったようだ。そこで、市原盛宏（1858-1915（図12））名義の土地に、宣教師が住み慣れた木造洋風建築を計画することになった。市原は宮城英学校の運営を担うべく同志社から来仙し、同校の副校長として、校長を務めた新島に代わり事実上の学校責任者を務めたことでも知られる。



図12 市原盛宏

「片平丁79番」および「南六軒丁6番-1」という旧地番の土地は、明治初期に市原の名義だった（図13・14）。デフォレストはまず、このうち「片平丁79番」に建てられた一軒に明治26（1893）年まで居住した。しかし、のちに宮城英学校が閉校に追い込まれると、アメリカン・ボードの宣教師たちの多

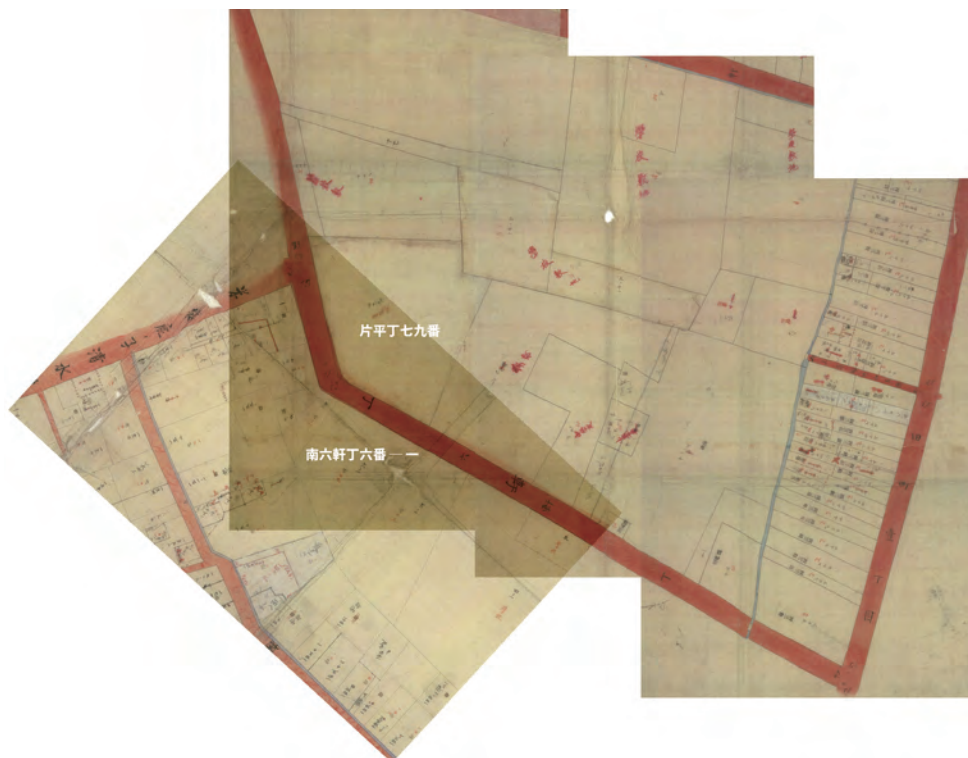


図13 仙台片平丁・南六軒丁旧土地台帳附属地図合成写真
（仙台法務局蔵、筆者追記）

図14 片平丁七九番および南六軒丁七九番旧土地台帳
(仙台法務局蔵)



図15 J・P・モール
(['Forty years in Japan,
1883-1923']より)

くが仙台を離れることになり、デフォレストも一時帰国することになった。

そのとき、デフォレストの住宅をリフォームド・ミッション（アメリカ改革派教会外国伝道局）に属したJ・Pモール（図15）が購入した。そして、市原が所有権を持っていた土地を、同志社が仲介となることで、東北学院

の創設者となる押川方義（図16）たちが購入することになった。時は明治28（1895）年、かつて宮城英学校の関係者が所有した「片平丁79番」の土地・建物を、仙台神学校の関係者たちがワンセットで購入したのである。



図16 押川方義

しかし、やがてモールは明治29（1896）年に東京へ発つ。押川たちは東北学院の切迫した財政状況への対応もあり、ついには片平丁の土地を明治30（1897）年までに売却することになった。

5. 仙台高等工業学校の焼失と片平丁宣教師館の立地

この土地をまず明治32（1899）年に購入したのが

宮城県だった。そして、この場に計画されたのが、先に触れた宮城県第一中学校である。そして、第一中学校の設計を担当したのが宮城県土木課の技術者たちだった。「片平丁七九番」の三軒の住宅と、官営・県営教育施設の建築群の営繕を、宮城県土木課がすべて設計あるいは監理したのである。

のちの明治39（1906）年には、建築の一部が仙台高等工業学校校舎として利活用される。しかし、先に述べたとおり、明治40（1907）年には不慮の火災により敷地内の建物が焼失してしまった。片平丁に存在した一棟の宣教師館がこの火災で焼失したのか、第一中学校創設の時に取り壊されたのかわからないが、この時点で三つあった宣教師館が二つとなったことは確かである。

これら三軒の住宅の場所を、陸軍第二師団参謀本部が明治24（1891）年に測量・作成した地図『仙台二万分之一』が今に伝える（図17）。「南六軒丁6番-1」の二棟にくわえ、「片平丁79番」の一棟を同一記号で標示する。現存する「旧仙台高等工業学校建築学科教室」が立つ場所に、「片平丁79番」にかつて存在した建築の痕跡を見出すことができるのである。

その後、明治29（1896）年にデフォレストはふたたびアメリカから来仙する。そして、用意された三軒の住宅のうち、「南六軒丁6番-1」の一軒に居住した。この住宅こそ、現存する東北学院旧宣教師館である。なお、三棟のうちのもう一棟は、先に



図17 『仙台 二万分一』(1891年、部分、仙台市博物館蔵)

も触れた通称「ブラッドショー館」として、昭和42(1967)年に解体されるまで東北学院大学の敷地内に存在した。

おわりに

片平丁と南六軒丁は、官営高等第二中学や県営第一中学校、東北帝国大学や仙台高等工業学校、同志社や東北学院など、さまざまな教育機関が関係者の熱意とともにひしめき合う一大エリアだった。そして、その熱意とともに多くの近代学校建築が開花した、いわば仙台のカルチエ・ラタンとでも言い得る様相を呈した。その経緯はいささか複雑で、官・民間問わず多くの関係者による試行錯誤の痕跡を今にまで伝える。現存する東北学院旧宣教師館を通して、日本の建築と教育の近代化の一端が、仙台を舞台とした中央や欧米とのさまざまな関係性が垣間見えるのである。

参考文献

- ・小倉強1976『明治の洋風建築：宮城県』（宝文堂出版）
- ・野村俊一編2014『デフォレスト館建造物調査報告書』（東北学院）
- ・野村俊一2015「デフォレスト館の創建と明治期の履歴」（『日本建築学会計画系論文集』80(707)）
- ・野村俊一編2019「官立高等教育機関営繕組織近代建築図面(東北帝国大学営繕課旧蔵)」に関する建築史的・高等教育史学的研究調査報告書（東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻空間文化史学分野）
- ・野村俊一編2019『「建築教育・研究資料(仙台高等工業学校建築学科旧蔵)」に関する建築史学的研究調査報告書』（東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻空間文化史学分野）
- ・櫻井一弥編2014『デフォレスト館建造物調査報告書: 補遺 建造物の来歴ならびにスレートに関する追加調査報告』（東北学院）
- ・宮本雅明1989『日本の大学キャンパス成立史』（九州大学出版会）
- ・東北歴史博物館2005『宮城県の近代化遺産：宮城県近代化遺産総合調査報告書』（宮城県教育委員会）
- ・国立近現代建築資料館2018『明治期における官立高等教育施設の群像：旧制の専門学校、大学、高等学校などの実像を建築資料からさぐる』（文化庁）

野村 俊一プロフィール NOMURA, Shunichi

1975年生まれ。2006年明治大学大学院理工学研究科建築学専攻後期博士課程修了。博士(工学)。東京藝術大学美術学部建築科教育研究助手、東京大学特別研究員、日本学術振興会特別研究員(PD)を経て、現職。主要業績として「黎明期の五山叢林とその建築・行事」（『東アジア海域に漕ぎ出す4東アジアのなかの五山文化』小島毅監修・島尾新編、東京大学出版会、2013）、『保存と再生の思考—災害・空間・歴史』（東北大学出版会、2012、共編著）など。

東北学院旧宣教師館（旧デフォレスト館）の 建築形式に関する再考察

神戸大学名誉教授
足立 裕司

はじめに

東北学院旧宣教師館に関する筆者の知見は既に2冊の報告書（2014年刊『デフォレスト館建造物調査報告書』以下報告書本編と略、2015年刊『同補遺』以下報告書補遺と略）に記載しており、その後の調査は行っていないことから、新たな知見を報告することは困難と思われる。しかし、2014（平成26）年のハーバード大学での調査を踏まえ、1冊目の報告書本編の内容を2冊目の報告書補遺で訂正したことにより、現在明らかとなっている本建物についての知見は両者を見比べるの必要があり、理解しにくい内容となっていると思われる。

さらに2019（令和元）年に行われたシンポジウムの後、日本キリスト教団仙台北教会の小西望牧師から当教会所蔵の貴重な写真資料の提供を受けることができた。それらは、ハーバード大学で見出したデフォレスト館に関する有力な史料となる手紙類および外観写真をさらに補完する新たな古写真も含まれており、これまで行ってきた考察を補強しうる史料であると考えられる。

本稿では、両報告書の内容を整理し、統合した内容として書き改めるとともに、前稿で留保していた内容のうち確定できた事項は改め、見落としや曖昧さが残る記述等について修正することとした。また、今後国指定重要文化財として修理が行われる際に多少とも参考になることを期待して、復元的な推論についても補筆した。

なお、既に報告した内容に大きな変更がなく、補筆する必要がないものについては適宜省略することとし、東北学院旧宣教師館という呼称についても、2016（平成28）年に国指定重要有形文化財に指定された際の正式指定物件名ではあっても、これまでの報告書ではデフォレスト館と称してきた経緯もあり、他の宣教師館との混同を避けるためにも、本稿では従来通りデフォレスト館として記述する。

1. 新規写真資料の検討

日本キリスト教団仙台北教会から提供を受けた新



写真1 教会注記「1887年頃 田丸邸」

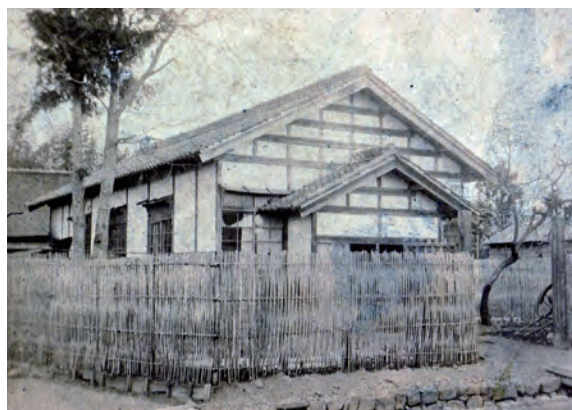


写真2 写真1と同じ建物（教会注記「1887年 初期袋町礼拝堂」）



写真3 教会注記「デフォレスト館」

たな写真資料のうち関連する写真を掲げる。

写真1～12までの仙台北教会所蔵写真のうち、写真6、7はハーバード大学所蔵資料と重なる。写真11は、アングルは同じでも報告書本編の資料編01よりは時代は遡るとみられる。写真12については同



写真4 教会注記「新デフォレスト館と宣教師館建築中」

じく本編13の“The Evolution of Missionary”の元になった写真と考えられる。その他は、少なくとも筆者の初見となる資料であり、これまでの考察に関連するものを掲げた。

写真1、2、3、4については、仙台北教会の注記ではデフォレスト館へと移る前の初期デフォレスト邸としている。筆者の立場から付け加えるなら、写真4は初期デフォレスト邸の可能性があり、しかも現デフォレスト館と同時に建てられた3棟のうちの1棟であるとすれば、外観も異なり、全国に現存する異人館と比べても古形に属する擬洋風のな外観を有している。バルコニーを支える柱も細く、高い耐久性は期待できないことから、その後撤去されたこともありうると思われる。野村俊一博士の今後の考察を待ちたい。

さて、筆者が検討してきた建築形式に関する新たな情報としては、まず写真5、6の関係が興味深い。写真5は、報告書補遺p.51に掲載した、J. H. デフォレストの母への手紙（1888年5月5日付）に、庭に紅葉の木を植えたという記述があるので、右手前に写る木がそうであるように思われる。樹形は日本の紅葉らしくないが、写真6では成長しているので写真5の方が先に撮られた写真であることは間違いない。残念ながら写真の解像度があまり良くないが、煉瓦造の大きな煙突と整然とした瓦の状態から、仙台北教会による注記通り竣工間もない時期に撮られた写真であると考えられる。

この他にも写真5には、台所横の木柵らしき囲いと大きな日本の桶が写っている。異人館としては全く見かけない風景であるが、どのような目的を持っているのであろうか。天水受けには大きすぎるように思われるし、必要度も高くないように思われる。

関連する写真8には、写真5よりもはっきりと大和塀が写っており、上階につながる管が確認され



写真5 注記「デフォレスト館完成」で間違いないと考えられる



写真6 1900年前後とみられるデフォレスト館



写真7 デフォレスト館南西隅（注記「婦人会」）



写真8 デフォレスト館東南隅

る。管は垂直に立ち上がり、途中から分岐して1階の屋根へと向かっている。これは、報告書本編でも推察を行った階段踊り場に設けられた中2階の浴室につながる給湯用のパイプではないだろうか。しか

し、大きな桶を長州風呂のようなものとする、覆いがないことは通常考えられないことである。あるいは、浴室の石鹼液の混ざった廃水を一旦溜めるものであろうか。今後の解明が求められる。

写真9、10も同じアングルではあるが、時代が異なっている。写真9の左端には、煉瓦造の煙突が写るが、10では上部が取り除かれて陶管に変わっている。写真5、6を比較しても同じように煙突が改修されており、当初の煙突では煙の逆流等が生じたための措置ではないかと推察される。

さらに写真9、10からは、台所の屋根が寄棟であることが確認される。また、書斎北面の出窓の屋根の状態から、台所北側の倉庫の屋根も寄棟屋根の北面を葺き下ろす形で処理されていたことが確認される。この2ヶ所の軒蛇腹の処理はかなり特殊な納まりであることから、前稿では竣工後の改修の可能性も検討したが、当初の状態を確認できたことは収穫であった。

特に、書斎北側の出窓の屋根は、すぐ横に控えた玄関の風除室の屋根と干渉しており、書斎の出窓の屋根の方を1段低く処理する方が常識的である。

同様に台所北の倉庫の屋根も寄棟屋根と縁を切り、寄棟屋根の軒下から片流れに処理するのが一般的な納まりである。しかし、この写真から現状が当初の形状であると判断されることから、軒蛇腹は寄棟屋根の軒蛇腹からケラバに沿って下がり、再び倉庫の軒先で水平の軒蛇腹となる。書斎の出窓についても胴蛇腹から庇の軒蛇腹として連続的に葺き下ろすという例のない納まりとなる。このような納まりは、水平部分と傾斜部分との調整が難しく、見え方としてもやや重々しくなるのであるが、敢えて難しい納まりを選んだところに建築師の介在を窺わせる。

2. デフォレスト館の建築形式

デフォレスト館の建設年代は、野村博士の詳細な研究とハーバード大学でのデフォレストの手紙（報告書補遺資料編Ⅱ参照）から、1888（明治20）年と確定されている。全国的にみても明治20年竣工の洋風建築は少なく、住宅建築となるとさらに限られている。このデフォレスト館の設計者については、同じく野村博士により「ウエダ」某という報告がなされている。この設計者が宮城県の技手・植田登であるかどうかは確定できないとしても、また、志子田光雄東北大学名誉教授の指摘するようにこの住宅がデフォレストの提案に基づくものであるとしても、



写真9 建設後10年以内の撮影と考えられる



写真10 台所の屋根形状と煙突の改変に注意
(他の写真の撮影年から推して明治36年の撮影とみられる)



写真11 愛宕山から仙台市内（教会注記）



写真12 書斎のデフォレスト（教会注記）

その技法や形態は、それ以前に建てられた日本の建物を参照して建てられていると考えられることから、竣工年代が確定されたことにより、他の外国人住宅とのより正確な比較が可能となる。

他の建物との比較については、デフォレスト館の経年的な変化を差し引いて考察する必要があるが、その変化については後述することとし、基本的な構成要素について比較を行いたい。前報告書において加筆修正する必要がある構成要素としては、外部に関しては基礎、外壁、窓、屋根、煙突などが挙げられ、内部については新たな資料が乏しいので、主に間取りについて検討する。

なお、建物現況は何度かの改修・改築を繰り返した結果である。現在分かっている改修の履歴は、1982（昭和57）年の改修と、近年の2008（平成20）年の改修である。それぞれ改修工事1、改修工事2としておく。改修工事1には工事前後のカラー写真のアルバムが残っており、改修工事2には前年に行われた竹中工務店による「東北学院大学シップル館調査診断報告書」（2007年9月付、シップル館は旧デフォレスト館の前に用いられていた呼称）が残されている。何れもこの建物の復元的考察には重要な示唆を与えてくれる資料である。

1) 基礎の特徴

基礎は高さ約300mmの軟石を加工した地覆（延石）を敷き、その上にイギリス積みによる煉瓦基礎を1枚積みの厚さで起ち上げ、その上に同材の葛石（土台石）を廻らせて基礎としている（写真13）。デフォレスト館は木構造なので、この組積造による基礎は基壇ともいうべきものであり、実際に葛石の上にさらに木構造としての土台を置き、一般的な木造の上部構造を組む。しかし、組積造と上部の木構造が意



写真13 ペDESTAL状に加工された地覆（石束の下部）

匠的に一体として設計されていることは注目すべき特徴といえる。

デフォレスト館では、独立柱と隅柱（壁端柱）の下には独立した形状をもつペDESTALと呼ばれている西洋建築で用いられる部位を置いている（写真14）。実際の構造としてはレンガ基礎が主であっても（写真15）、意匠的にはこのペDESTALが主で、その間を煉瓦で充填しているように見せているので



写真15 基礎の背面（手前にペDESTALの束が写る）



写真14 各部名称説明図

ある。このペデスタルの意匠的な効果は、ベランダにおいて発揮される。ベランダではレンガ基礎が入側の外壁に控えているために、独立柱を実質上も受けており、木製の菱格子を間に嵌めることによってベランダの軽快さを演出しているのである。

なお、ベランダ下の菱格子については、部材も新しいために改修工事2の際に取り替えられたことは明らかであるが、写真5、6からも当初からの形状を採っていたことが確認される。改修工事1の写真では抜けている部分も確認できることから、工事ごとに同じ形が維持されてきたことになる。ベランダの天井にも長崎のグラバー邸などにみられる菱組の格子が用いられていることから、床下の処理と見合っていると考えられる。

基壇と上部の躯体を上記のように一体的に処理する方法は、西洋的な規範に則った処理ではあるが、実質上の基礎となる煉瓦積みによる布基礎をわざわざ断ち切ることになる。構造的な弱体化はあっても、このペデスタルを置くことにより、南面に下がっていく斜面の差を処理し、南側の立面を軽快に処理することを優先したと考えられる。

その処理とは、北面では土中に埋もれているペデスタルの下部（礎盤）を徐々に現すことにより、20cmほどの傾斜を吸収しうる。このペデスタルの下部は地覆を加工した一体の材であるので、地覆がこのデフォレスト館の実質上の礎石ともいえる。

一見すると当たり前のように思われるかもしれないが、地業から礎石を据え付け、上部の大工仕事まで一貫した方針が決定されていなければできない処理であり、ここでも洋風建築を知る建築師の存在を窺わせる。

ところで、デフォレスト館のペデスタルを当時の技術に照らしてみると、地覆、束、葛石からなる構成と見なし、その間の煉瓦積みを鏡石と見なせば、古来用いられている壇上積み基壇に類似してくる。長崎や神戸の外国人住宅では、基壇は用いられていても礎石造の単純な床面（スティロパテス）であるので、このデフォレスト館の基壇の構成は、建物の出自を知る上で一つのヒントを与えてくれるように思われる。

石製のペデスタルは全国に残る洋風住宅としては珍しい処理であり、床高を意図的に上げようとしたとする志子田論文を裏付けているといえなくもない。1937（昭和12）年に撮られた建物の北西面が写った写真では延石が現在よりも露出しており、さらに南下がりの敷地のために確かに他の洋風住宅と比べ

ても床高は高くみえるが、北海道などの降雪地の住宅と比較するならば、特筆するほどの床高とはいえないであろう。志子田名誉教授が主張されている夏場の伝染病を考慮した結果という指摘は、C.ノッスの東北紹介（Tohoku, the Scotland of Japan, 1918）によっても補強されるが、積雪への配慮ということも可能性として考慮する必要がある。

2) 躯体部の特徴

上部の木構造の構成は基壇に対応しており、ペデスタルは隅柱か独立柱の下にしか置かれていない。逆にペデスタルがこの建物の当初の姿を示唆しているといえる。もちろん、基礎の据え直しということも考えられるので、発掘等の確認を必要としていることはいうまでもない。

躯体部であるが、水平方向はペデスタル上部の独立柱と付柱により分節され、垂直方向は胴蛇腹と軒蛇腹により分節されている。独立柱とベランダの部屋境に置かれた壁端柱（アンタ）は柱礎（ベース、礎盤）と柱頭をもつが、他の付柱は柱礎、柱頭がなく、下見板の押縁を兼ねた簡潔なものとしている。以上の特徴からみれば、南面に付されたサンルームが後補であり、当初は独立柱であったことが一目瞭然となる。同様の指摘は2階のベランダ廻りの改修でも明らかである。

外壁材としては、付柱と付柱の間の雨晒しの外壁では下見板張りペンキ仕上げとし、ベランダのように雨がかりにくい外壁では漆喰塗りとしている。このような使い分けは神戸の異人館でも見られる一般的な処理といえる（写真16）。

下見板に関しては、材として明らかに新しいものが確認できるが、改修工事2の事前診断では下見板の「全面的な塗装の改修」にとどまっている。また改修工事1の写真では下見板が朽ちているところもみられることから、この時にかなり全面的に張り替



写真16 デフォレスト館南面



写真17 下見板の斜張りの状態が分かる

えられたと考えられる。また、外部の漆喰壁もこの時に落とされ、塗り直されていることが確認される(写真17)。改修工事2の事前調査では触れられておらず、しかも雨掛かりではないので改修工事1の状態が残っていると考えられる。戦前期の改修の履歴や築後の経年を考慮すると改修工事1の前にも何度か塗り直されていると考えるべきであろう。なお、下見板は昭和戦前期の写真と現状の枚数、割り付け等が同じであることが確認できる。

3) 柱の特徴

デフォレスト館では独立柱と壁端柱、付柱が適宜使い分けされている。ペデスタルの上には柱の下部を支える木製の柱礎(ベース、礎盤)が置かれ、その上には柱身、柱の上部には方形の柱頭を置く。柱礎は、見え掛かりだけの処理であり、実際には柱の周りに別材の板を張り付けただけの化粧的な意匠である。

柱頭は一材で加工されており、化粧材の胴蛇腹を見掛け上支える。実際は胴蛇腹の奥に控えている桁と柱頭を介して柱の長柄により接続されていると考えられる。2階についても、同様に独立柱は柱礎、柱身、柱頭、そして軒蛇腹という構成をとる。

付柱(片蓋柱、隅柱)は下見板張りの壁面にのみ用いられている。付柱には玄関部分を除いて柱礎と



写真18 建物南東隅の独立柱



写真19 建物北西隅の付柱

柱頭は省略され、直接胴蛇腹、軒蛇腹を受けている(写真18、19)。

独立柱で特筆されるのは柱頭の形状と柱身の几帳面である。几帳面は後補の柱には付されていないので、几帳面だけでは当初材と断定はできないものの、改修工事1以前の柱であることは特定できる。柱頭はエキヌスにあたる部分が凹型の円弧(cavetto型)となっており、かなり珍しい形状であるが、その上部のアバクスが大きく取られているので違和感のない形状となっている(図1)。西洋建築の技法を理解せずに用いられているともいえるが、木造の柱として納まりは適切に処理されているように思われる。

以上のように、基礎から最上部の軒蛇腹まで、形状としては西洋の様式を正確に体現しているとはいえないが、西洋の古典主義建築の基本構成(オーダー)は踏まえていることになる。このような一方では基本に忠実でありながら、形状としては西洋と

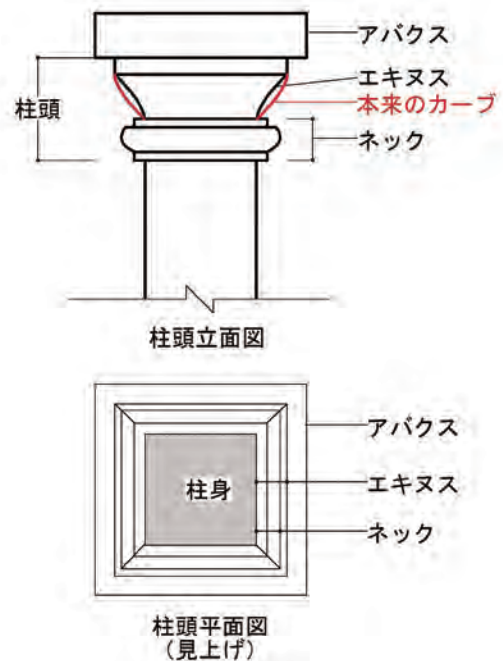


図1 デフォレスト館柱頭(赤線が通常採用される曲線)



写真20 旧リンガー住宅



写真21 旧オルト住宅外観

は異なっていることは、何らかの類例が存在したことを窺わせる。

幾つかの事例が思い当たるが、長崎の旧リンガー住宅（写真20、1868年）はその一つではないかと思われる。旧リンガー住宅は明治元年の竣工といわれており、ベランダの角型の列柱は石造ではあるが、柱の構成法だけをみればデフォレスト邸と似た柱頭を有している。さらに、同じ時期に建てられた旧オルト住宅（写真21）をみると、ベランダの列柱は比較的正確なトスカナ式のオーダーを有しており、旧リンガー住宅の形状とは一見ただけでは正確さにおいて異なっているように思われる。しかし、子細に観察すると、旧オルト住宅の列柱の中央に位置する車寄せの桁を支える2本の柱だけは角柱が使われており（写真22）、旧リンガー住宅の角柱と素材も形状も同じであることに気付くであろう（写真23）。



写真22 旧オルト住宅中央角柱

この2棟の住宅の柱形状の一致は、円柱ではさほど違和感のない処理ができて角柱となると西洋の規範から離れてしまうことを示している。西洋で



写真23 旧リンガー住宅の柱頭部

は、このような角柱は壁端くらいにしか用いられず、多くはピラスター（片蓋柱）と呼ばれる半柱として用いられるので、明治初期にはトスカナ式の角柱の範例を見出すことができなかつたために生じた形式ともいえる。

キリスト教伝播の地の一つである神戸に残る外国人住宅（異人館）と比較すると、例えば時代が下ってデフォレスト館と建設年の近い旧ハンター住宅（写真24、1889年頃）では角柱に角型の柱頭という似た構成法をもちながら、柱頭は簡略化され、ベランダの隅部にペア柱が用いられるなど、一体感のある洗練された処理がなされている。



写真24 旧ハンター住宅外観

デフォレスト館では旧ハンター住宅のような新しい形式は採らず、旧来の角型独立柱としている。柱頭は上述したように凹型に処理しており、それはちょうど寺社の柱の上に置かれる大斗を扁平にしたような形にもみえる。このデフォレスト館を設計した建築師はオーダーの構成法は遵守しながら、個々の形状としては本来のオーダーからは離れたバナキュラー（土着的）な形状を採用しているといえるだろう。

以上からデフォレスト館の柱頭は、明治初頭のいわゆるコロニアル・スタイルの移入時にみられる直接的な海外の影響ではなく、一旦国内に取り入れら

れ、部分意匠が取捨選択された結果生まれた形式であることを示唆しているといえるだろう。

なお、現状の柱の塗装は柱頭及び柱礎と柱身は塗り分けられているが、写真5、6と比較する限りにおいては塗り分けはなされていない。写真から判断する限りでは、窓の額縁と柱は同色で塗られ、下見板とは塗り分けられている。今後修理の際に色彩調査を行うことで、当初の色彩だけでなく、材そのものの年代を確定する根拠が得られる可能性がある。

4) ベランダと手摺

1、2階共に南面と東側の南半分に同じ平面形のベランダが付く。現状は1、2階の南側半分がサンルームとして改造されており、2階の東側にも風雨除けとみられる建具が嵌められている。この3つのサンルームはその意匠からみて異なった時期に設けられたと考えられる。史料から志子田名誉教授がその年代を検討されているが、1階サンルームが大正期、2階サンルーム西は昭和戦前期という推察はそのまま追認できる。また、2階サンルーム東は戦後期のものとみてよいだろう。ベランダには手摺と手摺子が付され、形状は内部の階段手摺と同じであるが、高さは異なる。個々の手摺子の形状には細かな違いがみられ、手仕事による轆轤引きによるものとみられる。

現状のベランダの手摺子には製作誤差ではない2種の形状がみられるが、写真5および写真8右上にわずかに写っている手摺子から当初の形を確認できる。

ところで、ハーバード大学所蔵の古写真（写真6と同じ）には他の写真にはない、手摺子が写っている。手摺子の間にもう1材を付加したようにみえるのであるが、この点についても今後の解明が待たれる。

3. 屋根形状と屋根葺材についての考察

デフォレスト館の屋根形状についての考察は、ほぼ報告書本編の考察通りといえるが、留保していた台所上部の屋根が寄棟であったことが写真9、10から明らかになったことで、屋根の形状についての問題点はほぼ解消されたと思われる。

本稿ではその他の屋根の特徴について簡単に再掲しておく。

デフォレスト館は寄棟屋根を基本としながら、書斎の西面に張り出したベイウインドウ上部の屋根は軒蛇腹の上に三角形の破風をのせて三角ペディメン



写真25 建物西面のベイウインドウ上部のペディメントと胴蛇腹

ト状に処理している。（写真25）。

また、玄関上部の屋根は、やはり胴蛇腹の上に円弧状の屋根を設けてセグメンタル・ペディメント状に処理している。反面、その頂部に和風の鱗付きの鬼瓦が冠されているので和洋折衷の雰囲気を醸し出している。

1、2階を分節する胴蛇腹（ストリング・コーニス、写真26）が必要以上に大きくなった理由は水切りとしての役割だけでなく、上記のようなエンタブラチュアとしての役割を持たせるためであったともいえる。なお、改修工事2の時まではスレートを葺いていたことが確認されるが、本来は銅板ペンキ塗りであったと考えるのが順当であろう。



写真26 玄関屋根の処理

屋根葺きの素材については、報告書本編で天然スレート葺きの可能性についてかなり詳細に考察を行ったが、結果的にハーバード大学所蔵の古写真が見出されたことにより、議論に終止符を打つことになった。

つまり、当初の屋根は棧瓦葺きであり、その後スレート葺きに替わり、現況のカラー鉄板葺きへの変化は工事2の時になされたことが明らかとなった。しかし、天然スレート葺きに変更した時期については、写真6が撮られた時期が明治末であることから、この頃までは瓦葺きであったことは確認されるが、その後の経緯については依然として詳らかにならなかったとはいえない。

結果的にはデフォレスト館には直接的には関係のない考察となったが、日本におけるスレート葺き屋根の起源として宮城集治監が最も古い国内産スレートの事例であることや、雄勝産のスレートが評価され、国内で需要が拡大していった経緯については貴重な知見になったと思われる。

筆者の報告書補遺の第五章「デフォレスト館の建設とその後の変遷について—明治初頭の雄勝産スレートとその技法を踏まえて」(p.18-27) および大沼正寛博士の第六章「仙台の近代建築と陸前地方の民家におけるスレートの普及について」を合わせて参照されたい。

1) 軒蛇腹の特徴

現在の軒蛇腹は曲げ加工を施した鉄板をつなぎ、ペンキ塗りしたものである。ほとんど例をみない工法であるが、折り曲げの精度がよく、遠目には漆喰とも、木製とも判断できないほど良く施工されている。実際にたたいてみて初めて押さえの釘跡があることと、わずかな継ぎ目から判別できる。おそらく当初は漆喰による蛇腹引きであったと考えるのが常識的であるが、木製の可能性もあることから、修理時の調査が待たれる。

2) 煙突の特徴

写真5、9から当初の煙突の形状が明らかとなった。写真5からは建物の南面の中央(食堂)と南東に位置する洋室(小児室)のための煙突が確認され、写真9からは当初の台所のための煙突が確認でき、写真10からは2本の煙道があることが判る。調理用の竈と暖炉用であろうか。あるいは、報告書本編でも指摘した中2階の浴室への給湯のためのものだろうか、やはり修理時でなければ解明できない事項といえる。

当初の煙突は上部に雨の吹き込みを防ぐアーチ(チムニー・アーチ)が架かっているが、10年程度で撤去され陶管に替えられている。この写真では確認できないが、降雨・降雪時のために、その後鉄板

の覆いが架けられたことが工事1の写真から確認される。

4. 平面と内部空間に関する考察

1) 基本寸法の確認

報告書本編で寸法が用いられていたことを報告しているので参照されたい。

2) 平面構成についての復元的考察

デフォレスト館は、全国に残るこの時期の住宅建築としてはかなり特殊な外観をもっている。特に平面にみられる複雑さは、従来知られているような類型とも大きく異なっている。東北地方としては最も古い時代に建てられた建築の一つだけに、類型が少ないことは首肯しなければならないが、その後の時代に属する洋館と比べてもあまり例がなく、源流であるアメリカのコロニアル住宅に照らしても同様である。

その一因として、結論を先行させることになるが、志子田名誉教授が指摘するようにデフォレスト自身が設計に関与したと考えると納得できるように思われる。一方、この建物は、細部や納まり等についてのこれまでの検討から、西洋の建築についての理解はあるが正規の西洋建築の知識ではなく、日本に受容された後の洋風建築、つまり日本的に解釈された西洋建築の知識をもつ建築師の介在なくしては実現しなかったのではないかという推察も想起される。

しかし、建築師が構想したとすればこれほど不整形な平面を有することは理解しにくく、報告書本編特論で指摘したような構想段階での平面の変遷を想定する必要がある(報告書本編五章特論およびp.167掲載の図を参照)。筆者は、その平面の変化にこそデフォレストの意見の反映があり、建築師がそれを承けて纏めたという推察を提示した。その仮定を基に、再度間取りについて検討することにする。

そのためには、竣工後のいくつかの改修を取り除いていく必要がある。ここでは先の報告書で後補であることが明らかとなった南西部の1、2階サンルームについては省略するが、階段以下の検討は本稿の内容にも関わるので一部修正を加えて再掲する。

階段

玄関にある階段(主階段)は、踊場までの蹴上が190mmであるのに、踊場から2階までは165mmと低くなる。主階段に対し、東側にある通用階段は、踏面

は266mm、蹴上は190mm前後と一定している。主階段が改造された可能性はこうした寸法の違いだけでなく、主階段では最初の4段だけに手摺が付けられ、その上は変則的に壁として処理していることから窺える。踊場の処理も途中で段差を付すなど変則的な処理となっている。

一般的に階段は洋館のもっとも重要な見せ場であることから階段は踊場からの折返しも含め、もう少し露出していたと考えられる。問題は階段の幅と奥行きである。現状の2階の階段の親柱と手摺を下階の階段ホールまで下ろしてくると、階段幅は踊場の納まりによって決まってくる。つまり、踊場には登りの手摺のための親柱と折り返しの手摺のための親柱が必要となり、ごく接近して親柱を設けたとしても階段幅は930mm程度しかとることができず、別の方法としては踊場、親柱を無くして螺旋状に納める変則的な方法しかない。もし踊場を螺旋状に納めたとすると、通用階段と合流する場所には別途小さな踊場が必要なので、この処理も可能性が低い。

つまり、踊場での段差をなくし、さらに蹴上を165ミリ程度に抑え、踊場の親柱を通常的位置に移すためには、踊場までを2段程度増やす必要があり、踊場の壁を東に530mm程度は移動させなければならない。

踊場の北側にある小部屋のドアと通用階段へのドアの納まりが接近しすぎていることから、主階段の踊場はもう少し東に位置していたか、通用階段の踊場と共有していた可能性が考えられる。図3のD室に隣接するクロゼットは後補であることから、主階段は大きな改変が加えられていると考えられる。

1階主階段の北の廊下

玄関ホールに面して設けられている階段横のドアは、額縁とドアの形状から後補であると考えられる。ドアを取り除くと奥に位置する台所と直接繋がることになるが、来客が手洗い・便所を使用することを考慮すると自然な状態となる。踊場の下に設けられた後補の棚等を除くと踊場の下部にドアを設けて遮る必要もない程度の見栄えにはなると考えられる。

書斎の改修

この部屋は、位置からみると客間も考えられるが、現状は改修により棚が増設され、完全に書斎としての機能に変わっている。改修に際して北側の出窓の内部枠回りが改修され、書棚等が設けられている。

1階洗面所

中2階にある洗面所は、当初は浴室ではなかったかと推察される。階下の1階洗面所の位置に浴室を設けることもできるが、そうすると客用の便所と両立しにくく、なによりも寝室の近くに設けられるべき浴室が離れてしまうことになることから階下に置かれるとは考えにくい。また、1階洗面所の北側の窓は当初からの窓と考えられるが、窓位置が低く、プライバシーが保ちにくいことも問題となる。

一方、浴室を1階洗面所以外に設けようとするれば、階下に影響を及ぼさないためには、この中2階の洗面所しかなく、しかも2階の諸室との繋がりもよい。

そのように仮定すると、写真9、10および2階屋根裏に残る痕跡から台所とこの洗面所の屋根は寄棟であり、現状と屋根勾配が変更されていないことから、この部屋を浴室として利用することは可能であったと考えられる。この部屋に残る横長の引違い窓は他の縦長の上げ下げ窓とは異なり、内部に用いられている額縁や窓ガラスも後補ではなく、当初材の特徴をもっている。しかも窓の位置が、他の部屋と比べて高い位置に設定されていることから、この部屋は浴室としての条件が整っていると考えられる。

実用上、中2階洗面所には煙突が東側に接していることから、お湯を沸かすための火を用いることもできる。写真9からも十分な高さの煙突が設えられていたことが確認できたことから、下階に浴室が設けられるまでは、浴室として使われていた可能性は高いと思われる。もちろん、その場合の浴槽は移動できる置き型の浴槽となる。



図2 デフォレスト館改修箇所推定図（1階）

以上までの改修の跡を取り除くと当初の平面図は図3ようになる。

5. 内部の間取りとその役割

建物内部の各部概要については先の報告書本編に加えて記すほどの訂正はない。現状の内部空間は、表面的には新建材で改修されて当初の姿が失われているが、新建材の背後には少なくとも当初材と同等の仕上げは残っているので、修理に合わせて撤去していけば、当初の姿が浮かび上がってくると考えられる。ここでは、間取りと内部の使い勝手について再考しておきたい。

デフォレスト館の間取りは居住者の変化に合わせて少しずつ改修されているが、主要室の間取りには大きな変化はなく、階段部分と台所と水廻りに改修の跡が残る。水廻りは居住者の変化や使い勝手に深く関係しているので、他の歴史的建造物でも往々にして生じる変化である。

階段は玄関に面した表階段と東側の通用階段が設置されている。このうち東側の通用階段は、ほぼ当初の状態を保っていると考えられるが、表階段は上述の通り大きな改修が加えられていると考えられる。この表階段の変化は、現状の壁や間仕切りを追認するなら説得力のある復原案は考えにくく、かなり大胆な推察が求められる。

この時に考慮する必要があるのは宣教師館としての性格である。報告書補遺のデフォレストの手紙や写真から確認できることであるが、宣教師の住宅はアメリカン・ボードの他の宣教師達や信者、生徒の訪問があり、場合によれば一緒に居住したり、一時的な宿泊もあったと考えられる。残されたデフォレストの手紙にもオープンな利用を考えていることが確認されることから、パブリックな領域とプライベートな空間（領域）をある程度分離できるように間取りを考えておく必要がある。

デフォレスト館を大きく2つの領域に分けるとすると、2階と建物の東側がプライベートな空間となり、西側の書斎と南側の西2室は（図3のグレーの部分）パブリックな性格を帯びることになると考えられる。2階についても来客を泊めるとすると北西に位置するAの部屋を用いることができそうである。

階段室は平面の中央に位置することから、2つの領域に自由に入出りできるように配慮するとともに、建物の格調という点からはある程度独立した空間にする必要もある。このような要件を解決しているのが表裏の階段に設けられた同レベルの踊場では



図3 復原平面図（ ）内は報告書本編表記の部屋名。
1階のグレー部分はパブリックな空間を示す

ないだろうか。踊り場を設けて階段を折り返すことにより上階を見通せないようにするとともに、踊場にドアを設けることで東側のプライベートな空間との行き来が調整できる。

また、木造では場所が限定される水廻りの部屋を中2階の踊場に設けることにより、2つの空間からの利用を適宜調整できる。領域の区分と使い勝手を配慮した巧みな処理であるように筆者には思われる。

以上のように考えていくと、これまでの1階の部屋の性格を少し修正する必要がある。つまり北西に位置する書斎から反時計回りに居間、食堂、小児室、台所と考えてきた部屋の利用は、上記のような領域性を考慮するなら、書斎から客間、居間、食堂、台所というような利用を想定する方が適切と考えられる。そのように想定すると、西側の2室はかなりパブリックな空間となり、中央の居間は引き込み戸により適宜利用が調整できる中間的な領域とすること

ができる。

問題は食堂である。イギリスの伝統的な間取りを想定すると、この南東の部屋は主婦室（ドローイング・ルーム）とするので、部屋の北側の引出に書かれていた小児室という墨書の通りの利用とも合致する。一方、神戸や長崎の異人館では台所と接して食堂を設けるので、現状では台所から一旦出て廊下から食堂に入るという迂遠な動線となることから食堂と考えるには難がある。

もし、上述したように表側の階段室の折返しの下を廊下として開放すると、さらに台所と食堂の関係は悪くなるが、仮定として現状では確認できていない食堂と台所境の壁に配膳できるような開口があるとすれば、そのような危惧は一挙に解消し、極めて順当な間取りとなる。

そのような場所を探すなら、通用階段の下に設けられている造り付けの引出戸棚（写真27）が該当しそうである。この引出戸棚の引出に小児室という墨書を見つけたので、報告書本編ではそのまま小児室と考えたのであるが、不整形な引出の配置にはやや不自然さが感じられる。しかも、台所側も同じ位置に同じ形状で低い位置に設けているのも不自然である。

この部分に台所と食堂を繋ぐ配膳台かドアが設けられていたと考える方が自然であるように思われるのであるが、やはり今後の調査に期待するしかない。



写真27 食堂（前報告書では小児室）の北面の造り付け引出

6. 宣教師住宅としてのデフォレスト館

1) 様式について

一般に異人館と呼ばれているビルディング・タイプは、日本人が建てた西洋館とは異なる傾向があり、多くはコロニアル・スタイルに類別されている。しかし、このコロニアル・スタイルと呼ばれる様式には、例えばその出自をアメリカに限ってみても、南部と北部、西部と東部というだけでも大きな違いが

あり、しかもそれぞれの地域を支配していた宗主国や時代によっても違いが生じる。日本の異人館を一言でコロニアル・スタイルと呼ぶことはやや乱暴な類別であると言わざるを得ないのであるが、逆に、日本での異人館には一定の共通性があることも事実である。

例えば神戸の異人館では、風見鶏の館のように設計者がデ・ラランデのような有名な建築家により設計され、しかも明治末に建てられた建物では、一般的な異人館とは大きな相違があるが、例外的な存在ともみなしうる。一般的な神戸の異人館は時代が大正期、昭和期になっても共通する性格があり、本国ではすでにコロニアル・スタイルではなくアメリカン・ビクトリアン、あるいはクィーン・アン・リヴァイバルとか呼ばれる19世紀末の時代になっても、それよりも古いコロニアル時代の形式を日本の中で保持していたためと考えられる。

デフォレスト館にみられる非対称形、複雑な屋根形状といった性格はアメリカのコロニアル・スタイル以降のアメリカン・ビクトリアン、クィーン・アン・リヴァイバルの性格（写真28、29参照）として



写真28 アメリカン・ビクトリア様式の一例
(1888年、「An Encyclopedia of Domestic Architectural Detail」より転載)



写真29 日本におけるアメリカン・ビクトリア様式の一例
(武藤山治旧邸、1907年)

指摘できるが、一方、細部の繊細な装飾性や部分の分節性、円形の塔やパラディアン・ウィンドウなど特徴的形狀の使用、ピクチャレスクな多素材の使用などといった特徴をデフォレスト館は持たず、むしろそうした華やかな傾向とは反対の傾向を有している。

デフォレスト館はこの時代に建てられた外国人住宅とくらべると、一見して外観が複雑であり、形式的な統一性を欠いている。しかし、4の2)で検討したように、変則的な意匠となった原因を当初の間取りからの変更にあると考えると、外観の複雑さも理解できる。つまり、間取りとして変更されたと思われる食堂と台所が東側の立面の柱をずれさせていると考えられ、北側も玄関の横に水廻りと台所が張り出した結果、統一性を欠くことになったと考えられる。逆に東側1/3に当たる食堂と台所を北に移動させても、南立面にはあまり影響を与えていないので、南面はベランダ付きの異人館とそれほど乖離したものとはなっていない。また、西面についても間取り上、ほとんど変化していないので、外観上は最もまとまりがよく見える。

以上のように考察を進めていくと、このデフォレスト館の複雑さはコロニアル様式以降に流行したピクチャレスクな様式にみられる複雑な外観構成とは異なり、シンプルな外観構成をもつコロニアル・スタイルを基本としていると考えられる。

2) 宣教師住宅としての特徴

デフォレスト館が扱った様式はコロニアル・スタイルであるから見なしても不都合はないであろう。もちろん個々の建物にいくらかの差異が認められることを条件にする必要があるが、ほぼ共通する特徴は指摘しうる。1、2階にベランダをもち、屋根は日本の椼瓦葺きとし、暖炉ごとに煉瓦造の煙突が立つ。外壁は下見板張りペンキ塗り、窓は上げ下げ窓、鎧戸が付く。多くの場合、ベイウィンドウが重要な部屋に付される。

以上のように特徴を挙げていくと、共通性が勝っているように見えるが、実際は上述したように平面上はかなり特異な形状を採っており、構想段階での変化を考慮しなければ理解しにくい建物といえる。ただし、間取りとしてやや変則的ではあってもそれをもって宣教師館の特徴といえるほどのものとはいえないように思われる。

また、オーダー状の柱の処理も公共建築ではない住宅建築としてはユニークといえるが、この建物

に携わった建築師の解釈が反映されたコロニアル・スタイルの一つのバリエーションとみるべきであろう。

建物の規模についても、デフォレストの母への手紙にあるように、彼の実家の規模よりも大きいと記しているが、他の宣教師の住宅と比べて特筆するほどの差異ではない。

それでは、逆に宣教師の住宅には全く特徴がないかということ、上述したとおり訪問者が多く、宣教師間の共通利用といったことも生じることから、パブリックとプライベートの空間をかなり明確に区分しようとする傾向は指摘できるのではないだろうか。特にプロテスタント系の宣教師住宅では信者を招いて行われる催しも多いように見受けられる。

そうした活動を前提とすると、例えばデフォレスト館にみられる表と裏に2つの階段を設けるということも理解できるように思われる。全国に残るプロテスタント系の宣教師住宅を調べても、このような階段を有する建物は2例だけであるが、前橋市の共愛学園に保存されているアメリカン・ボードの宣教師住宅にも同じような階段が設けられている(写真30 1892年)。デフォレスト館と支援組織が同じで建設時期も近いので指摘しておきたい(図4)。

他にも弘前学院外人宣教師館(国重文、1906年)に同様の階段がみられる。

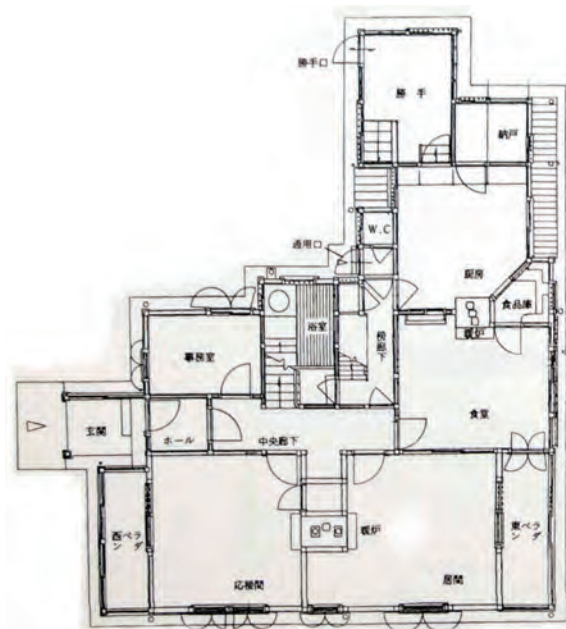


図4 二重階段を有する共愛学院宣教師館
(共愛学院作成パネルから転載)

プライベートな空間を明確に分けている事例は外国人住宅一般の特徴でもあるが、上記の宣教師住宅を含め、明治学院インブリー館(国重文、1889年頃)



写真30 共愛学院宣教師館

や尚綱学院宣教師館（1896年）など、かなりの事例がみられる。

もう一つ、これまでデフォレスト館の特徴を考察してきて気付いたこととして、書斎が重視されていることが挙げられる。改造により書棚を増やすなど、その後の居住者も同様に書斎を重視していることを示しており、全国的にもいくつかの事例がみられる。使い勝手が判らなくなっている事例も多いが、上記、尚綱学院宣教師館や明治学院インブリー館などで確認される。書斎は生活の場ともいえるが、一般住宅になくってはならない空間ではない。それは、考察の場、信者との共有の場、事務的作業を行う場と考えるなら一つのプロテスタント系宣教師住宅の特徴といえるように思われる。

足立 裕司プロフィール ADACHI, Hiroshi

1949年生まれ。神戸大学工学研究科修士課程修了後、設計事務所勤務を経て1977年より同大学にて研究・教育に従事、2014年に退職。専門は近代建築史・建築論。共著書に『武田五一・人と作品』（博物館明治村編、1987）、『日本の眼と空間 もうひとつのモダン・デザイン』（セゾン美術館編、1990）、『フランク・ロイド・ライトと武田五一 日本趣味と近代建築』（福山美術館、2007）、『再生名建築』（鹿島出版会、2009）他。この他、兵庫県文化財九鬼家住宅、同志社女子大学ジェームズ館、神戸大学六甲台講堂・本館・図書館、西脇小学校などの保存修復工事を手がける。

東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)の塗装と変遷

—オリジナルとオーセンティシティ—

日本女子大学家政学部住居学科准教授

是澤 紀子

1. はじめに

広瀬川に南面した日当たりの良い土手に、重要文化財東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)はひっそりと佇んでいる。1887(明治20)年の冬、3棟の宣教師館の1つとして建てられた2階建ての木造住宅で、複数の居住者の変遷と、大学施設としての役割を経て、価値が広く共有される建築遺産へと変化を遂げてきた。その間、維持管理や改修等によって、幾度も人の手が加わり継承されてきた。その様子が刻まれた記録のひとつに建築の塗装がある。

東北学院旧宣教師館のように建築当初から現在までの塗装を保持している近代建築について、近年の文化財修理の実績は蓄積されつつあり、中には木部の塗装を施した建築が多数存在する。しかしながら、目視の調査にくわえて塗装の一部を試料として採取し、塗膜層の断面を顕微鏡で観察することによって変遷を分析する調査となると、まだまだ事例が多いとは言い難く、近代建築の塗装には不明な点も多い。とくに塗装は美観のみならず木部を保護する役割もあり、その変遷が著しい要素の一つといえ、建築の履歴を知る上で看過できないものである。

2. 塗装の変遷にみるオリジナルの積層

たとえば近年、筆者らは日本女子大学の「成瀬記念講堂」(文京区指定有形文化財)の耐震補強改修工事にて木部の塗装調査を実施した。そこでは目視による調査にくわえ、表面をこすり出す調査、さらに試料採取による調査について、部分解体を伴う修理のさなかに複数回実施した結果、建てられた当初の明治期から現在に至るまでの塗装の変遷が判明した。

この建物は、1902(明治39)年に開館した煉瓦造の「豊明図書館兼講堂」の時期を経て、関東大震災で煉瓦壁が崩壊し、すぐさま外壁を木造として復興再生した「豊明講堂」の時期、さらに1961(昭和36)年に創立60周年を機に改修した「成瀬記念講堂」の時期という、大きく3つの時期を経ている。今回、

各時期当初の塗装にとどまらず、その間、また現在までの塗装の変遷が明らかになったのである。これは、3つの時期のオリジナルの部材が、現存する建物に残されていたからこそ知り得た情報である。このことから、ともすれば現代の科学と技術ではいまだ知り得ない情報を、後世にゆだねることも視野に入れてオリジナルを継承することが、文化財のオーセンティシティ、いわば「ほんもの性」を継承することに繋がるものと考えられる。

東北学院旧宣教師館もまた、1887年当時の姿から、玄関の風除室やサンルーム、屋根裏部屋等の増改築を経て、現在まで継承されてきており、それぞれの時期の部材を保持している。明治期にはどのような塗装が施されていたのか。その後はどのような変遷を辿ったのか。維持管理として、比較的短い期間で施される塗装だからこそ、その変遷と改修履歴との相関から見えてくる歴史がある。その一端を紹介したい。

3. 東北学院旧宣教師館の木部の塗装と変遷

(1) 調査の概要と限度

この調査は、東日本大震災を受けて保存および活用の機運が高まったことから、現状の価値を明らかにするために実施する機会を得たものである。したがって、解体修理時などに行える調査とは異なり、原則、現状のまま目視で確認できる箇所を観察にもとづく非破壊調査であった。建築物の塗膜層自体の価値を尊重して、劣化や損傷により一部が剥離している箇所など限られた塗装範囲面を対象としなければならないことから、目視調査に基づき塗装試料の採取箇所を決定し、2012(平成24)年から翌年にかけて採取した試料について塗膜層断面(図1)の顕微鏡観察を実施している。そのため、今後、文化財修理が実施される際には、修理方針の策定や手法の選定にあたり改めて調査が必要となろう。

なお、この塗装調査では木部塗装の目視観察による分析を窪寺茂(建築装飾技術史研究所所長)が担当し、塗装試料の作製及び顕微鏡観察には江龍修

(名古屋工業大学大学院教授)と鳥津美子(国立歴史民俗博物館助教)、高田悦子(名古屋工業大学是澤研究室学生)の協力を得て実施し、目視調査の結果とあわせて考察を試みた(図2)。塗装の試料を採取した主な箇所は図3に示すとおりである。建具額縁のモールディングや柱を中心に採取しており、いずれも油性塗料である。

これらの分析にもとづく成果は2014(平成26)年刊行の『デフォレスト館建造物調査報告書』(学校法人東北学院)に記載しているが、その後、2014年に足立裕司(神戸大学大学院名誉教授)、野村俊一(東北大学大学院准教授)らとともに調査訪問したハーバード大学ホートン・ライブラリーにて、アメリカンボード関連資料から、1896(明治29)年以降の状態とみられる写真が発見された。デフォレストが再来日して住みはじめた頃とみられる写真である。この検証を踏まえた塗装の考察について、2015(平成27)年刊行の『デフォレスト館建造物調査報告書 補遺建造物の来歴ならびにスレートに関する追加報告書』に補足している。

さらに2015年および2016(平成28)年にも鳥津ほか、村上藍・榎本綾(日本女子大学是澤研究室学生)の協力を得て、図3に赤枠で表示した増改築部を中心に、目視調査および試料採取による追加調査を実施した(図4)。以上の調査にもとづく考察をふまえ、当初の塗装と変遷のあらましについて、外部の塗装、外部が内部化した箇所の塗装、内部の塗装にわけて述べてみたい。

(2) 外部の塗装

現在の外部の塗装に関しては、1982(昭和57)年に「東北学院シップル館改装工事」として塗装が施された記録がある。当時の建物の呼称であった「シップル館」の工事では、内部と外部ともに、柱や建具廻りから家具に至るまで実施され、現状の上塗となっているベージュ色が塗装されたことがわかった。

しかしながら、1982年より前の旧塗装は、工事の際のケレン作業により大半が失われたようである。このことは外部から採取した試料の塗膜層断面をみるとよくわかる(図5)。上塗のベージュ色の下には、白色の下塗のみ確認できる。ただ、今後の修理にあたり調査が実施できれば、旧塗装は見出せる可能性があることを指摘しておきたい。

いっぽう、もともとは外部でありながら、増改築によって現在内部となっている箇所がいくつかある。ひとつは二階の屋根裏部屋で、柱頭のある南東

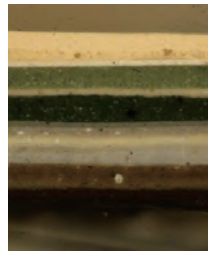


図1 塗膜層断面例



図2 2013年の調査の様子

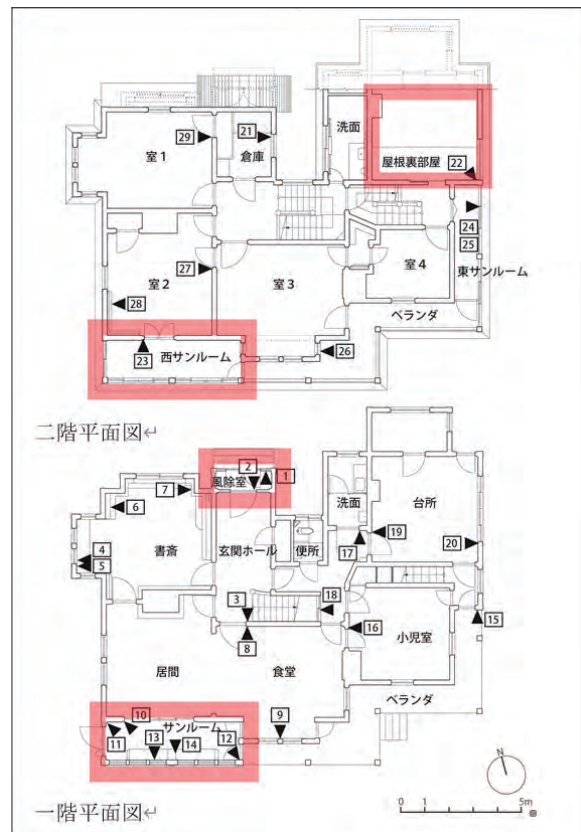


図3 平面図と主な試料採取箇所(2012-13年調査)



図4 2015年の調査の様子(試料採取と記録)



図5 外部柱の塗膜層(実体顕微鏡写真)

柱をみると、柱西面には切断された下見板の断面が見つかった（図6）。すなわち創建当初はここが外部であったことがわかる。この青灰色の柱から採取した試料の塗膜層を分析したところ、最下層に灰色、その上に茶色、白色、鶯色、白色、黄色、茶色、白色、茶色、白色、そして現状の青灰色と11層も認められた（図6）。これは2015年の追加調査で試料を樹脂に再包埋して分析を進めた結果、2014年の分析時には見出せなかった塗膜層が確認できた。これらに対して、他にも当初に外部であった一階風除室、一階サンルームの試料の塗膜層を分析し、相互に比較検証することによって、当初の外部塗装は茶色であり、灰色の下塗を施していたと推察するに至った。その後は、上塗でいえば、鶯色、黄色、茶色、茶色、青灰色と5回塗り替えたのち、屋根裏部屋が増築されたと考えられる。これ以降の外部塗装に関しては、今のところ現在のベージュ色まで不明である。なお、上記のように塗膜層は採取する箇所やそこから切り出して包埋する部分により欠けているなど多様な様相を見せることから、今後の解体修理の際に、状態の良い箇所を複数採取して比較検証することが望まれる。

(2) 外部が内部化した箇所の塗装

屋根裏部屋に続いて、ここでは一階正面玄関の風除室と背面のサンルームの塗装から読み取れる変遷を紹介しよう。いずれも後世に増築されているが、それぞれの時期は異なっているようである。

現在の正面玄関と風除室をみると、柱の柱頭部分に着目されたい。この正面にはめられたガラスの



図6 屋根裏部屋柱とその塗膜層（実体顕微鏡写真）

建具は柱頭を切り欠いて挿入しており、また柱身の角には几帳面と呼ばれる装飾を伴った丁寧な面取りが施されている。これらのことから、風除室は創建当初にはなく、柱頭のある二本の柱は独立柱で、ここはオープンな吹き放しであったとみられる（図7）。

そこで風除室内部にて、北面と南面の部材からそれぞれ試料1と2を採取して比較分析したところ、最下層に違いが確認できた。すなわち、当初は外部であった南面の扉上にある楣から採取した試料2の最下層には、増築部の北面窓台から採取した試料1とは異なる灰色と茶色の塗膜層が見出せたのである。北面の試料1には、図7下の表の左端に示すように

No.	floor level	locations paint samples				colors																																	
		rooms	sides	parts	beige (1982)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	brown	olive green	wood included																
1	1F	windbreak room	north	window-sill	Be	—	W	O	Be	dO	dO	BG	—	G	Cw	G	—	G	BG	—	—	—	—	—	—	—	Br	Br	—	O	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	1F	windbreak room	south	lintel	Be	—	W	O	Be	dO	dO	BG	G	G	Cw	BG	W	G	BG	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図7 正面玄関の風除室と試料採取箇所とその塗膜層（実体顕微鏡写真）にみる変遷

現状のベージュ色まで試料2と全く共通した塗膜層が確認できる。これより、創建後、比較的早い時期に風除室として整備されたのち、南側の当初の外観とあわせて北側も、灰色の下塗と茶色の上塗が施されたとみられる。さらに、南側の茶色は屋根裏部屋柱にみた当初の茶色と同じ色調を呈していることが指摘できる。

このように風除室の北面と南面でそれぞれ確認できた二種類の茶色について、両方を保持している塗膜層が発見された。それが背面側の一階サンルームにある南東の柱から採取した試料12である（図3、8）。ここもまた、風除室と同様に当初は吹き放しで、一階と二階ともにベランダであったことから、サンルーム南東の柱は創建当初は外部であった。このことから風除室を増築した際に、増築部分の塗装にとどまらず、外部であった他の部分全体にも、当初とは異なる茶色の塗装を施した可能性がうかがえるのである。これはすなわち、風除室内部に関しては、内部化してもなお外部と同様の塗装を施していた時期があることを示唆する。

次に、内部化したサンルームから読み取れる内部塗装の変遷について、古写真も参照しつつ触れておこう。サンルームは当初、吹き放しのベランダであった。その頃の様子は、仙台高等工業学校の卒業アルバムでは1910（明治43）年や1921（大正10）年の写真で確認できた。その後は1926（大正15）年の写真にサンルームの様子がみられたことから、明確な時期は不明であるが大正末頃の増改築とみてよいであろう（図9）。すなわち、デフォレストが1911年に没した後、夫人が神戸へ移り、1917年にリフォームド宣教師社団の所有となってからの出来事である。これらに対して、さらに時代を遡る古写真としてハーバード大学ホートン・ライブラリーで見つけたのが、台紙に"House of Rev. J. H. DeForest at Sendai. Cost about \$2200.00."と記された写真である（図10）。先述した2015年の報告書にあるように、創建当初ではなくデフォレストが二度目に来仙した1896年以降の写真である可能性が高い。これを1926年の写真と比較してみると、サンルーム増築後には建具廻りに対して柱の明度が高くなっていることがわかる。

以上をふまえ、改めて一階サンルームの南東柱の塗膜層に着目してみよう。図8左図の最下層から最上層である現在のベージュ色まで多数の層が確認できる。ここで最下層の茶色の上に鶯色が一層、さらにその上に茶色の塗装が続き、クリーム色と鶯色の

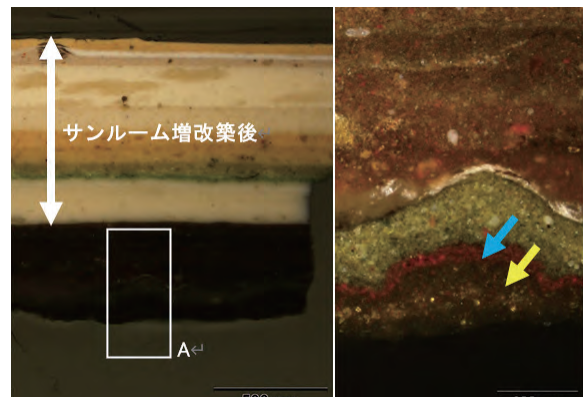


図8 サンルーム南東柱の塗膜層
実体顕微鏡写真(左)とA部分拡大図(右)



図9 東北学院専門部建築中写真(部分)
(大正15年, 東北学院大学所蔵)



図10 ハーバード大学ホートン・ライブラリー所蔵写真

塗装が各々複数層塗り重ねられている。留意したいのは、下層の鶯色と上層の鶯色とは異なるものであり、前者は屋根裏部屋やサンルームでも茶色の上に確認できた、「外部」としての塗装とみられる。その証拠としてサンルームから採取した増築部の塗装には一切見出せない。いっぽう後者の鶯色は、サンルームの試料すべてに共通する層で増築後とみてよい。これは、その下にあるクリーム色層も同様であり、とくに増築部から採取した塗膜層は最下層がクリーム色となっている。このことから増築前の茶色

から増築後にクリーム色へ変化したと解釈でき、先の写真にみる明度の違いも首肯できる。しかし、ここでサンルーム内に設置された造り付けの腰掛と南面の窓枠内側をみると、最下層であるクリーム色の層がきわめて薄く一層のみであった。これは鶯色の下塗と考えられる。そこで腰掛の塗装が剥がれた箇所紫外線を照射した結果、当初はワニス塗であったことが判明した(図11)。したがって、サンルームとなった当時、すでに茶色で塗装されていた既存の部材はクリーム色で塗装したが、腰掛や南面窓枠内側など新設部材はワニス塗であったとみられる。

サンルーム増改築後の内部の塗装は、その後に鶯色となり、以後はベージュ色、クリーム色、灰色、現在のベージュ色へとほぼ同系色で塗り重ねられていった。図11の右図にサンルーム増改築後の下塗と上塗の判断を示す。ここでの鶯色からベージュ系へと移行した時期については、古写真より1934(昭和9)年の春から翌年春までの間と推察している(図12)。外観の写真ではあるが、内部で腰掛が設置されている中央4枚の建具のみ1934年には暗色を呈していたものが、翌年には明るくなっていることがわかる。これは1930(昭和5)年にポール・L・ゲルハード一家が居住しはじめてから、およそ5年目にあたる頃である。

(3) 内部の塗装

先に触れた1982年の「シップル館改装工事」の際、塗装されなかった箇所として、屋根裏部屋のほか二階の倉庫がある。このうち屋根裏部屋は当初は外部であったが、二階倉庫は当初の状態を現在まで保持していた。ここの東面及び南面にある建具額縁には、他の居室にはみられない茶色の塗装が施されている。採取した試料の塗膜層をみると、層数もきわめて少なく、ほぼ同様の二層の茶色が塗り重ねられていることが判明した(図13)。この茶色が創建当初の内部の基調色であったと考えられる。唯一、現在まで塗り重ねられずに継承されてきた、創建当初のオリジナルの塗装として貴重であるといえよう。この茶色は顔料に黄色の粒子を含んでおり、外部の当初の塗装とみられる茶色とは異なるものである。

なお、終戦直後のデフォレスト館について、進駐軍に接収された時期に「青みがかった灰色」の外壁が塗り替えられたという志子田光雄(東北学院大学名誉教授)の証言がある。当時を知る人の記憶に深く刻まれるほど、その色調に大きな変化を与えた塗り替えがあったことがうかがえる。たとえば一階台

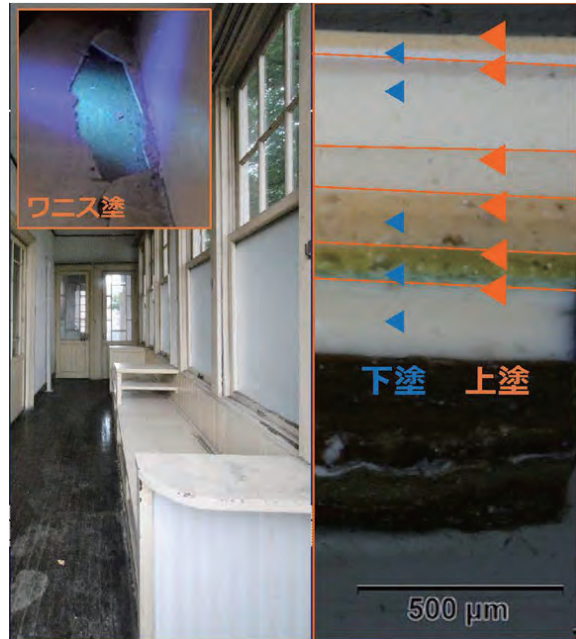


図11 サンルーム腰掛(左)と南東柱の塗膜層断面にみる増改築後の塗装の変遷(右)



図12 1934年春(左)と1935年春(右)の集合写真(東北学院大学所蔵写真)



図13 二階倉庫建具の塗膜層(実体顕微鏡写真)

所の建具額縁から採取した試料や、二階南西のサンルームに面した室2の建具額縁及び書棚から採取した試料をみると、他のどの試料にもない赤色やピンク色の塗装が各々一層だけ確認できる。これらは上記を踏まえると、終戦直後の塗り替えによるものではないかと考えられるのである。

4. おわりに——今後の方針策定のために

これまで東北学院旧宣教師館の塗装について、内部と外部の当初の基調色から、その後については現在知り得た情報から、その変遷の一端をみてきた。建てられた当初に限らず、後世に増改築された箇所を中心に、各時期のオリジナルの部材に着目することで、明治期の塗装とその後の変遷を読み解くことが可能であると考えられる。これは今後、文化財修理の際に、さらなる調査を重ねることで、より歴史を語る情報が得られ、建物の価値を明らかにすることができるだろう。また、顕微鏡観察による塗膜層の断面でみられた色調は、塗膜層の表面をこすり出して分析する手法で得られる色調とは見え方が異なる。そのため、文化財修理時にこすり出しを実施できれば、塗膜層断面の情報とあわせて、保存修理のための材料選択にも有用な手掛かりが得られるであろう。以上のような調査は、建物に蓄積されてきたオリジナルの声を聴き、評価を共有することによって、オーセンティシティを継承していくための営みである。これらの成果が、その一助となれば幸いである。

【参考文献】

- 1) Noriko Koresawa, Yoshiko Shimadzu, Shigeru Kubodera, Shunichi Nomura, Hiroshi Adachi: Transition of the Wood Painting and the Color on De Forest Hall as a History of Modern Architecture (The 11th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia), 2016, 890-894
- 2) 『デフォレスト館建造物調査報告書』学校法人東北学院, 2014
- 3) 『デフォレスト館建造物調査報告書—補遺 建造物の来歴ならびにスレートに関する追加調査報告』学校法人東北学院, 2015
- 4) 是澤紀子「成瀬記念講堂の保存再生とオーセンティシティ—耐震補強改修工事完了に寄せて」『成瀬記念館』No.34、日本女子大学成瀬記念館、2019、50-61頁。
- 5) 是澤紀子・島津美子・加藤雅大「日本女子大学成瀬記念講堂の塗装とその変遷—耐震補強改修工事に伴う実践的研究—」文化財建造物研究—保存と修理、vol.5、2020、36-47頁。

是澤 紀子プロフィール KORESAWA, Noriko

名古屋工業大学社会開発工学科建築学コース卒業。米国の設計事務所を経て、東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻博士前期課程修了。東京文化財研究所修復技術部研究補佐員の間、名古屋工業大学大学院工学研究科博士後期課程修了。博士(工学)。東京藝術大学大学院美術研究科教育研究助手、名古屋工業大学大学院工学研究科准教授を経て、現在、日本女子大学家政学部住居学科准教授。

鈴木義男に関する新資料（その2）※

東北学院史資料センター客員研究員・東北学院大学名誉教授

仁昌寺 正一

東北学院史資料センター客員研究員

雲然 祥子

はじめに

東北学院創立120周年記念事業の一環として行われた図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』の刊行（2006年）から、15年が経過しようとしている。この間、鈴木義男に関する調査・研究活動が継続され、数冊の報告書¹が作成されてきたが、そうしたなか、2017年・2020年には、NHKの主要番組において鈴木義男が取り上げられた²。

こうした活動が続く中で、新たに発見された資料や、鈴木義男の関係者から新たに寄贈された資料などが数多く蓄積された。本稿では、これらの資料のうち、おもに2015年以降に収集された資料を紹介したい。

本稿における資料紹介にあたり、2つのことに言及しておきたい。第一に、執筆者を仁昌寺と雲然の連名としたことである。図録の刊行、およびテレビ・新聞等に鈴木義男のことが取り上げられるたび、東北学院史資料センターには鈴木義男に関する情報が次々と寄せられるようになった。その対応を

はじめ、資料収集・分析・検討にあたったのが、この2人であったからである。

第二に、本稿で解説する資料の選択についてである。その選択の基準については、仁昌寺が現在作成中の鈴木義男の評伝に直接的・間接的に関わると思われるものを優先した。これらはいずれ、評伝の中でも引用することを視野に入れているからである。そのため、本稿は、鈴木義男の生涯に沿ったかたちで資料を紹介・解説していくこととなる。

なお、本稿は「鈴木義男研究会」における研究成果の一つでもある。同会は、2018年12月に、鈴木義男に関する資料等を吟味し、鈴木義男の思想と行動を総合的に考察・把握することを目的に、齋藤誠（東北学院大学法学部教授、東北学院史資料センター所員）、仁昌寺、雲然（当時、同大学大学院経済学研究科博士後期課程）の3人で立ち上げたインフォーマルな研究会であり、2週間に1回のペースで行われて、今日まで50回近くにまで及んでいる。この研究会での成果は、齋藤誠による論稿「鈴木義男研究序説－歴史的意義を再考すべき3つの仕事－」（『東北学院大学経済学論集』第194・195号、2021年3月刊行予定）にも掲載される予定である。

また、後述する鈴木義男のヨーロッパ留学時代の絵葉書、東北帝国大学辞職時に関する資料などについては、東北大学史料館との共同研究の成果でもある。これらを含む二高時代・ヨーロッパ留学時代・東北帝国大学教授時代における資料については、2006年の図録作成時にはほとんど資料が入手できなかったため、今回の発見は大いに注目されて然るべきであろう。

このように、全国各地に点在している鈴木義男の「足跡」を、本稿の中であらためて辿ることとしたい。

1. 鈴木義男の生家に関する資料

鈴木義男は、1894（明治27）年1月、父・義一、母・イエの三男として、福島県白河町（現在の白河市）で生まれた。当地は、明治維新時、東北軍（奥羽越列藩同盟軍）と新政府軍とが激しく争った「白

※本稿で紹介する資料のうち、東北大学史料館所蔵資料については、同館との共同研究活動の一環で調査したものも含まれている。

¹ いずれも東北学院大学内に組織された東北学院史研究会の作成になる以下の4つの報告書である。『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（学校法人東北学院、2009年）、『創設者の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（学校法人東北学院、2010年）、『キリスト教教育と近代日本の知識人形成－東北学院を事例にして－』（学校法人東北学院、2011年）、『キリスト教教育と近代日本の知識人形成－東北学院を事例にして－(2)』（学校法人東北学院、2012年）。

² NHK首都圏ネットワークほか「憲法70年『平和』の言葉に込めた思い」（NHK総合、2017年4月・5月放送）、NHKスペシャル「憲法70年－“平和国家”はこうして生まれた－」（同、2017年4月29日放送）、NHK ETV特集「義男さんと憲法誕生」（NHK Eテレほか、2020年5月2日放送）、NHK WORLD-JAPAN：NHK WORLD PRIME “Peace and Justice：The Spirit of Japan’s Postwar Constitution”（NHK国際放送、2020年7月放送。インターネット配信）。

河口の戦い」で知られる。鈴木家はこの地の中の田町にある。そこは松平楽翁の居城である小峰城の東側に位置しており、またそのそばを阿武隈川が流れている。1964年に刊行された鈴木義男の伝記本である『鈴木義男』によれば、鈴木家は白河地方きっての旧家の一つであり、江戸時代には苗字・帯刀を許された検断・駒付等の役職についていた地主であったものの、明治維新以降は家財が傾き田畑を手放し³、明治末期頃には馬の内羅葉の製薬店（天祐堂）と書店を営んで家計を維持していたようである⁴。

このような鈴木家の歴史に関する資料として、ここで紹介したいのは次の2つである（写真1）。



写真1 鈴木家文書（個人所蔵資料）

1つは、『寺社町方演説帳 問屋町方差出帳写 附検断所差出帳書抜 鈴木長世』と『寺社演説書町方演説書写 附検断所差出帳共』である。いずれも2017年に鈴木義久氏（鈴木義男の甥）から拝見させていただいたものである。その内容についての精査は今後の課題とせざるをえないが、一瞥した限りでは、鈴木家が白河藩からの指示・命令を住民に伝えるために作成された説明マニュアルのようである。

もう1つは、『磐城國 天祐堂 白河町』と書かれた判取帳である。これは、内羅葉を扱う天祐堂の1911（明治44）年から1915（大正4）年までの納品書である。内羅葉の内訳は「咳」と「家畜薬」と記述されており、販売先は当時の白河町周辺の浅川、泉崎、矢吹、石川、中島、鏡石、玉川、赤羽、天栄

などの町村の小売店（薬屋）であったことがわかる。とはいえ、『白河教会90年略史』には、「天祐堂調剤のないら薬＝馬の病薬は全国より注文があった」（1ページ）とされていることから、これらに関して今後の検討が必要とされよう。

2. 鈴木義男が執筆した「絶対的禁酒の価値」

（『中学世界』1912年6月発行）

鈴木義男は、1907（明治40）年4月から1912（明治45）年3月までの約5年間、東北学院普通科に在籍していた。そこで勉学に励む一方で弁論大会などに参加し、弁論の才覚を開花させていった。そのことについては、図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』において仁昌寺が執筆した「鈴木義男」の項（以下『図録 鈴木義男』とする）や、仁昌寺の論稿などで詳しく述べてきたが、鈴木義男が東北学院普通科5年生（18歳）のときに応募した懸賞論文で「一等当選」した作品が新たに見つかった。ここではそれを紹介する。

鈴木は、東北学院の第5学年に在籍中、中学文壇の最高峰と目されていた『中学世界』の懸賞論文で一等当選を果たした。鈴木が受賞したことは、当時の『東北文学』などでも紹介されていたが⁵、『図録 鈴木義男』作成時も具体的な懸賞論文の内容を確認できずにいた。

「仙台北東北学院中等部五年級 鈴木義雄^(ママ)」の懸賞論文は、1912（明治45）年6月発行の『中学世界』第8号（第14巻10号、博文館）に掲載されていた。このときの懸賞論文の募集テーマは「禁酒」であったが、このテーマに対して、鈴木義男は「絶対的禁酒の価値」というタイトルで応募していた。「予は未だ丁年に達せず、身は一中学生たり。素より酒に就きて深く知らず。只誠心誠意、自個の観察と思慮とを基礎として、以下論議を試みんとす」という書き出しから始まるこの論文は、当時の鈴木の一途な性格が見て取れるものである。その一部を引用してみよう。

予思ふ。古には酒なるものなし。人々山野草木の間に住して、天と親しみ、自然を愛し、餓れば即ち食ひ渴すれば即ち飲む。天帝の与ふる果実清泉の外には、未だ嘗て酒なるものあらざり

³ 鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』（以下『伝記 鈴木義男』とする）、1964年、28ページ。

⁴ 『白河教会90年略史』日本基督教団白河教会、1977年、1ページ。

⁵ 『東北文学』77号、東北学院文学会、1912年3月、87ページ。

し也。中頃、人漸く狡猾となり罪悪を犯し、人倫を破るや、遂に酒なるものもの生ず。故に酒の出づるや此の如く不神聖也。而して是より罪悪の生ずる処常に酒の伴なざるはなし。宴会、祭葬、必ず酒あり。酔うては人倫を乱し、平和を破り、事情を酒に托して罪を行ひ、自暴自棄しては、また酒を飲む。かくの如きこと数千年、人類は漸く墮落し、腐敗して底止する所を知らず。世界の民族は滔々として狂水の渦中に捲き去られんとす。読者見て危しとなさざるか。予は断言す。酒は絶対に人類に要なし。何となれば古へ酒なくして人類生存し、平和其の間に保たればなり。酒なくんば人生楽しからずとの論、何ぞ顧るに足らん。況んや、なくんば酒文学を奈何せんと云ふが如き徒輩の言をや⁶。

このように、鈴木は、飲酒により「酔うては人倫を乱し、平和を破り、事情を酒に托して罪を行ひ、自暴自棄しては、また酒を飲む」などと述べ、禁酒することの意義を力説している。

このときの懸賞論文の審査員は、新渡戸稲造・浮田和民・安藤太郎・島田三郎という当時の著名人たちであったが、この4名とも鈴木に満点を与えたという⁷。ちなみに、新渡戸稲造(1862-1933)についていえば、のちに鈴木義男が1915(大正4)年に東京帝国大学法科大学に入学したとき、新渡戸は政治学科で殖民政策という科目の講義を担当していたはずであり、また鈴木が弁護士に転じた直後の1931(昭和6)年頃からは森本厚吉の経営する女子経済専門学校で共に教鞭をとっていたはずである。

ともあれ、鈴木は、自身の文才を磨いていたとともに、懸賞論文で一等当選を果たしたことにより「全国の学生間に名声を馳せることとなった」⁸。

3. 第二高等学校(二高)の「基督教青年会忠愛之友倶楽部」での写真

東北学院を卒業後、第二高等学校に進学した鈴木は、引き続き勉学に励む一方で弁論部に所属し、さらに弁論の才覚を磨いていった。また、この頃には

キリスト教を学ぼうとする有志の集まりである「忠愛之友倶楽部」⁹にも所属していた。近年、鈴木がこの「忠愛之友倶楽部」に所属していたことを示す資料を、東北大学史料館で発見することができた(写真2・写真3)。

ちなみに、この写真2は、鈴木義男の忠愛之友倶楽部での初期の活動を現時点で確認しうる貴重なも



写真2 「クラブ卒業生送別会 大正二年五月廿三日」
前列左端が鈴木義男(東北大学史料館所蔵)

⁹ この会は、二高創立の3年後の1891(明治24)年4月に有志により設立されたという。1897(明治30)年頃には、吉野作造ら優秀な学生が所属していたことでも知られている。

同会の特徴は、同会の規則からみてとることができる。同会の25年史によれば、第一条では、「本会ヲ第二高等学校基督教青年会忠愛之友倶楽部ト称ス」となっている。通称で「忠愛之友倶楽部」とされるが、正式名称は「基督教青年会忠愛之友倶楽部」である。

この「基督教青年会」(通称YMCA[Young Men's Christian Association])は、1844年にイギリスのロンドンで設立された後、ヨーロッパやアメリカをはじめ世界各地に波及していった。日本では、1880(明治13)年に最初のYMCAが東京に設立され、1887年以降、専門学校や高等学校での設立が相次ぐ中、二高においても「本会ハ日本基督教青年会同盟ニ加盟ス」(当会規則第三条)ることになった。

第二条では、「本会ハ基督教ノ主義ニ基ツキ会員相互ノ修養ヲ勤メ、且ツ学友間ニ基督教ヲ伝道スルヲ以テ目的トス」とされている。目的が学友にキリスト教の啓蒙を行うことにあるというわけである。

第四条では、会員を、①通常会員(在校生)、②特別会員(卒業生など)、③名誉会員(「名誉会員ハ本会ニ特別ノ功勞アリシ者ニシテ委員ノ推薦セル者トス」)の三つに区分している。この中の③には、押川方義、D. B. シュネーダー、笹尾条太郎など数名の名前も記載されており、東北学院の創立者や教員がこの会の運営や活動に大きな貢献をしてきたことがわかる。

⁶ 『中学世界』第8号(第14巻10号)、博文館、1912年6月、162-163ページ。

⁷ 井上三郎「一番で合格」、『伝記 鈴木義男』22ページ。

⁸ 山根篤「演説のコーチ」、『伝記 鈴木義男』30ページ。



写真3 『忠愛之友倶楽部二十五年記念 大正四年四月十日』
三列目の左から3人目が鈴木義男（東北大学史料館所蔵）

のといえる。そして鈴木の特会への関与の程度については、鈴木が二高卒業後に制作された『忠愛之友倶楽部二十五年誌』の特会員の欄に名前が記載されていること、1925（大正14）年5月17日に行われた35周年記念行事で「契約の自由と権利の不可侵」と題する講演を行っていること、40周年記念時には寄付金を納めていることなどが確認できた。これらのことから判断しても、鈴木の特会への思い入れがかなり強いものであったことがうかがえる。

特会は、設立当初から定期的に聖書の朗読会を行ったり、キリスト教の普及・伝道を行ったりしていたようであるが、そのほか、特会のOBを招いた交流会も行っていった。例えば、鈴木が二高3年の1915（大正4）年4月10日の特会創設25周年記念講演会には、当時、東京帝国大学教授であった吉野作造が講師として迎えられている。

当日、吉野は、午前中には「日支交渉の学術的観察」という講演をし、そして夜には遅くまで学生たちと懇談したという。『忠愛之友倶楽部二十五年誌』によれば、「吉野博士は秩序整然として一糸乱れず能弁に加うるに間々巧妙なる諧謔を交へ我国が対支交渉を開始するに至りし動機を前提とし次に其開始せし時期の適不適を論断し更に論旨を進めて交渉の内容を、一山東省に関する件、二南満東蒙に関する件、三揚子江沿岸に関する件、四福建州に関する件、五支部全体に関する件の五大項に分ち尚各項を細別して一々詳細なる説明を試みられ論断約二時間の長きに亘る該交渉の真相を遺憾なく説き尽し満堂の聴衆の拍手裡に降壇せらる」と記述され、そして「此夜寄宿舎食堂に於て会員一同両先輩を囲み吉野博士の支那観察談に腹の皮をよりつゝ夜の更くるまで語り過ぎしぬ」（33～34ページ）と記されている。

吉野を招聘したときに撮影されたと思われる集合

写真が、写真3である。これを見ると吉野は欄外に貼られており、一緒には撮影しなかったようではあるが、当日の会には鈴木義男も出席していることから、吉野と接していた可能性は否定できない。

4. 東京帝国大学在学時の学生生活

第二高等学校卒業後の1915年9月、鈴木は東京帝国大学法科大学に進学した。とはいえ、その後の東京帝大在学時の鈴木義男の生活について言及した文献は極めて少ない。しかし、そうした中で、『主婦之友』1937（昭和12）年5月号に掲載された「世に出るまでの私の生活法」というコーナーに「筍が頭を出すあばら家の生活」という一文があることを知った。ここでは、その一部を引用する。

私は学者になることが念願であったので、そのためには万卷の書を読破することが必要で、収入の半分以上は、書物を買ふために費されたのである。

都育ちの友人は、学生時代から、菊五郎がどうの、羽左衛門がどうのとよく話し合つてゐたが、私には何のことも全然解らなかつた。経済的に余裕がなかつたことが、さういふものと縁遠くした第一の原因であるけれども、それよりも勉強の時間が惜しかつたのである。

後年になつて、『演芸画報』などを研究的に読んで、実物は観なくとも、菊羽左を語ることに於て人後に落ちなくなつた。娯楽や趣味を解しないのではない、一時それを犠牲に供したゞけである。

私はさういふ物質的な窮乏の中にあつても、青春時代の口マンチックな精神を歪められないで、研究で精進することができたことは、まことに幸福であつたと思ふ¹⁰。

このように、鈴木は「学者になること」が「念願」であり、そのために読書・勉強・研究に明け暮れていた様子がうかがえる。鈴木熱心さは相当のものであったようで、大学3年生の1918（大正7）年10月に行われた高等文官（行政科）試験の終了直

¹⁰ 鈴木義男「筍が頭を出すあばら家の生活」、『主婦之友』1937年5月号、主婦之友社、180ページ。

後には10日間も寝込んだというほどであった¹¹。また、当初は大学を3年で卒業するところを4年に延期し、同大学の助手採用試験に臨んだのも、この「念願」を達成させるための判断であったと考えられる。

かくして、1919（大正8）年7月、鈴木は東京帝国大学を卒業し、9月には東京帝国大学法学部の助手に採用されたのである。

5. 父の臨終のときに関する手紙

父・義一は、日本メソジスト派の東北内の牧師の中でも重要な地位を占めるようになっていた。そのような地位にあった父の臨終時の様子を伝える鈴木義男の手紙が、『東北学院時報』第26号（1919〔大正8〕年1月1日発行）に掲載されている。義一が息を引き取ったのは1918年11月21日であり、山形県の米澤教会の献堂式出席の時であった。

義一の死の原因については憶測を含む諸説があり、詳しいことは定かではなかった。当時流行していたスペイン風邪に罹って病死したとか、熱心なキリスト教信者であるから伝道活動中に客死したなどと語られることもあった。しかし今回、鈴木義男自身が、父・義一の臨終のときの様子を記した一文を発見した。やや長文であるが、その全文を紹介することにする。

なお、このとき鈴木義男は東京帝国大学3年生（24歳）で、11月10日には、上述の高等文官（行政科）試験の合格通知を受け取ったばかりであった。

（前略）文官試験後、私も悪性感冒に罹り十三日ばかり臥床して辛うじて癒りましたところが、義臣から、米澤教会の三浦牧師からこういふ手紙が参つたと言つて廻送してきました。それで始めて父が米澤の客舎にて流行性感冒に罹り、肺炎を併発したといふことを知りました。父は米澤教会の献堂式に列席のためと、東北部会に出席のためとで参つたのです。肺炎は軽い方だとありましたけれども、非常に心配になりましたので、すぐ電報で「父の病気如何」と問ひ合せましたら、すぐ又返電で「今日はよいが軽い方でない」とありましたから、早速其晚

九時の列車で出発、翌朝米澤に着きました。それが十一月十二日の朝でした。義臣は前日参つて居りました。轟く胸を静めて父の病室に入りましたら、有がたいことには病気は軽いやうでした。衰弱は目立つて見えましたけれど、「どうも心配をかけて済まなかつた」と申されました。当時病院は満員で入院出来なかつたさうで止むなく旅館で療養して居りました。それから全く一生懸命でした。三名の医師と一人の看護婦と我々兄弟とで昼夜不休に看護しました。お蔭で一時余程よくなりました。しかし心臓が衰弱し、加ふるに下痢が激しくなりました。その間にいろいろの話をいたしました。何分熱のために舌がもつれて充分ではありませんでしたが、「義男、人には天命といふものがある、あわてるな」と戒めたり、「六十二年の生涯か、短かつたな」と申したりいたしまして、覚悟しているらしく思はれ、暗涙を禁ずることが出来ませんでした。二十日の朝に至り容態は俄然一変いたしました。それからカンフル注射などいたしました。もう時の問題となりました。父は最後まで意識は明瞭で、大切なことを私に話しました。諸方に電報を打ちましたが、間に合ふものは一人もありませんでした。かくて十一月廿一日夜八時半、父は私共兄弟に守られて異郷遠く米澤の客舎に六十一年の生涯を終りました。悪戦苦闘の生涯に比して、其の眠つた顔は実に平和なやさしいものでありました。

（中略）五、六人の人に送られて淋しく火葬に附し、遺骨を携えて白河に帰りました。葬式は町の人々の同情によりて稀に見る立派なものでございました。かくて父は母と相並んで聯芳寺に長き眠りに入りました。人の散じた後で再び泣きました。今日まで何かに多忙にて悲しむ暇もありませんでしたが、しかし、アア、もう父は居ないのだなアといふ感じは限りなく悲痛なものであります。

父自身は何時死するも苦しくないといふやうな態度でした。しかし今日まで不孝に不孝を重ねた私は、どえがして今、五、六年生きてゐて下さいと祈りました。この頃やつと孝行がしたい心持になりましたのですから、ア、せめて二年でも三年でも生命ほしやと願はれました。父の六十年の生涯は全く悲壮でした。殊に母に別れて後の十年は更に涙のみ多い歴史でありました。遂に休息の日もなくて眠つて了つた。牧師

¹¹『東北学院時報』第26号、東北学院、1919年1月1日発行。

様は余りにそれは此世的だと責められましたけれど、卒業したなら俸の処へ遊びにゆくと行って、楽しみに近処の人に話をせられたといふ父を想ふ時、私の胸は破るゝが如くに感するのでございます（ママ）（下略）（十二月十七日）

このように、義一の最期は、キリスト教関係者によるかなり手厚い看護を受け、また愛息の義男・義臣に見守られながらのものであった。その点では、誤解を恐れず言えば、「悪戦苦闘の生涯」だったとはいえ、幸福な天国への旅立ちであったといえまいか。また、この手紙からも、義男の父に対する敬愛の情が並々ならぬものであったことがみてとれる。

6. ヨーロッパ留学前夜の資料

鈴木義男は、1921（大正10）年7月から1924（大正13）年3月までの約2年8ヶ月間、ヨーロッパ諸国やアメリカへ留学した。その留学の出発・到着の時期、および目的地について明示されている資料が数点見つかった。それらを紹介しよう。

まず、文部省専門学務局『大正十二年三月三十一日調 文部省在外研究員表』（文部科学省専門図書館所蔵）である。これによると、鈴木は「特派員」の一人として、1921年10月1日（「在留地到着期日」）から1923（大正12）年10月1日（「帰朝期日」）までの2年間、「仏・独・英・米」へ「行政法学」を学ぶために留学を申請していたことがわかる。ここからも、当初は2年間の欧米留学を予定していたことが裏付けられる。しかし、同『大正十三年三月三十一日調 文部省在外研究員表』（同所蔵）では、「在留地到着期日」や目的地・留学目的に変更はないものの、「帰朝期日」が「大正十三年三月三日」となっており、8ヶ月延長されていることがわかる。

では、鈴木自身が留学のことに記した文書はないのであろうか。調査の結果、それは白河の鈴木家で発見することができた。1921年7月11日、鈴木義男が留学に出発する直前に、白河町の知人に宛てた葉書である。

謹啓 向暑の砌各位倍々御清福の段奉大賀候、陳者小生此度官命に依り、行政学、行政法学並に社会法研究のため欧米諸国に留学を命ぜられ、本月二十二日、横浜解纜郵船クライスト号にて仏国に向け出発の予定に御座候、是非参上御挨拶申上ぐべきの所、準備等にて多忙のまま失礼仕候段御諒祈入候、留守中は何分宜しく奉

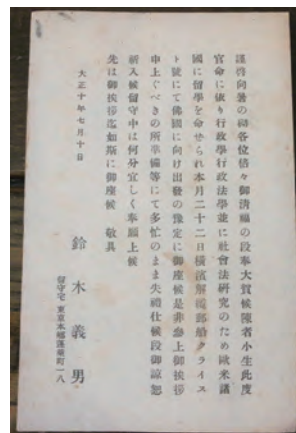


写真4 ヨーロッパ留学を告げる絵葉書（個人蔵）

願上候

先は御挨拶迄如斯に御座候 敬具

大正十年七月十日 鈴木 義男

留守宅 東京本郷蓬萊町一八¹²

この葉書からは、鈴木自身の留学の目的が「行政学、行政法学」だけでなく「社会法」を学ぶことも前提としていたことがわかる。また出発日7月22日であること、出発地が横浜であることなどもわかる。

この鈴木の留学のことについては、帰国後の1924年9月から非常勤講師を務めた第二高等学校に直筆の履歴書が残されていた。1925（大正14）年に同職を辞退するにあたって提出したものである。それによると、「大正十年五月」の項に「行政法学研究ノ為メ独逸国仏蘭西国ニ二年間留学ヲ命ゼラル、（英吉利国北米合衆国追加）大正十三年三月帰朝」と記述されている¹³。

今後、鈴木の留学の目的、期間、留学先などについては、これらの資料を組み合わせた総合的な検討作業が必要とされるであろう。

¹² 個人所蔵資料。実際のハガキは縦書きで書かれているが、横書きに直した。

¹³ 『旧職員履歴書 高等官之部 其ノ二 乙号』（東北大学史料館所蔵）。なお、この履歴書によると、「大正十三年三月」の項には「任東北帝国大学教授 法文学部勤務 行政法学担任」とあり、同年「九月十九日」から「二高講師嘱託（特別）」となり、「大正十四年三月卅一日」に「依願解嘱」したこともわかる。

表1 鈴木義男のヨーロッパ留学時の論稿

【ドイツ】

	掲載誌	刊行機関	刊行年月	脱稿年月日 (本人記入)	備考
「独逸より (一)」	『思想』第24号	岩波書店	1923(大正12)年 9月	記入なし	文章の末尾に「この項未刊」と記入あり。
「独逸より (二)」	『思想』第27号	岩波書店	1924(大正13)年 1月	1922(大正11)年 9月15日	
「独逸より (三)」	『思想』第33号	岩波書店	1924年 7月	1922年 9月25日	
「スタムラー教授の近業」	『法学志林』27巻6号 (第128号)	法政大学	1924年 6月	1922年 10月10日	冒頭に「本稿は本来『独逸より』の第一編法律哲学の近著紹介に一言すべき筈の所、通信が冗長に互ることを慮り省略したものである」と記されている。
「旅の日記より (一) -マイヤー教授を訪ねて-」	『中央法律新報』 4年1号	中央法律新報社	1924年 1月		
「ヘーデマン教授の経済法論 (上) -旅の日記より- (二)」	『中央法律新報』 4年2号	中央法律新報社	1924年 2月		
「ヘーデマン教授の経済法論 (下) -旅の日記より- (三)」	『中央法律新報』 4年3号	中央法律新報社	1924年 3月		
「独逸の労働大学 -旅の日記より- (四)」	『中央法律新報』 4年5号	中央法律新報社	1924年 5月		

【フランス】

「仏蘭西より (一)」	『法学志林』25巻10号 (第290号)	法政大学	1923(大正12)年 10月		43~61ページに掲載。
「仏蘭西より (一) (続)」	『法学志林』25巻11号 (第291号)	法政大学	1923年 11月		76~86ページに掲載。
「仏蘭西より (一) (続・完)」	『法学志林』25巻12号 (第292号)	法政大学	1923年 12月		78~93ページに掲載。
「仏蘭西より 第二信」	『法学志林』26巻1号 (第293号)	法政大学	1924(大正13)年 1月		75~99ページに掲載
「仏蘭西より 第二信 (続)」	『法学志林』26巻3号 (第295号)	法政大学	1924年 3月		101~111ページに掲載。
「仏蘭西より 第三信」	『法学志林』26巻4号 (第296号)	法政大学	1924年 4月		95~107ページに掲載。
「仏蘭西より 第三信 (続・完)」	『法学志林』26巻5号 (第297号)	法政大学	1924年 5月	1923年 4月5日	脱稿年月日の後に「リヨンにて」と記述あり。83~95ページに掲載。

資料：仁昌寺正一「鈴木義男の生涯」(『東北学院史資料センター年報』Vol.2)、57ページの表に追加したもの。

7. 鈴木義男が留学時に執筆した論稿

表1は、鈴木義男がヨーロッパ留学時、ドイツおよびフランスに滞在していた際に、日本へ書き送った論稿の一覧表である。中でも、近年、新たに発見したのは表中の「旅の日記より(一)-マイヤー教授を訪ねて-」を含めた4つの論稿である。これら4つの論稿は、いずれも鈴木がドイツ滞在中に執筆したもので、片山哲・星島二郎が主宰する中央法律事務所が発行していた『中央法律新報』に掲載された¹⁴。

この4つの論稿には、いずれも「旅の日記より」というタイトルやサブ・タイトルが付されており、

鈴木が特に興味・関心のある場所を訪問した際の感想などが書き綴られている。

この中で注目したいのは、「ヘーデマン教授の経済法論(上)-旅の日記より-(二)」、「ヘーデマン教授の経済法論(下)-旅の日記より-(三)」、「独

¹⁴ なお、表中にある『中央法律新報』に掲載された論稿以外については、牧野英一(東京帝国大学教授)の元に一旦送られ、そこから『法学志林』(法政大学)と『思想』(岩波書店)に届けられたようである。

逸の労働大学－旅の日記より－(四)」の3つの論稿である。これらの論稿は、それ以外のすべての論稿とは別な意図をもって作成されたように思われるからである。その意図とは、社会運動・労働運動を視野に入れた実践的な関心と結びついたものであったように思われる。

鈴木義男がヨーロッパ留学への出発直前まで、鈴木文治率いる友愛会（日本労働総同盟）が主催となる東京労働学校の講師を務めていたことは、鈴木文治の自伝『労働運動二十年』でも語られており、よく知られている。

また、鈴木義男が、このような関心から片山哲らと労働調査を行っていたこともよく知られている。例えば、『伝記 鈴木義男』の「年譜」の中の1920（大正9）年1月の欄に「農商務省囑託として労働立法調査に当る。（大正13年3月まで）」と記されており、また第二次世界大戦終結直後、鈴木義男が『社会新聞』に執筆した「片山総理と私」には、このときのことについて「吉野信次氏の委嘱をうけて僕は片山さんと相談して英独仏などの立法を調査してわが国最初の労働組合法の資料を当時の農商務省に提供した」¹⁵と述べている。

いずれにせよ、このようなことを考慮すれば、これらの論稿が、学術誌ではなく、片山哲らが主宰する実際の種々の問題の解決をめざす『中央法律新報』に掲載されたことも首肯しうるところである。

ちなみに、上記の論稿のほかにも、鈴木は、1925（大正14）年3月に雑誌『家庭文化』（家庭文化協会）へ「独逸の春」という一文を寄稿している。それによれば、2年8カ月に及んだ欧米留学の中で最も印象深かったのはやはりドイツだったようで、「ラインの巡歴こそは余の生涯に忘れ得ぬ思出の一つであらう。ボンの古城から瞰下した絵のやうなラインの流の独逸全土を覆ふた和照たる春光とは又何れの日か忘れることが出来やう」と述べている¹⁶。

なお、鈴木が留学中に書き送った論稿は他にも

あったものの、1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災の際、火災に見舞われた牧野の研究室で「灰燼に帰した」という¹⁷。

8. 鈴木義男がヨーロッパ留学時に東北帝国大学に送付した書類・葉書

次に紹介するのは、鈴木がヨーロッパ留学時に日本に送った手紙などの資料である。これらの資料は、東北大学史料館において資料整理が行われた際に発見され、近年公開されたものである。ヨーロッパ滞在時の鈴木の様子を垣間見ることのできる、貴重な資料である。

(1) 東北帝国大学法文学部長佐藤丑次郎に宛てた絵葉書（2通）

まず紹介するのは、鈴木が、東北帝国大学法文学部長の佐藤丑次郎に宛てて送った絵葉書である。これらの絵葉書には、その時々々の鈴木の近況が短いながらも書き記されている、

1通は、1923年4月25日の消印で、フランス南西部の都市ボルドーから出されたもので、以下のように記されている。

南仏巡歴の旅をつゞけ只今ボルドーに居ります。デュギー先生にも御会ひいたし、いろゝゝ御厚意に浴し居ります。

遥かに先生の御自愛を祈りつゝ

四月廿三日 鈴木義男

もう1通（写真5-1・5-2）は、1923（大正12）年5月26日の消印で、イタリアのローマから出されたもので、以下のように書かれていることから、イタリアの大学にも足を運んでいることがわかる。

¹⁷ 鈴木義男「仏蘭西より(一)」『法学志林』第25巻第10号（1923年10月）の冒頭には、牧野英一の名で「外遊中の鈴木法学士から『独逸より』が五編到着した。其の第一編の前半が『思想』第九月号から掲載された。思想の編輯者には第二編まで受付しておつたが、這次の災厄（関東大震災のこと……仁昌寺）の為めどうなつたか心配である。第三編以下はまだ、わたくしの手もとに在つたが、不幸にして、九月一日、研究室の焼失と共に灰燼に帰した」とされ、「斯の如き運命に在つたことを附加せねばならぬのを甚しく悲しいことに考へて居る」と記されている。

¹⁵ 鈴木義男「片山総理と私」、日本社会党『社会新聞』1947（昭和22）年6月2日。なお、『社会新聞』（あるいは『日本社会新聞』）に掲載された鈴木氏の20余りの論稿については、次回、詳しく紹介することにする。

¹⁶ なお、このほかにもドイツ・フランスからはいくつかの論稿を送っているが、そのタイトルなどについては、表1を参照されたい。

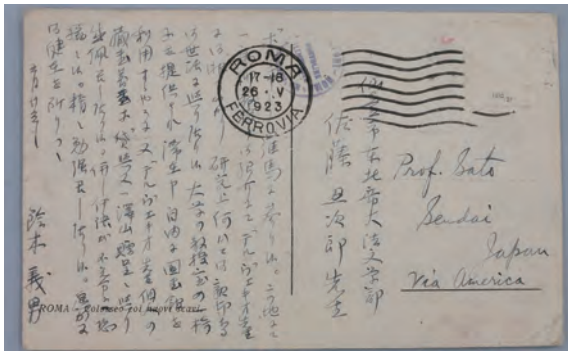


写真5-1 ヨーロッパからの絵葉書(表)
(鈴木義男発、佐藤丑次郎宛、東北大学史料館所蔵)

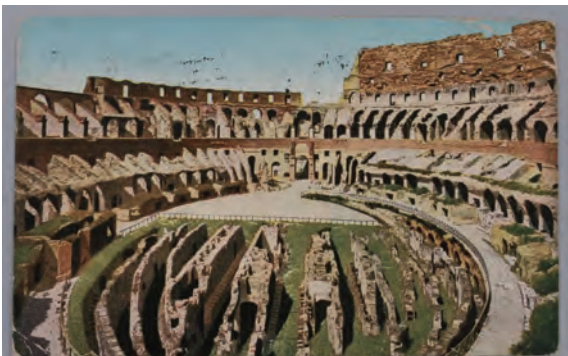


写真5-2 ヨーロッパからの絵葉書(裏)(同上)

ポロニヤより驟馬に参り候。この地にて一高柳教授のご紹介にてデルヴェキオ先生に御眼にかかり研究上何かと御親切なる御世話に与り居り候、大学の教授室の一椅子を提供され滞在中自由に図書館を利用するやうに又デルヴェキオ先生個人の蔵書、著書等貸与、又は沢山贈呈に与り感佩いたし居り候。併し伊語が不充分にて恐縮に候。精々勉強いたし居り候。遥かに御健在を祈りつゝ。

五月廿三日 鈴木義男

ここで、鈴木ヨーロッパ留学時の行程を確認しておく。鈴木は、1921(大正10)年7月末に横浜を出立後、同年9月末にフランスに到着し、その後、ドイツに向かった。ドイツには、1922(大正11)年秋までの約1年間滞在し、のちフランスに移動した。フランスには1923年7月まで滞在した。その後、イギリスに向かい、1924(大正13)年1月初旬まで滞在した。この間、ベルギーやイタリアなどのヨーロッパ各地も訪れ、各地で見聞を広めていた。

(2) 東北帝国大学図書館『館務日誌』にみる鈴木義男送付の書類

次に、鈴木がヨーロッパ留学中に収集・購入した

書籍を東北帝国大学に送付していたことを示す資料が見つかった。それは、『大正十一年八月 館務日誌 東北帝国大学付属図書館第二部』(東北大学史料館所蔵)という文書綴であり、その中に鈴木から送られた荷物の到着日や受領日を示す記述があった。以下の通りである。

①1923(大正12)年1月10日(水)

「鈴木義男先生送付ノ書籍五箱(独逸ヨリ徳島丸ニテ)到着ス」

②1923(大正12)年1月12日(金)

「独逸ヨリ鈴木義男氏発送ノ荷二箱ノ船荷証券(二通)到着ニ就キ新伝馬町庄司好文堂ニ其由ヲ知ラス

独逸ノローレンツヴント文庫ノ代金支払ヒ□
□手紙発送ス」

③1923年(大正12)年1月30日

「館長来館、鈴木義男氏発送荷物(受取人庄司眼鏡屋トシアル(五個ノ内四ヶ))」

④1923(大正12)年2月26日

「鈴木義男氏宛書籍ノ船荷証券 寿福丸五個、徳島丸六個、大寶丸二個ノ三通ヲ庄司眼鏡店ニ渡ス」

これらを見るように、鈴木は、ドイツ滞在時には帰国後に着任する予定であった東北帝国大学に多くの書籍を次々に送付している¹⁸。

なお、この文書綴には、1924(大正13)年3月24日(月)の欄に「土居・鈴木両教授初テ来館」と書いてあることから、鈴木が帰国直後から約10日後に同大学の図書館を訪れていることがわかる。そしてこの4日後の3月28日、鈴木は東北帝国大学教授就任の辞令を文部省から交付されている。

¹⁸ところで、ドイツでの書籍の大量購入は鈴木一人だけが行ったわけではない。第一次世界大戦後の敗戦国ドイツ、戦勝国日本という立場を背景に、ドイツにおける異常ともいえるインフレとマルク安と円高という状況到来の中で、日本の学者によるドイツの書籍の大量購入が行われていた。むろん、東北帝国大学でも同じような状況にあった(佐々木知幸「東北帝国大学附属図書館の蔵書形成—特殊文庫の成立をめぐる—」、日本図書館文化史研究会『図書館文化史研究』第35号、2018年9月参照)。

9. 鈴木義男が東北帝国大学の社会法の講義で配付したテキスト：『社会法論』

次に紹介するのは、東北帝国大学教授時代の鈴木義男に関する資料である。特に、鈴木が同大学法文学部で「社会法論」の講義を担当していたことを裏付けるものである。鈴木が東北帝国大学教授時代に社会法論の講義を担当するようになったことは、『東北大学百年史』などに記述されているが、仁昌寺が『図録 鈴木義男』作成時にも探してみたものの、ついぞ見つけられなかったものである。しかし近年、いくつかの機関における資料整理の進展・完了によってようやく確認・入手した。

周知のように、鈴木義男は、1924年4月から1930年5月までの約5年間、東北帝国大学法文学部教授を務めた。鈴木が担当していたのは主に行政法論であるが、1926年からは社会法論の講義も担当して

いた¹⁹。

この社会法論の講義を行うにあたり作成し、学生に配付したという『社会法論』のテキスト（手書き、謄写版刷り）は、『伝記 鈴木義男』の「著作論文一覧表」の中に「昭和二年四月 社会法論 講義用謄写版 仙台 明文社印刷」と明記されているものの、その所在は不明なままであった。しかし、東北学院大学中央図書館のスタッフの協力もあり、名古屋大学法学資料室所蔵の「瀧川文庫」²⁰に『社会法論』という文献が収録されていることが判明した。とはいえ、執筆者・出版社・出版時期などが一切不明であり、鈴木義男が作成したテキストであるかどうか不明であった。そこで、仁昌寺と雲然が現地に赴いて確認作業を行い、本文に記載されている文章などから、この『社会法論』のテキスト（写真6-1・6-2）が鈴木義男の作成した講義用テキストであると断定するに至った。

その『社会法論』のテキストの内容を紹介する前に、鈴木が東北帝国大学法文学部で社会法論の講義を担当するに至る経緯について、新資料によって確認しておこう。

東京帝国大学に在籍していた頃、鈴木義男は、吉野作造の政治思想、美濃部達吉の行政法論とともに、牧野英一の影響で社会法論にも強い関心を抱いていたようである。1920（大正9）年に同大学の助手に採用されてからも、社会法への関心は衰えることなかったようで、同大学法学部が関与していた『国家学会雑誌』にも「社会立法」に関する4つの論稿を発表していたほか、先にも述べたように、ヨーロッパ留学中には社会法に関連する調査も行っていった。

その鈴木が、東北帝国大学で社会法論の講義を担当するにあたり、1925（大正14）年7月23日、東北



写真6-1 『社会法論』表紙

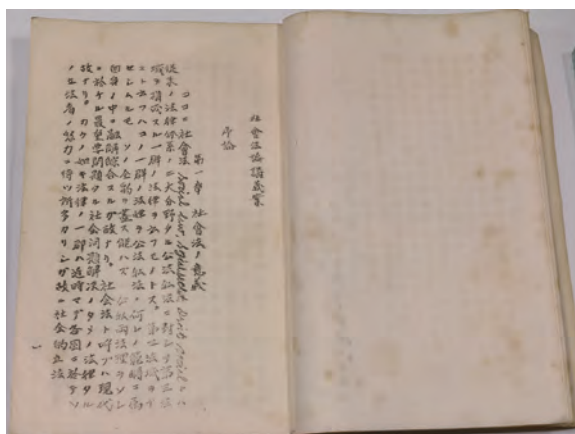


写真6-2 『社会法論』本文（一部）
（名古屋大学法学図書室「瀧川文庫」所蔵資料）

¹⁹ 東北大学百年史編集委員会『東北大学百年史一 通史一』（財団法人東北大学研究教育振興財団、2007年）の266ページ掲載の表27「法文学部の講座と教官（大正15年）」には、「行政法学講座担任社会法論兼単担 教授鈴木義男」と記載されている。

²⁰ 瀧川文庫とは、名古屋大学法学図書にて所蔵されている元京都帝国大学法学部教授の瀧川幸辰の旧蔵書・旧蔵資料集である。これらの文献・資料が名古屋大学にて保管されるに至った経緯については、「滝川事件から50年、博士の蔵書名大へ引っ越し」（レポート83年、『日本経済新聞』1983年5月30日名古屋版朝刊）などを参照されたい。

帝国大学総長から文部大臣に宛てて、次の文書が提出されている。

(受領印) 文部省 大正14.7.25 北大専42号

大正十四年七月廿三日

発第二三〇三号

東北帝国大学総長 小川正孝^①

文部大臣 岡田良平殿

学部規程中改正ノ件

本学法文学部規程中別記ノ通改正致度候条至急御許可相成度此段上申候也

記

東北帝国大学法文学部規程

第五条中「社会立法論」ヲ「社会法論」ニ改ム²¹

東北帝国大学法文学部が創設されたのは1922（大正11）年であるが、そのときに制定された法文学部規程を見ると「社会立法論」が設定されている²²。しかし、この資料では、その「社会立法論」を「社会法論」と名称変更することを申請していることがわかる。当時、講義科目として社会法論を設定している大学はほとんどなく、全国的にも稀なケースであったといっても過言ではない。ともあれ、上記の申請は認可され、1926（大正15・昭和元）年度より東北帝国大学法文学部で新たに「社会法論」が開講されることとなり、鈴木がその講義を担当することとなったのである²³。

では、その鈴木が担当することとなった社会法論の内容を、今回発見した『社会法論』²⁴のテキストを

利用しながら紹介する。また、その中で、このテキストが鈴木によるものであると断定した箇所についても言及する。

まず、『社会法論』の構成についてである。同書の目次は以下の通りである。

社会法論講義案目次

序論

- 第一章 社会法ノ意義
- 第二章 社会法ノ理念
- 第三章 社会法ノ構成原理トシテノ基本権
生存権、扶助要求権、労働要求権、
人格権、団体的闘争権
- 第四章 社会法ノ内容
- 第五章 社会法ノ研究方法

本論

第一編 労働法

- 第一章 労働法ノ意義及本質
- 第二章 労働法ノ対象トシテノ労働及労働者ノ概念

第一節 労働

第二節 労働者

第三章 労働法ノ法源

第四章 労働契約法

- 第一節 労働契約成立ノ前提トシテノ職業紹介制度

※（以上プリント）

第二節 労働協約（以下筆記ニヨル）

- 第一款 個別契約ト団体契約、

団体交渉ノ意義

- 第二款 労働協約ノ意義

- 第三款 労働協約ノ内容

- 第四款 労働協約ノ効力

- 第五款 労働協約機関

及労働協約団体

第三節 労働契約

- 第一款 労働契約ノ概念、

類似ノ契約トノ区別

- 第二款 労働契約ノ成立

- 第三款 労働契約ノ効果

- 第四款 労働契約ノ終了

第四節 従業規則

- 第一款 従業規則ノ法律上ノ性質

- 第二款 従業規則ノ効力

第五章 労働組織法

²¹「学部規程中改正ノ件」（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

²²「東北帝国大学法文学部規程」（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

²³鈴木が社会法論の講義を担当するようになったことは、『東北帝国大学一覽』でも確認できる。同書の大正十四年～十五年では「行政法学講座担任」となっている（88ページ）が、大正十五年～十六年では「行政法学講座担任、社会法論講座兼任」となっている（92ページ）。このことから、鈴木が社会法論の講義を担当するようになったのは1926年度からであると断定しうる。

²⁴『社会法論』の本文中には、ドイツ語・フランス語表記が頻出していた。ドイツ語の解説にあたっては門間俊明氏（東北学院大学教養学部専任講師）にご指導・ご助言を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。

第一節	労働組合法
第二節	労働組合ノ活動
第三節	同盟罷業ノ法律上ノ性質及効果
第六章	労働争議法
第一節	労働裁判
第二節	労働争議調停法
第七章	労働保護法
第一節	最低賃金法
第二節	労働時間法
第三節	児童労働法
第四節	婦人労働法
第五節	労働災害補償法
第八章	労働保険法
	以下、節款省略
第九章	労働法各論 目次省略
第二編	中産階級論 目次省略
附録	
第一、	労働法参考書一覧
第二、	労働ノ法制上ノ変遷及ビ各国ノ 労働立法沿革大要（プリント）

この目次をみるように、序論では社会法概念・内容などについてふれ、本論では労働法に関する内容が重点的に配置されていることがわかる。ただ、後半に進むにつれて論述よりもメモ書きとなっている箇所も増えており、講義時に配付するプリントによって補足しようとした箇所も散見される。ともあれ、このような流れに即して、鈴木は社会法論の講義を進めようとしたことがうかがえる。

次に、この『社会法論』のテキストの内容のうち、社会法の意義について言及している箇所をみてみよう。鈴木は、序論の第一章「社会法ノ意義」において、「社会法」と「社会立法」の違いについて以下のように述べている。

社会法ト呼ブハ現代ニ於ケル最重要問題タル社会問題解決ノタメノ法律タル故ナリ。カクノ如キ法律ノ一郡^(マ)ハ近時マデ各国ニ於テソノ立法者ノ努力ニ待ツ所多カリシガ故ニ社会的立法 Social legislation, Sozial gesetzgebung, Legislation socialeノ名称ヲ慣用セラル。サレド立法ノ名ハ必シモ妥當ナラズ。近時コノ法域ノ法律的規範ハ各種ノ団体ノ内部ニ於テ自活的ニ又慣習的ニ発達スルコト廣ク認めラルルニ至リタレバナリ（1 - 2 ページ）。

つまり、社会問題を解決するための「社会法」は、これまで同法を成立するための立法者の努力を論ずる「社会立法」とされてきたが、近年においては、社会問題が広範囲に及び、しかもその解決が「最重要問題」となっているという時代状況を反映して、立法運動の中心である各種団体においても「社会法」という言葉が使用されつつあると述べている。

さて、この『社会法論』のテキストが鈴木義男によって作成されたものであることを決定づけたことについて述べよう。それは、次の3点である。

第一に、このテキストが「法文学部」の学生に向けて作成されたことである。同書の第一章の「社会法ノ意義」をみると、次のような記述がある（傍線は仁昌寺による。以下同じ）。

附、現時ノ我國ニ於テ社会法論成立ノ可能。社会法ガ階級法タルニモ不拘凡テノ國民ノ理解セザルベカラザル理由。

法文学部ノ法律学生トシテ将来ノ職業ノ如何ヲ問ハズ社会法ヲ正当ニ理解シ置ク必要アル理由。社会法論講座創設ノ意義（17ページ）

ここで注目したいのは傍線の箇所である。当時、「法文学部」のある帝国大学は東北帝国大学以外にはなく、ここからこの『社会法論』のテキストが東北帝国大学法文学部の学生に向けて作成されたものであることがわかる。

第二に、随所に「スタムラー」（ルドルフ・シュタムラー [1856 - 1938]、ドイツの法学者）の理論が引用されていることである。すでに、仁昌寺が執筆した「鈴木義男の生涯」（『東北学院史資料センター年報』Vol. 2に収録）でも言及しているが、鈴木は、この人物の思想（法哲学）に言わば「心酔」していた。ヨーロッパ留学中、ドイツに滞在していた際にもベルリン大学でシュタムラーの講義を受けていた。また、シュタムラーの自宅も訪れて見識を深めていたことは、留学中に「シュタムラーの近業」（表1参照）というレポートを日本に書き送っていることからもうかがえる。

第三に、「行政法総論講義案」が参考文献として掲げられていることである。『社会法論』序論には、以下のような一文も記されている。

抑モローマ法以来ノ公法私法ノ区別ハ今日ニ於テ之ヲ維持シタル所ナリ。（行政法総論講義案、序論第十三頁以下参照）ローマ法ニ於テハ個人

的自覚強烈ナリシガ故ニローマ國個人ヲ截然區別シローマ國ノタメノ法ヲ以テ公法トシ個人ノ法ヲ以テ私法トナシ（11ページ）

ここではローマ法についての解説を行っているが、その中で「行政法総論講義案、序論第十三頁以下参照」と書かれている。鈴木は、東北帝国大学で行政法論を講義するにあたり、『行政法総論講義案』というテキストを作成しており傍線部分で指定されている13ページ以降には行政法の性質を論じる中で、ローマ法について言及している。

これらの点から、この『社会法論』は、鈴木義男によって執筆・作成されたテキストであると判断した。

さて、鈴木『社会法論』の詳細な内容・考察については他日を期すこととするが、このテキストには、鈴木がヨーロッパ留学前から学び、考えていたであろう内容が多く反映されていることがわかる。特にそれは、生存権についての見解に如実に表れているといえる。

周知のように、生存権は、戦後、日本国憲法第25条にも盛り込まれた人権規定の一つであるが、憲法に規定されたのはワイマール憲法（1919年）が初めてであったといわれる。ワイマール憲法の第151条には、「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」と規定されている。そして、この規定が「全労働収益権」で知られるアントン・メンガーの経済的基本権を継承したものであることもよく知られている²⁵。

しかし鈴木義男は、「余の解する生存権は包括的名辞なり。その派生的権利として幾多の個別権を有す。その社会法上最も重要なるものは扶助要求権、労働要求権、人格権、団体的交渉及統制権とす。それが抽象的な点よりして従来の諸種の権利の個人権に対して社会権と呼ぶことを得べし」（43-44ページ）と述べ、その一文に付した脚注で、

アントン・メンガーハコレラノ権利ヲ社会権タル経済的基本権ト云ヘリ。サレド余ノ解スル所ニヨレバコレラノ権利ハ独り経済上ノ要求ヲ負荷スルノミナラズ、人格的価値ノ認承ヲモ包含スルガ故ニ「経済的」ノ語ヲ冠セザルナリ（44ページ）

としてアントン・メンガーの説を批判している。そのうえで、鈴木自身が主張する生存権を「人格的生存権」と定義している²⁶。

ちなみに、このような主張は第二次世界大戦後にも堅持されていた。そのことは、1946（昭和21）年12月に鈴木が執筆した『新憲法読本』において、日本国憲法第25条の意義について言及した箇所、「人間が動物と違ふところは、たゞ働いて食べて寝て起きて死ぬといふのでなく、生活に必要なだけは働くが、できるだけ余裕を作つて、芸術を楽しむ、社交を楽しむ、読書や修行につとめる、つまり文化を享受し、人格価値を高めるといふところにあるのである。故に生存権といふのは、単に動物的生存でなくて、人間に値する文化的生存といふことである。」（61-62ページ）という記述していることから明らかである。

さて、この鈴木が行う社会法論の講義は、受講生には、どのように受け止められていたのであろうか。これについては、1927（昭和2）年4月から1930（昭和5）年4月まで東北帝国大学法文学部の大学院で鈴木義男の指導を受けていた村教三（後の専修大学教授）による、次の「回顧」が参考になるように思われる²⁷。

²⁵ この「人格的生存権」という言葉は、ヨーロッパ留学後に鈴木が書いた「所謂基本権の法律的实现」（『社会政策時報』64号、1926年）をはじめ、多くの論稿に登場するようになる。

²⁷ 村教三の経歴には、「昭和2年4月～昭和5年4月 東北帝国大学大学院にて鈴木義男教授の指導を受けて社会学研究す」（『専修法学論集』第20号、専修大学法学会、1975年3月、186ページ）と記述されている。鈴木は東北帝大教授辞職が正式に文部省に認可された同年5月14日の直前まで指導を受けたことになっていることがわかる。

²⁵ 高橋彦博『日本国憲法体制の形成』青木書店、1997年、151ページ参照。

鈴木教授のもとで三年間社会法学を勉強したことが、私の学問の方法論を決定づけたように思います。当時、東大では主として法律解釈を中心としていたのに対し、東北帝大では、法文学部が創設されたばかりで、法律学者も、文学や経済の学者の影響をうけて、これらとバランスをとりながら法律学を研究していくというのが当時の大きな流れだったように思います。東大の末弘先生は、社会法というタイトルの下に主として労働法をやっておられたが、鈴木先生は、従来の市民法学に対して社会法学という学問の方法論を樹立しようという方向をとっておられ、この流れを一応完成させたのが、当時助教授だった橋本文雄先生の「市民法と社会法」なのです。このような潮流の洗礼を受けて学界にデビューした私にとって、東北大の法学方法論は、私の研究方法を決定づけたといつてよいと思います²⁸。

村によれば、鈴木は、社会法論の講義を通して、「社会法学」という学問の方法論を樹立させようとしていたことがうかがえる。ともかく、鈴木は、当時の学生からも好意的に受け止められていたようである。

10. 鈴木義男の東北帝国大学教授の辞職に関する資料

東北帝国大学では「花形教授」として活躍した鈴木義男であるが、1930（昭和5）年5月にはその職を辞することとなる。これまで、鈴木は、辞職に関する資料は入手できなかったが、近年、国立公文書館デジタルアーカイブや東北大学史料館所蔵資料で見ることができた。

鈴木が辞職するに至る最大の要因は、鈴木による軍事政策批判に対する文部省や軍部の圧力があつたからであると考えられる。その発端となったのは、1924（大正13）年12月上旬に数度にわたり『河北新報』に連載された鈴木は、「軍事教育批判」であった。また鈴木は、1928（昭和3）年2月には、普通選挙



写真7 『読売新聞』1928（昭和3）年4月18日朝刊掲載記事

法に基づく第一回総選挙に出馬した社会民衆党の宮城県の候補者の支援活動を行っていた。こうした動きの中で、同年3月から4月にかけて、日本共産党や無産政党に対する治安維持法違反を名目とした大弾圧が行われることになるが、同じ時期には、鈴木に対しても東北帝国大学教授の辞職の圧力がかけられるようになっていった。

写真7は、1928年4月18日付『読売新聞』朝刊の記事である。この新聞記事では「学府に弾圧加はる」という見出しで、京都帝国大学教授の河上肇、東京帝国大学助教授の大森芳太郎と並んで、東北帝国大学教授の鈴木義男も辞表を提出したと報じられている。実際には、この時、鈴木は辞表の提出には至らないが、少なくとも鈴木が置かれた立場や状況を端的に伝える記事としてきわめて興味深い²⁹。

さて、同僚の擁護もあって一時は辞職を免れた鈴木であるが、1929（昭和4）年10月、『河北新報』により「不本意な出版事件」³⁰が報道されたことによ

²⁹ この新聞記事は、「昭和三年四月十七日午後一時総長室ニテ」行われた東北帝国大学評議会の結果に依拠して作成したと考えられる。その議事録では「一、共産党事件ニ関スル件」について、「総長ヨリ上京文部当局ト交渉顛末報告セリ」とあるため、この「文部当局」の報告の中に鈴木義男の名前があつたものと思われる。

³⁰ 1929年10月16日・17日の『河北新報』誌上に、突如、「鈴木氏の著作権侵害」の記事が掲載された。これが直接の原因となって、法文学部教授会と評議員会の辞職勧告決議になっていった。しかし、その動きの背景には文部省や軍部の圧力があつたこと、そしてこれらの外部からのいわば言いがかり的なものであつたことについては、仁昌寺は、2006年の『図録 鈴木義男』以来、再三指摘してきた。現在執筆中の鈴木義男の評伝でも詳説するつもりである。

²⁸ 専修大学法学会『専修法学論集』第20号、1975年3月、191-192ページ。傍線は仁昌寺による。

り、再び辞職を取り沙汰されるようになった。その報道から2ヶ月後の1929（昭和4）年12月17日、東北帝国大学評議会（同大学の各学部の代表者から構成される最高意思決定機関）では、鈴木義男の辞職について議論された。同会の議事録によると、鈴木に対しては次のような処分が下されることとなった（写真8）。

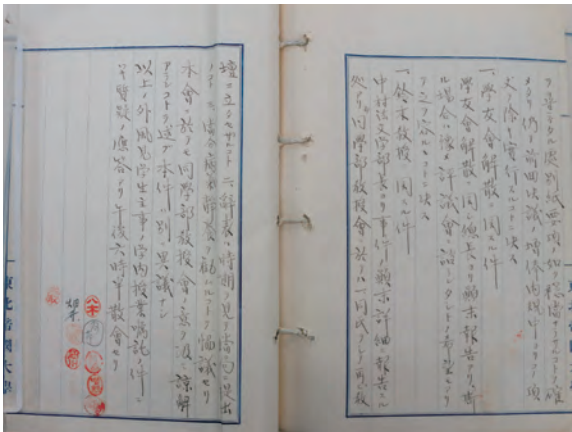


写真8 「鈴木教授二関スル件」が記載されているページ
（『自大正四年十月 至昭和四年十二月 評議会議事録』、
東北大学史料館所蔵）

一、鈴木教授二関スル件

中村（中村善太郎のこと……仁昌寺）法文学部長ヨリ事件ノ顛末詳細ニ報告スル処アリ、即同学部教授会ニ於テハ、一、同氏ヲシテ再び教壇ニ立タセザルコト、二、辞表ハ時期ヲ見テ当局ニ提出ノコト、三、当分病氣静養ヲ勸ムルコトヲ協議セリ、本会ニ於テモ同学部教授会ノ意ヲ汲ミ諒解アランコトヲ述ブ、本件ハ別ニ異議ナシ³¹

これをみるように、ここでは鈴木義男を「再び教壇ニ立タセザルコト」、時期を見て鈴木に「辞表」を提出させること、そして「当分病氣静養ヲ勸ムルコト」が決議されていることがわかる。この文中にある法文学部教授会の議事録は、現時点では発見できなかったため、教授会においてどのような議論が

なされたのかは不明であるが、少なくとも「同学部教授会ノ意ヲ汲ミ」とあることから、同学部から鈴木への辞職勧告が提出されたものと考えられる。ともあれ、評議会の決定を経て、鈴木に対して、「病氣療養」を理由とした辞表を提出させることが決定されたのである。

その後、1930（昭和5）年5月8日、鈴木は、東北帝国大学学医が作成した「心身ノ過労」を原因とする「診断書」とともに、当時の文部大臣田中隆三に対して、以下の「辞職願」を提出した（写真9）。

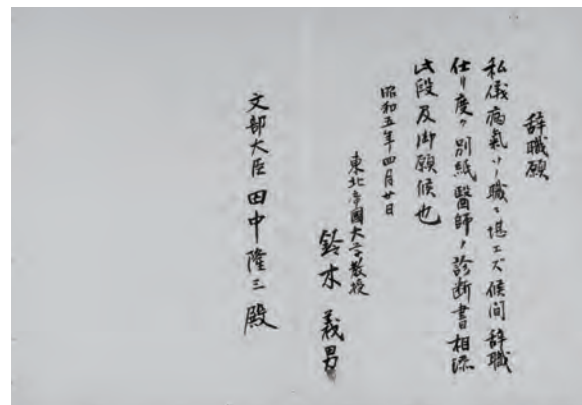


写真9 鈴木義男の「辞職願」
（『第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件』所収、
国立公文書館デジタルアーカイブ資料）

辞職願

私儀、病氣ソノ職ニ堪エズ候間、辞職仕り度ク、
別紙医師ノ診断書相添、此段及御願候也

昭和五年四月廿日

東北帝国大学教授 鈴木義男[㊦]

文部大臣 田中隆三殿³²

この「辞職願」はやがて受理され、5月14日に辞職が正式に認められた（『東北大学法文学部略史』62ページ）。かくして鈴木は東北帝国大学の教壇から去ることとなったのである。

³¹「鈴木教授二関スル件」（評議会議事録、昭和四年十二月十七日）、『自大正四年十月 至昭和四年十二月 評議会議事録』（東北大学史料館所蔵）。

³²「第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件」、『昭和五年 任免 五月三 卷三十』（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）所収。なお、添付されている「診断書」は省略するが、病名は「神経衰弱症、原因は「心身ノ過労ニ因スルモノナラン」とされ、この診断書を作成した東北帝国大学学医の名前が記されている。

11. 弁護士時代の鈴木義男に関する資料

次に、弁護士時代の鈴木義男に関する資料を取り上げてみよう。

周知のように、鈴木義男は、東北帝国大学教授の「辞職願」を提出した直後、上京し、1930年6月頃には弁護士事務所を開設し、弁護士としての道を歩み始めることとなる。弁護士時代の鈴木義男が担当した事件や裁判は多岐にわたり、枚挙に遑がないが、その中でも特に重要で、かつ現時点で資料が確認でき、内容もある程度把握できる主な事件を掲げたのが表2である。

これらの事件などをベースとして、我々は鈴木義男の弁護士時代を3つの時期に区分して考察を試みている。以下では、新資料の紹介をしつつ、それぞれの時期の特徴や内実を浮き彫りにしてみよう。

(1) 第一期：1930年から1933年まで

前述のように、我々は齋藤誠氏とともに鈴木義男研究会を行う中、鈴木義男が弁護士としての活動に集中的に取り組んだ1930（昭和5）年から1945（昭和20）年までの約15年間を、弁護活動の範囲、取り扱った事件の性格、弁護の方法などを鑑み、3つの時期区分を行った。

第一期は1930年から1933（昭和8）年である。この時期は、鈴木が弁護士に転身して間もない時期であり、弁護士の研鑽を積んでいた時期である。

後述するように、鈴木は弁護士としてのキャリアをスタートさせた直後から、今村力三郎のもとで、とくに刑事事件での弁護の手法などを学んでいた。また、その時期には、事件の得手不得手や大小を問わず弁護を引き受けていたようで、1932（昭和7）年12月に発行された『現代弁護士大観 一』に掲載された鈴木へのインタビュー記事でも、次のようにまとめられている。

開業されて日尚浅いのであるが、帝大法学部の教授をもされて居ただけあって開業草々、鉱業、漁業権、水利組合事件、当選無効等の行政訴訟を取り扱って行政処分に対する救済の不完全を痛感され、又、寺院仏道管理権、著作権侵害事件等の民事訴訟を取扱って、現行法の余りにも煩瑣なる為め権利容易に保護されざるを驚嘆して居られる。治安維持法事件、嬰兒殺、精神耗弱による放火事件、夫の危急に対する妻の防衛（傷害致死）事件、越鉄山手事件、鉄道汚

職事件、東京市疑獄事件等関与して、刑事弁護の困難化と、弁護上科学的方法採用の重要なことを痛感するに至ったと言って居られる³³。

ここからは、鈴木が、開業早々、刑事事件や民事事件をはじめ広範囲に及ぶさまざまな事件の弁護に着手している状況がみてとれる³⁴。

また、この頃には、いわゆるプロレタリア作家との交流もあったようである。渥美孝子によれば、貴司山治の未発表の小説には、鈴木義男は「字月弁護士」として描かれ、「字月は東北大学法学部教授であったがフトしたことで大学をやめ、東京に出てきて弁護士を開業したが、だれも事件の依頼者がなく、ヒマで困っている時に伊達（貴司山治のことといわれている……仁昌寺）に知合いになった」と綴られているという³⁵。小説の描写とはいえ、この時期の鈴木の弁護士活動を考察するうえで、興味深い記述であるといえる。

①「共産党シンパ事件」における平野義太郎らの弁護

さて、鈴木義男の弁護士時代の第一期の中で特に注目されるのは、以下の3点である。

第一に、弁護士になって間もない頃、1930（昭和5）年5月に発生した「共産党シンパ事件」で検挙された平野義太郎（元東京帝国大学助教授）、山田盛太郎（元東京帝国大学助教授）、小林良正（元専修大学教授）らの弁護を担当することとなったことである。このことは、その後の鈴木義男の弁護士活動、特に治安維持法違反事件で検挙された知識人の弁護活動にも大きな影響を与えることになった、きわめて重要な出来事であったといえる。

ここでは、やや長くなるが、これまでほとんど取り上げられることがなかった『平野義太郎弁護弁論要旨 鈴木義男』（東京大学社会科学研究所所蔵、『河上肇弁護弁論要旨 弁護人鈴木義男』との合本）

³³ 石井敬三郎・亀谷正司・黒澤松次郎・佐伯俊二著『現代弁護士大観 第一巻』国民社、1932年12月、54ページ。

³⁴ この時期の鈴木の様子については、『図録 鈴木義男』205-211ページにも詳述しているため、そちらを参照されたい。

³⁵ 渥美孝子翻刻・解説『宮本百合子裁判資料-「手記」と「聴取書」』不二出版、2020年11月、79-80ページ。

表2 鈴木義男が弁護を担当した主な人物・事件名(一部)

被疑者 (および事件名)	検挙前の 主な職業	容 疑	検挙された 年月	判決年月	判 決	参考資料	参考資料所蔵元	
山田盛太郎	東京帝国大学 助教授	治安維持法違反	1930年 5月	1932年	懲役2年・ 執行猶予3年	寺出道雄『山田盛太郎 マルクス主義者の知られざる世界』(評伝日本の刑事思想、日本経済評論社)		
平野義太郎	東北帝国大学 助教授	治安維持法違反	1930年 5月	1933年4月	懲役2年・ 執行猶予1年	『平野義太郎・河上肇弁護論要旨』 加藤哲郎・井関正久「第九章 戦後日本の知識人とドイツ——『原子力の平和利用』をめぐる——」、 工藤 章・田嶋信雄編『戦後日独関係史』(東京大学出版会)	東京大学 社会科学研究所	
大塚金之助	東京商科大学 教授	治安維持法違反	1933年 8月	1933年7月 1933年11月	懲役2年、 執行猶予3年 同上	『大塚金之助著作集』第九巻		
河上肇	京都帝国大学 教授	治安維持法違反	1933年 1月	1933年8月	懲役5年	『平野義太郎・河上肇弁護論要旨』 仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男—河上肇の弁護—」 (『東北学院資料室年報』Vol. 7)	東京大学 社会科学研究所	
帝人事件 (高木復亨ら)	帝国人造絹絲 株式会社 (帝人)社長	刑法違反 (背任・流職容疑)	1934年 4月	1937年12月	無罪	『帝人事件弁論 弁護人鈴木義男』 (1938)	東北学院史 資料センター	
志賀暁子	女優	刑法違反 (堕胎罪)	1935年 7月	1936年11月	懲役2年・ 執行猶予3年	仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男(4)—志賀暁子の弁護—」(『東北学院史資料センター年報』創刊号)		
宮本百合子	作家	治安維持法違反	1935年 5月 (4度目)	1936年6月	懲役2年・ 執行猶予4年	『治安維持法違反(一)宮本ユリ』	東北学院史 資料センター	
大竹博吉 (大竹廣吉)	なうか社社長	治安維持法違反・ 軍機保護違反	1936年	確認中	懲役5年	『被告大竹廣吉治安維持法 及軍機保護法違反弁護論要旨』	東京都立大学 図書館	
修養同友会事件 (李光洙ら)	文学者・ 思想家など	治安維持法違反	1937年	1939年12月	※李光洙の場合 無罪(第一審)	『修養同友会事件判決文』 (控訴審・上告審) 『修養同友会事件上告趣旨書』 『思想集報』第二十三号 『全被告無罪言渡』、『毎日新報』 1941年11月18日記事	韓国・国家記録 院データベース	
				1940年8月	懲役5年 (第二審・控訴審)			神戸市立 中央図書館 (青丘文庫)
				1941年11月	無罪(第三審・上告審)			
鈴木茂三郎 (第一次 人民戦線事件)	政治家 (日本無産党)	治安維持法違反	1937年 12月	1942年9月	懲役5年	『鈴木茂三郎 公判調書 下』 鈴木茂三郎判決文	東北学院史 資料センター 法政大学大原 社会問題研究所	
				1944年9月	懲役2年6ヶ月			
				1945年11月	免訴			
山川 均 (第一次 人民戦線事件)	著述業	治安維持法違反	1937年 12月	1941年9月	懲役5年(第一審)	『証人申請書』 山川均判決文	法政大学大原 社会問題研究所	
				1944年9月	懲役3年(第二審)			
				1945年11月	免訴			
有澤廣巳 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 助教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	懲役2年、 執行猶予3年(第一審)	『有澤廣巳被告治安維持法違反事件 弁護要旨』 有澤廣巳判決文(第一審)	国立国会図書館 (海野晋吉文庫) 法政大学大原 社会問題研究所	
				1944年10月	無罪(第二審)			
宇野弘蔵 (第二次 人民戦線事件)	東北帝国大学 助教授	治安維持法違反	1938年 2月	1939年10月	無罪(第一審)	『宇野被告治安維持法違反 弁護要旨』(控訴審) 宇野弘蔵判決文(第一審・第二審)	東北学院大学 中央図書館 法政大学大原 社会問題研究所	
				1940年12月	無罪(第二審)			
美濃部亮吉 (第二次 人民戦線事件)	法政大学教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	無罪(第一審)	『美濃部亮吉治安維持法違反事件 弁護要旨』	東北学院史 資料センター	
				確認中	無罪(第二審)			
大内兵衛 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	無罪(第一審)	『治安維持法違反被告事件記録 大内兵衛氏』 大内兵衛判決文(第一審)	東北学院史 資料センター 法政大学大原 社会問題研究所	
				確認中	無罪(第二審)			
脇村義太郎 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年12月	無罪(第一審)	脇村義太郎判決文	法政大学大原 社会問題研究所	
				確認中	無罪(第二審)			
和田博雄 (企画院事件)	企画院調査官	治安維持法違反	1941年 4月	1945年9月	無罪			
安倍豊造	牧師 (日本聖教会)	治安維持法違反	1942年 6月	1944年12月	懲役2年 (執行猶予付き) →上告(のち、1945年 11月に免訴)	『戦時下のキリスト教運動』 1・2・3		

に基づき、平野義太郎³⁶が検挙されるまでの経緯と、鈴木 の 法 廷 での 弁 論 の 概 要 に つ い て み る こ と に し よ う。

まずは、平野が検挙されるまでの経緯についてである。1930（昭和5）年1月15日、海外留学から帰国した平野は、3日後の1月19日に東京帝国大学の各研究室を訪問した。親友の山田盛太郎の研究室では、平野の知人である大村英之介とも再会したという。その後、平野は、山田・大村の勧めもあり、留学中に日本で展開していた労働運動の概況を把握するために、小林良正の元を訪れた。そこでは小林の著書を受け取ったほか、大村の知人青年という人物も紹介されたという。この青年は労働運動に参加するかたわら、同年3月に行われる総選挙に向けて結成された選挙闘争同盟のための資金収集にも取り組んでおり、平野に対しても資金援助を求めた。実はこの青年は共産党の一員であったが、平野に対してはそれを伏せていた。その平野は、2月16日、大村を通じて「金二百円」を渡した。つまり、平野は、事情は知らなかったとはいえ、この青年を通して共産党への活動資金を援助するかたちとなったのである。

当時の治安維持法では、「国体」の变革・私有財産制度の否認という目的をもって、結社（第1条）、協議（第2条）、実行扇動（第3条）、犯罪煽動（4条）、それらの行為への金員などの利益供与（第5条）を行えば犯罪が成立するとされていた。平野の場合、金銭を渡したことが同法第5条に違反したとして、1930年5月に検挙されたのである。

³⁶平野義太郎（1897-1980）は、東京に生まれ、1921年に東京帝国大学法学部を卒業し、同大学助手に採用され、1923年には助教授となった。1924年には産業労働調査所に入り、労働運動・社会運動に関心を持つようになる。1927年から1930年までドイツのフランクフルト大学に留学した。1930年1月14日に帰国して間もなく、治安維持法で検挙された。詳細については平野義太郎 人と学問編集委員会『平野義太郎 人と学問』（大月書店、1981年）を参照されたい。

次に、鈴木による平野の弁護についてである³⁷。『平野義太郎弁護弁論要旨 鈴木義男』によると、鈴木は、治安維持法違反という犯罪が成立するためには「目的犯意」が必要であるとしたうえで、平野

³⁷鈴木義男が平野義太郎たちの弁護を引き受けた理由は、端的にいえば、鈴木にとって平野が「畏友」だったからである。鈴木と平野は、同時期に東京帝国大学助手として在籍していた。両者ともに同大学教授の牧野英一の影響を強く受けつつ学究生活を送っていたことから、その後も親しい交流があったと考えられる。鈴木と平野の関係象徴的に示す例として、1925年に平野義太郎が出版した著書『法律における階級闘争』に対して鈴木が批評を行ったことが挙げられる。その批評は、同年5月に発行された『法学志林』第27巻第5号に「『法律における階級闘争』—平野義太郎の近業—」というタイトルで掲載された。その論稿の書き出しは、次の通りである。

畏友平野氏の近業が世に出た。近来最も興味深く読むことを得たものの一つである。余はこの書の著者に推服するものの一人である。著者は民法及社会法を専攻するものの如くであるが、その述作には常に法律学全般に対する透徹せる理解が示されて居る（99ページ）。

この書き出しに続いて、鈴木による平野の学説が解説されている。特に、牧野の提唱した「同盟罷業権」（ストライキ）に関する主張が、平野によって継承され、発展させていることに注目し、次のように記述している。

嘗て牧野博士がストライキは権利なりと云ふことを唱導した時に、世はその言説を以て甚だ奇矯なりとするの風があつたのである。今平野氏に依て、かくも明瞭に、資本主義下の法律の嚮導原理よりそのコロラリーとして当然同盟罷業権が生れねばならぬ所以を示さるゝに及んでは、何人もよくこれを否定し得べきではなからうと思ふ。但し、ストライキ権の法的構成に就いては、余に多少の意見があるが他の機会に譲る（108ページ）。

平野の学説および鈴木による評価について、これ以上深く検討は行わないが、鈴木が平野の主張に対して、基本的には賛意を示しつつも、「但し……余に多少の意見がある」として、やや批判していることは興味深い。

鈴木は、平野がこの権利をあらゆる労働運動や労働争議に表れている階級闘争として把握しようとしていること、そしてこの闘争による進化的法則を十分意識し、規範として樹立することが最も重要であるとしていることに異を唱えている。鈴木によれば、「規範の樹立に失敗する時に、直接的行動の名は勇ましいけれども実は敵も傷き自らも痛手を負うて共倒れに終るのである」という（106ページ）。そして、「正に労働法存立の意義に盲なる人々に三思を乞はねばならぬものと思ふ」（同）とも述べている。したがって、平野のような階級闘争至上主義者に対して、その社会的影響をも視野に入れた対応をすべ

の帰国後2週間の経緯を考察するに、そこから犯罪を成立させることは困難であると主張している。

出資要求者が未知の者であつて、被告は帰朝後二週間の際、何等具体的事情を知るに由なかつ

きことを主張しているのである。

それは、鈴木は政治的立場が、ロシアでボルシェビキが採用したロシア革命の如き方式による社会主義の実現を目指すものではなく、ドイツ社会民主党が選択したワイマール憲法型革命とも呼べる方式、すなわち社会化法の広範かつ継続的な制定を基本的方式とする社会主義の実現を目指すものを選択していたことと密接な関係を持っていた。そのことについて、鈴木は別の論稿で次のように記述している。

ドイツの革命は諸種の理由に依つて露西亜革命の如く端的には行かなかつた。社会化的方法に依る漸進主義と、資本主義の全部的否定を主張する多数社会民主党と独立民主党との間に激烈なる論争が交換されたことは云ふ迄もないが、一先ず革命後の社会秩序党政策は多数派の主張に帰して、社会化法 Sozialisierungsgesetz と新憲法の制定とに及んだわけである。即ち正統派に対する修正派の勝利である。彼の一九一八年三月二十三日に公布せられた社会化法は社会民主党の社会立法の根本方針を定めたものであつて、社会立法にとつてのマグナカルタである。……即ちその内容は1労働義務2労働保護3労働権 Recht auf Arbeit 4失業者生存保障の四原則を宣言したものである。これらの原則は殆どそのまま一九一八年九月十一日公布の新憲法に取り入れられたのである。(鈴木義男「社会的立法の思想的背景(上)」、『社会政策時報』第78号、協調会、1927年2月、22-23ページ)。

このように、鈴木は、畏友である平野の立場を認めつつもその欠陥をも大胆に指摘しているのである。これ以上は深入りはしないが、鈴木は、19世紀以降中葉以降のマルクス主義が、社会的立法を全く評価しない「正統派マルクス主義」と、それ高く評価する「修正主義派マルクス主義」に別れたとみている。そして、平野が前者の立場を選択しているのに対し、自分は後者の立場を選択していることを表明している。また、鈴木は、鈴木が資本主義社会における階級闘争の存在を認めながらも、平野の如きマルクス主義へ飛躍することを拒否しているのは、鈴木特有の社会観や法哲学を持っていたからであると思われる。それは、端的に言えば、ドイツでは新カント学派のシュタムラーの「自由に意欲する人々の共同体」思想、フランスではデュギーらの「社会連帯主義」思想であったように思われる。そしてこれらの思想に依拠しつつ、有産階級と無産階級の対立の解消を視野に入れた社会政策の実施に大きな期待をかけていたようである。なお、鈴木によるこれらの思想の特徴については、さしあたり、前掲「社会的立法の思想的背景(上)」(『社会政策時報』第78号-81号、協調会、1927年2月-4月)を参照されたい。

た。又親友山田助教授の関係者が如何なる意味に於ても当関係者が如何なる意味に於ても党関係者であらうとは推知だも為し得なかつた。従つて如何なる意味にもせよ、該要求者が共産党関係者だとは知るに由なかつたわけである³⁸。

つまり、平野にとっては、間接的にせよ金銭を渡した者が「未知の者」であり、その人物が「共産党関係者だとは知るに由なかつた」ため、彼の行為は治安維持法でいう「国体」の変革または私有財産制度の否認には該当しないと、鈴木は主張しているのである。そのうえで、鈴木は次のように弁論している。

目的遂行の爲めにする行為を為さしむると云ふ以上は提供者も亦、受領者が国体変革又は私有財産制度否認の目的を以て行為することを認識し、且つこれを目的として出捐したものでなくてはならぬ。然るに、本件の場合には、この所謂「大目的」がないことは余りにも明瞭である³⁹。

そのため鈴木は、平野の行為は治安維持法違反ではないこと、そもそも法律では裁くことはできないことを挙げ、無罪を主張した⁴⁰。

鈴木は弁論が奏功したのかは断定できないが、1933(昭和8)年8月12日、平野に対して「懲役2年・執行猶予1年」⁴¹の判決が言い渡された。治安維持法違反での判決としては、比較的軽いものであつ

³⁸『平野義太郎弁論要旨 鈴木義男』7ページ。

³⁹同書20-21ページ。

⁴⁰このときの弁論は、以下のように締めくくられている(同書25ページ)。

法理的觀察に於ては被告は本件に於て有罪とせらるべきものではないこと明瞭であると信ずる。厳正公平、政策的見地等に動かされず只法律を適正に解釈し法律に依つてのみ裁く裁判所に於ては無罪の判決あるべきことを期待し且つ希うものである。

⁴¹『平野義太郎 人と学問』313ページ。

たといえるだろう⁴²。

②インテリ・知識人層からの弁護依頼の増加

さて、鈴木義男の弁護士時代の第一期における第二の大きな特徴は、「元東北帝国大学教授」という経歴も相まって、特に治安維持法違反で逮捕・検挙された知識人から次々に弁護を依頼されていったことである。

上述のように、鈴木は「畏友」平野義太郎や山田盛太郎をはじめ、「共産党シンパ事件」で検挙された人々の弁護を担当した。それら治安維持法違反事件の判決が、いずれも執行猶予付きの比較的軽いものとなったことから、治安維持法違反の嫌疑をかけられていたインテリ・知識人層やその関係者を中心に、徐々に鈴木の元に同事件の弁護の依頼が寄せられるようになったと考えられる。1933（昭和8）年末の時点で、鈴木は次のように述べている。

私は秋の過去の経歴上若い学徒乃至インテリの間
に友人と知己とを多く有つて居る関係上、この
数年間に於てこれらのインテリの治安維持法
違反事件の弁護を担当すべく余儀なくされた場
合が多かった。かつて大学の教授助教授専門学
校の講師たりしもの及び文筆を以て立つインテ
リ等の事案を担当したものの十指を屈するに足
る。然して時代の産める被告事件と云ふべき
か。私はこれらの人々の記録を読み法廷に座し
てその供述を聞き実に種々の感想を懐いたこと

であった⁴³。

この「十指」の「インテリ」について、ここでは具体的な名前は挙げられていないが、のちに鈴木が発表した治安維持法改正についての論稿中で言及している。そこで「治安維持法の改正に付ては余は河上博士、大塚、平野、山田、小林各教授、瀧内前判事、藤森、鈴木安、鈴木清等の文士著述家其他インテリの各事犯を弁護した経験に基づき、余自身の改正意見を有するものである」⁴⁴と記していることから、河上肇（前京都帝国大学教授）、大塚金之助（東京高等商校教授）、平野義太郎（前東京帝国大学助教授）、山田盛太郎（前東京帝国大学助教授）、小林良正（専修大学教授）、瀧内礼作（判事）、藤森成吉（作家）、鈴木安蔵（憲法研究者）、鈴木清（作家）らを指していることがわかる。この中でもとくに、一大著名人である河上肇の治安維持法違反事件の弁護を担当したことは、同事件の弁護士としての鈴木の名声を大きく広めることになったといえるであろう。

河上肇の治安維持法違反事件の概要および逮捕（検挙）から判決が下されるまでの経緯については、すでに仁昌寺が「弁護士時代の鈴木義男－河上肇の弁護－」⁴⁵でまとめているため、詳細はそちらを参照いただくことにして、ここでは鈴木が事件を担当することになったいきさつについて述べることにする。

河上肇は、1933（昭和8）年1月、それまでの執筆・翻訳活動や共産党への資金援助などの行為が治安維持法に違反しているとされ、検挙された⁴⁶。同年8月1日から第一審の公判が始まり、同月8日に懲役5年の実刑判決が下された。

当初、河上は、「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは、到底考えられなかったから」、「名ばかりの弁護士一人だけ付けても

⁴² 平野義太郎の裁判が行われている一方、同時期に検挙された山田盛太郎の裁判も行われていた。山田の裁判も鈴木義男が担当していたといわれるが、現時点では山田盛太郎の裁判における弁護要旨などは見当たらず、弁護内容などについては不明である。しかし、1932（昭和7）年、山田に言い渡された判決は「懲役2年・執行猶予3年」であったという（寺出道雄著『評伝 日本の経済思想 山田盛太郎』日本経済評論社、2008年、219ページ）。平野に比べるとやや重い判決といえるが、山田自身は、執行猶予付きの判決になったのは鈴木義男の弁護によるところが大きいと考えていたようである。なお、小林良正については、弁護を引き受けた経緯だけでなく、鈴木義男の弁護の内容は全くの不明であるが、判決が下された後も講座派の論客として研究・執筆活動に取り組んでいたことに鑑みると、彼らと同じような判決が下されたものと考えられる。小林の弁護については、今後の研究の進展が待たれるところである。

⁴³ 鈴木義男「治安維持法の改正に付て」『法律新聞』第3630号、1933年12月5日、3ページ。

⁴⁴ 鈴木義男「思想犯罪と治安維持法の改正、『労働科学』1巻2号、労働立法研究所、1934年9月、256ページ。

⁴⁵ 『東北学院資料室』Vol.7（学校法人東北学院、2007年）、および、『河上肇記念会報』No.91（2008年7月）。

⁴⁶ 鈴木義男に関する資料調査を行う中で、文部科学省専門図書館所蔵の『思想調査参考資料 第一輯』を見る機会があったが、それによれば、河上はかなり前から取り締まりの対象とされていたことがわかる。

らえばいい」と考えて、「新労農党時代からの友人である上村進君に弁護を頼もうと思った」と述べている。河上の妻・秀もこの意向を汲み、上村に依頼したものの、帰宅すると山田盛太郎たちが待ち受けており、弁護士は鈴木義男にするべきと強く迫ったという。その理由は、「この鈴木弁護士というのは、以前東北帝国大学の教授をしていた人で、平野義太郎君や山田盛太郎君などが検挙された時も、その弁護を引受け執行猶予を贏ち取った先例もあり、裁判所方面の受けも良い弁護士だから」であったという⁴⁷。のちに鈴木自身も、河上肇の事件の弁護を担当することになったいきさつについて、「私は自身マルキストではないが、かつて学徒としての生活経験があり、思想問題に付ても微小の理解があると言うことからして、河上博士及び周囲の人々の懇囑に依って、不遜乍ら博士を弁護することになったのである」⁴⁸と述べている。

つまり、鈴木義男が河上肇の弁護を担当することになったのは、上述のように、平野義太郎・山田盛太郎ら「共産党シンパ事件」で罪に問われた人々の弁護を引き受けたことがきっかけとなっていることがわかる。しかも、それらのことによって、鈴木は治安維持法違反の弁護士として、世間から大きく注目を集めることとなるのである。

③今村力三郎のもとでの学び

鈴木義男の弁護士時代の第一期における第三の大きな特徴は、刑事事件の第一人者であった今村力三郎（1866-1954）のもとで研鑽を積みながら、弁護弁論にあたって独自の論法を編み出していったことである。

鈴木が今村のもとで研鑽を積むことになったのは、恩師の一人である吉野作造のアドバイスや、親友の小町谷操三（東北帝国大学教授）の支援があったようである。鈴木は、今村の事務所に足しげく通いつつ、彼とともに法廷にも足を運びながら学んでいった。のちに鈴木は、当時を回顧し、今村からは「精神的な指導者として非常に得るところがあり、……不肖私が今日あるは、主として大過なく弁護士

としての途を歩むことができたといえますれば、先生のご薫陶の賜であると考えておる次第であります」と述べている⁴⁹。

このように、鈴木は今村の元で、刑事弁護の手法などを学んだが、その一方で、鈴木独自の弁護の方法も確立させていった。それについては、1936（昭和11）年から1945（昭和20）年まで鈴木弁護士事務所と同僚であった福田力之介が「科学的構成の弁護」と称している。福田によれば、鈴木弁護士の論法は「訴訟記録を精査調査して、起訴事実を分析検討し、広い視野に立って裁判所に訴え、無罪判決若しくは執行猶予の判決を言渡す外ないという心証を科学的に構成した」ものであり、「弁護活動に一時期を画した」ものであったという⁵⁰。

（2）第二期：1934年から1937年まで

さて、鈴木義男の弁護士時代の第二期は、1934（昭和9）年から1937（昭和12）年までである。この時期の鈴木の特徴としては、以下の3つのことを指摘してみよう。

①帝人事件被告の弁護

一つの大きな特徴は、前述の「科学的構成の弁護」の手法を実践しつつ、人権を「蹂躪」された人々の弁護を通して人権擁護の立場を明確にさせていることである。その代表的な事件としては、帝人事件を挙げることができる。

帝人事件とは、1934（昭和9）年に発生した、帝国人造絹糸株式会社（帝人）の株式売買をめぐる疑獄事件のことである。当時、若手の財界人で組織さ

⁴⁹ 鈴木義男「弁護士を名誉ある天職と考えておられた」、『今村力三郎翁追想集』1955年、294ページ。なお、鈴木義男と今村力三郎との関係については、第二次世界大戦後まで続くこととなる。周知のように、今村は専修大学の前身である専修学校を1888年に卒業していたこともあり、終戦直後の1946年には専修大学総長に就任した。鈴木は、高齢の今村を支援するかのようには理事に就任したのち、1951年には同大学教授、翌年には学長に就任した（～1955年まで）。

ちなみに、鈴木は、1947年6月に東北学院理事長にも就任し、1963年8月の長逝までその任にあたることとなる。

⁵⁰ 福田力之介「科学的構成の弁護」、『伝記 鈴木義男』115-116ページ。

⁴⁷ 以上、河上肇『自叙伝(三)』80-81ページ。

⁴⁸ 『法律新聞』第3595号、1933年9月3日。

れていた「番町会」というグループが、台湾銀行所有の帝人株の売買を行うが、その際の株価が増資時の株価に比して不当に安価であったとして、この売買に関与した商工大臣、大蔵次官、台湾銀行幹部、帝人社長、「番町会」の幹部など17人が刑法違反（背任罪・流職罪）などで起訴された。これだけの政官財界の要人たちが逮捕・起訴されたことにより、当時の齋藤実内閣が責任を追及され、総辞職に追い込まれた。

この帝人事件において、鈴木は、今村力三郎を主任とする弁護団の中で奮闘した。とくに、株価の将来における変動は予測できないことから、帝人株の売買価格は取引時点において妥当性を有していること、したがってその売り手と買い手の行為は背任行為にはなり得ないことを立証しようとした。また、予審段階において、被告の人権を無視するような検察による強引な自白強要（いわゆる「検察ファッション」）が行われたことも厳しく批判した⁵¹。

このようななか福田力之介によれば、鈴木「科学的構成の弁論」は、「帝人事件の場合には、拘禁性心理の研究を専門家に委嘱し、被告の予審自白を覆す資料とされた」という⁵²。具体的には、「弁護人は本件に於ける虚偽自白の心理と云ふものを説明する為めには、どうしても経験あるもの、主観的研究が必要」という鈴木「の判断で、拘禁性異常を経験した「O博士」からの詳細な聞き取り調査結果が披歴されたという。そして「この博士の意見というものは一般教科書又は心理学的文献には書いてない。尊い経験から演繹した刑事被告人の心理説明でありまして、これは裁判官、検事、弁護士の、共に一度は熟読すべきものと思ふのであります」⁵³と結論付けている。

鈴木による「科学的構成の弁論」は、刑法学の効果的活用というかたちでも行われた。それに関して

は、高屋市二郎編前掲書には「近時本件に刺激されて背任罪の法理研究が一二の学者に依つて為されたのはせめてもの幸である。即ち元京都帝国大学教授滝川幸辰氏の「背任罪の本質」民商法雑誌第一巻第六号、東北帝国大学教授木村亀二氏の「背任罪の基本問題」法学志林第三七巻、第八号等之である。殊に木村教授の研究は相当精密であつて大いに参照せらるべき価値がある。本弁論に於ても独逸の文献と共に之に負ふ所大なること、殊に木村教授の示唆に負ふこと大なりしことを一言しておく次第であります」と記述されている⁵⁴。

つまり鈴木は、裁判の弁護にあたっては、専門家による客観的な意見を採り入れ、検察側の違法性および被告側の無罪を論理的に主張したのである。やはり、このような「科学的構成の弁論」の手法こそ鈴木「の弁護の大きな特徴になっていたのである。

②志賀暁子の弁論

次に、志賀暁子墮胎事件である。この事件は、当時、人気を博していた映画女優の志賀暁子が、映画監督との間にできた子を墮胎したとして、1935（昭和10）年7月、刑法違反（墮胎罪）の容疑で逮捕・

⁵¹ 135ページ。

なお、このような鈴木「の主張に関しては、木村亀二も次のよう記述している。

法政大学時代におけるもっとも重要な事件はいうまでもなく、鈴木君が帝人事件の弁護に参加したことだと思ふ。そして、この帝人事件には陰でわたしも鈴木君の仕事が大いに援助したわけである。というのは、帝人事件が始まると同君は例によって直ちに拙宅を訪ねてきて、わたくしに鑑定書を依頼したので、私が引き受け、わたくしの書いた鑑定書を基礎として同君が大弁論をやり、無罪判決をうるといふ結果になり、一躍して同君は刑事弁護士界の花形になったのである（『伝記 鈴木義男』104ページ）。

また、瀧川幸辰に関連して、鈴木は、佐々木惣一に宛てた手紙の中で、1933（昭和8）年に起きた「京大事件」（滝川事件）について、「此度の京大事件に際しては正しき学徒としての態度を持され終始一貫理義透徹、学の自由と独立のために御健闘被下候事、我々後進として遙かに感激推服至し居り候、自由主義闘争史上に花と散れ候雖もその後世に遺す影響並に全日本に與へたる道義的影響は至深ものと信じ上候」と記述している（仁昌寺正一「手紙より見た鈴木義男と佐々木惣一」『東北学院資料室年報』Vol.11、2012年4月、32ページ）。これらの記述からも、リベラルな立場にある鈴木義男の姿をみることができる。

⁵² 「国家権力を代表する検事が、手に余る仕事を敢行致しますならば現実に幾多有為の士を拘束し、緋の辱めを与へ、その公私の生活を葬り去るものでありまして、兼て社会風致を紊し国民思想に悪影響を与え、その害毒は計り知るべからざるものがある……」（高屋市二郎編『弁護士鈴木義男氏 帝人事件弁論』1938年、265-266ページ）。

⁵³ 『伝記 鈴木義男』116ページ。

⁵⁴ 高屋市二郎編、前掲書、345-370ページ。

起訴された事件である。その事件の被告の弁護を担当したのは鈴木義男であった。

彼女の公判は、東京地方裁判所において、1936（昭和11）年7月から12月までに5回行われた。公判の中で、鈴木は「相手方の婚姻意志がはつきり確かめられるまでは妊娠は避くべきであります、妊娠を防ぐことは、女性のみがよく為し得る所ではないのであります。妊娠は主として男性の放縦無責任の結果であります」と弁護した。それに対して、検事の井本臺吉からは「この犯罪を犯すに至つた経緯中には一掬同上すべき点もないではないが、かくの如き犯罪を犯すことは女として欠くる点があるのではないかと思ふ。即ち、母たることを最上の喜びとする女性の本能に欠くるところがあるのではないか」と述べた。つまり、墮胎せずに私生児であったとしても胎児を育てるのが女性の本質ではないかと発言したのである。

それに対して、鈴木は「生まなかつたことに対して女としての本能に欠くる所ありと仰せられるのは難きを強ふるものと思ふのであります。私は本件を担当して、世の多くの男性と女性とに『汝等の中罪なき者先ず之に石を擲て』と云はざるを得ない心持がするのであります」と主張した⁵⁵。結局、志賀暁

⁵⁵ 以上、「志賀暁子の裁判記録全文」、『婦女界』1937年2月号。ちなみに鈴木は、この志賀暁子の弁護の中でも行っているように、しばしば聖書の一文を引用した弁論を行うようになる。例えば、前述した帝人事件の弁護の中にも、次のように述べているので、ここに引用しておく。

窮地に陥った時には余程出来た人物でなければ、大局を制する心の余裕を持つことが出来ないものでありまして、目前に迫る一つの事実や必要が殆んど全部であるかの如き誇大感に捕はれ、その目的を達する為め大局の利害を犠牲にして了解ふものであります。イソウ（旧約聖書中の人物……仁昌寺）は腹が空つて仕方がなかつたとき握り飯一個と、自己将来の相続権を取り替へて仕舞つたのであります。当時の高木に在りましては帝人会社の問題と云ふものが、寸刻も猶予し難いものに考へられたのである。それにはどんな犠牲を払つても会社に帰らなければならぬ。「嘘も方便である。」しかしその嘘を云ふ前に、今一步大局を考へる必要があつたことは、後になつて解つたことであります。その時考へも及ばなかつたのも無理はないと首肯されるのであります。会社に帰り度い為めに云ふ嘘は、実は彼をして永久に会社に帰ることを得しめなばかりでなく、社会にも帰れなくする虞のあるものであつたことは、袋の鼠の如き地位に在つた高木には、知る由もなかつたと云ふことは、返すがえすも被告のために悲しみ且つ惜しむものであります（高屋市二郎編、前掲書、329ページ）。

子には懲役2年・執行猶予3年の判決が下されたが、当時の新聞では、執行猶予のついた判決となつたのは。鈴木の弁護のよるところが大きいと報じられた。

なお、この事件の顛末については、すでに仁昌寺が「弁護士時代の鈴木義男－志賀暁子の弁護－」（『東北学院史資料センター』創刊号、2016年3月）として詳述しているため、本稿ではこれ以上立ち入らないことにする。

かくして、弁護士時代の第一期からみれば、治安維持法違反の被疑者の弁護では、インテリ・知識人層の強い支持を得、さらに第二期では刑法違反の被疑者の弁護では、帝人事件と志賀暁子墮胎事件という2つの事件の弁護を行うことによって支持を広げ、当代の堂々たる弁護士になっていった⁵⁶。

③人権擁護・司法改革の構想

ところで、これらの弁護を行うかたわら、鈴木は、帝国弁護士会の機関誌である『正義』などに、人権擁護や司法改革に関する論稿を次々に発表している。これも第二期の特徴の一つといえる。その主な論稿は次の通りである。

- ①「勾留規定の改正に就て」（『正義』1934〔昭和9〕年1月号、帝国弁護士会）
- ②「検察と裁判の分離を要望す」（『正義』1934年9月号）
- ③「検察と裁判の関係」（『犯罪学研究』1934年10月号）
- ④「裁判の簡素化」（『中央公論』1934年12月号）
- ⑤「行政上の累進処遇に就て」（『正義』1934年12月号）

⁵⁶ それらの裁判が一段落した頃、『主婦之友』1937年7月特別号では、鈴木義男の人物紹介が掲載されている。ここでは「鈴木先生は元東北帝大教授で、東都第一流の少壮弁護士です。志賀暁子事件、帝人事件など、著名な法廷には必ず立たれ、深い研究心と豊富な人生体験と、若若しい情熱とを以て、幾多の難件を処理してをられます」（445ページ）と評されており、世間からの注目度が高いことがうかがえる。また、この時期には、鈴木法律事務所は、麴町一口坂の自宅兼用のものから、昭和ビルの一室へと移り、所属の弁護士を8人も抱えるようになっていた。

- ㊦「人権蹂躪の防止」(『正義』1935〔昭和10〕年4月号)
- ㊧「人権蹂躪問題」(『正義』1937〔昭和12〕年3月号)
- ㊨「拷問」(『法律時報』(『中央公論』1937年6月号)
- ㊩「帝人信書問題と予審判事の喚問」(『法律時報』1937年7月号)。
- ㊪「遵法心について」(『正義』1937年10月号)
- ㊫「司法制度の改革に就て」(『正義』1938〔昭和13〕年5月号)

これらの論稿において、鈴木は、刑事被告人に対する拷問や不当勾留などによる人権蹂躪行為の告発というかたちで人権擁護の必要性を強く主張しているのである。

鈴木によれば、人権蹂躪には、警察や検察といった国家権力による様々な拷問の実例があるという。例えば、警察による拷問については、

殴る蹴る、指の間に鉛筆を挟んで置いて固く握るとか、鞭で叩くとか、変なつるし方をするとか云ふことは広く行はれて居るやうである (㊦ 20ページ)⁵⁷。

とされ、検察については、

今回某事件(帝人事件のこと……仁昌寺)等に於て検事が屢々物理的力を用ひたと云ふことが訴へられて居るが、私は信じたくないものである。しかし多くの場合検事も見込んだ結果を挙ぐるに急なる余り、物理的拷問に当らないその他の方法ならば随分之用ふるに躊躇しないやうである。所期の自白をしない場合、拘置場へ

の待呆け皮手錠等は別として、聞くに堪えざる罵言、伝票の媒介、被疑者同志の会見斡旋、時としては菊の御紋章を引用すると云ふやうなことも絶無とは云ひ難いもののやうである (㊦ 22ページ)。

と言及している。

このような人権蹂躪の中でも、特に法律がないがしろにされていると問題視していたのが「拘置場への待呆け」、すなわち被疑者の勾留期間についてであった。この問題について、鈴木は次のように主張している。

刑事被告人と雖もその人格は尊重されなければならず、その自由は不必要に妄りに侵犯さるべき筈はないのである。然るに事の実際は如何と云ふに必要ありと云ふ口実の下に一年二年の勾留を継続せしめらるもの比々然りである。刑事訴訟法が最長期を二ヶ月と限定した規定は何等の意味を為さないものの如くである。或は被告が自白せざる場合、期限に先つて勾留更新を決定し、心理的畏怖心を利用して自白を強要するが如く解せらるゝ事例すらも存する。更に最近はある刑事事件に於て勾留せらるゝこと一年一ヶ月の久しきに及び、再三被告人自身及び弁護人より取調べを進捗せんことを懇願し、家族が路頭に迷ふにつき保釈の一日も速やかならんことを哀訴したにも不拘、一回の取調もなくして過ぎ、最後に死亡前数日形式的取調が一回なされたと云ふが遂に死亡を以て終局に達したと云ふことである (㊦ 57-58ページ)。

このようなことから、鈴木は、帝国弁護士会の仲間とともに、「勾留ノ期間ハ二月トス止ムコト得ザル事由アル場合ニ於テハ其理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得」という改正案を提案したという (㊦ 63ページ)。

その一方で、「法文がいかに理想的に改正されやうとも、これを運用するものは人であるが故に、改正案成立後に於てもその運用に対する監視の事は在野法曹に課せられて居る常住的任務であらう」(㊦ 63ページ)とも述べている。

また、これらの論稿を通して鈴木が提起しているのはいわゆる「司法改革」であった。とくに、「検察ファッショ」の防止と、検事と裁判官の関係性の是正をめざすものであったと考えられる。このこと

⁵⁷ のちに鈴木義男は、有澤廣巳の弁護を行う中でも、次のように述べている。

我国近時の検察活動と云ふものを見ますと縦横無碍従来の法律の約束を無視するものでありまして、如何に非常時とは申しながら正に法律の暗黒時代を為して居るのではないかとさへ思はれるのでありまして、我国は果して従来の意味の法治国であるか否かを疑はざるを得ない感が致すのであります (『有澤弁護要旨』221ページ)。

について、鈴木は次のように述べている。

如何なる時代に於ても、苟くも立憲主義を採用する以上、その時代の社会の諸勢力の相克から超然として、裁判丈けは天皇の名に於て不偏不党に行はれて行かなければ、国家の綱紀も国民精神の安定も国民の道義も遂に維持すべからざることは殆んど公理である。然るに現行制度に於ては、裁判権は検察事務と不可分離の關係に置かれて居る。もとより検察と裁判は車の両輪の如く無關係に存し得べきものではない。しかし裁判の厳正公平を期待するに於ては、少くともこの両者はその支配する所の権力統制關係に於て互に相影響する所なきものとして存しなければならぬと思ふ。然るに現在の制度の實際は如何。現行制度の下に於ては検挙のことは検事局之を掌ることは云ふ迄もない。しかもその検事と之と独立に裁判の任に当る裁判官とは同一系統の行政権に関し行政大臣の指揮監督下に在るのである。ここにある種の影響を及ぼさないと云ふことが期待し得られるであらうか (㊤ 53-54ページ。傍線は仁昌寺による)。

つまり、被告の取り調べを行う検事と、それを基にして裁判を行う裁判官がともに司法省に所属して司法大臣の指揮・監督下にあると、裁判の超然性が確保されないのではないかという懸念を呈しているのである。すなわち、「司法省幹部の指揮下にあり云はゞその愛情深き検事の起訴し主張する案件につき判事が果して憲法期待する如くよく不羈独立常ニ自主の見解のみを以て対し得るか否かは甚だ疑問とせざる得ないのである」(㊤ 55ページ)と述べている。

かくして、鈴木は「検察と裁判の分離」を強く主張していた。むろん、その主張は、当時の「在野法曹界」の要望でもあったという。しかし、周知のように、それが実現するのは第二次世界他戦後、しかも鈴木が関わることとなる新憲法（日本国憲法）の制定後のことであった。

(3) 第三期：1938年から1945年まで

鈴木義男の弁護士時代の第三期は、1938（昭和13）年から1945（昭和20）年までであると考えられる。この時期、日本は日中戦争の勃発（1937年）を契機に急速に戦時体制へと移行していく。その中

で、国家総動員法（1938年4月成立）をはじめとする様々な法律・制度が定められ、総力戦体制が構築されていく一方、従来行われてきた思想・言論の統制も、より一層強化されていくこととなる。

こうした中であって、鈴木の前には、様々な事件の弁護の依頼が数多く寄せられるようになる。治安維持法違反事件だけでも「労農派教授グループ事件」、朝鮮の活動家・文学者を含む修養同友会事件、キリスト教ホーリネス教団事件などがある（表2参照）。紙幅の関係上から、本稿では労農派教授グループ事件と修養同友会事件における鈴木の弁護を紹介しつつ、この時期における特徴を述べることにする。

① 労農派教授グループと有澤廣巳の弁護

鈴木義男の弁護士時代の第三期の特徴のひとつは、治安維持法違反事件の弁護を通して、法律によって個人の思想を裁くことはできないという自身の基本方針をより強く主張していることである。それを、労農派教授グループ事件（第二次人民戦線事件）における鈴木義男の弁護の内容から考察してみよう。

第二次人民戦線事件は、思想弾圧法ともいえる治安維持法が、必ずしも日本共産党系とはいえない知識人を含むアカデミズムの世界まで及んできたことを象徴する事件だったといわれる。

周知のように、「労農派」とは、1927（昭和2）年に発行された雑誌の『労農』の同人を中心に集まったグループである。その雑誌は、当時、国際共産主義運動の指導組織であるコミンテルンから指示された「革命」の方針について過激な内容を含む「27年テーゼ」に反対した人々、特に山川均・猪俣津南雄・荒畑寒村らが中心となって作成されたものであった。彼らは、1933（昭和8）年から刊行された『日本資本主義発達史講座』に執筆したグループ（いわゆる講座派）を批判する論文を発表した。その後、1935（昭和10）年7～8月のコミンテルン第7大会における「反戦・反ファシズム人民戦線」の提唱に呼応して体制変革の運動を組織しているとみなされ、治安維持法違反が適用され、1937（昭和12）年12月15日、「労農派」系の日本無産党や日本労働組合全国評議会、全国農民組合などの関係者ら400名余が検挙され、続いて1938（昭和13）年2月1日には、同派に関係しているとみなされた大学教授らも検挙された。

ここで目を向けてみたいのは、この中の1938年2月1日に検挙された大学教授たちに対する鈴木の弁

護である。

このときに検挙されたのは、労農派教授グループに属していたのは、東京帝国大学出身の大学教員であり、東京では大内兵衛（東京帝国大学教授）、有澤廣巳（同助教授）、脇村義太郎（同）、美濃部亮吉（法政大学教授）、阿部勇（同）、南謹二（同）、芦沢彪衛（巣鴨高商教授）、仙台では宇野弘蔵（東北帝国大学助教授）らであった。さらに1939（昭和14）年3月、高橋正雄（九州大学助教授）もこのグループの一員とみなされ、欧米留学から帰国した直後の横浜で検挙された。

彼らのうち、鈴木が弁護を行ったのは大内兵衛、有澤廣巳、脇村義太郎、美濃部亮吉、宇野弘蔵であった。その多くが単独ではなく、数人の弁護士とともに弁護活動を行っていたが、特に有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵の3人については、鈴木自身の弁護内容を「弁護要旨」としてまとめて書き残している⁵⁸。

ここでは、有澤廣巳に対する弁護の特徴をみてみることにしよう。鈴木のそれまでの治安維持法違反事件の被告に対する弁護を集大成したともいえるように思われるからである。

有澤廣巳は、①改造社版「経済学全集」に、『カルテル、トラスト、コンツェルン』（上・下）、世界恐慌と国際政治の危機』を執筆したこと、②『中央公論』に世界経済批判会の名前で「世界経済総観」などを執筆したこと、③大森義太郎の依頼により『労農』誌上の「国際情勢欄」に執筆したこと。④大森義太郎の生活費援助のため『改造』誌上の「世界情報欄」に原稿を提供したこと、⑤大森義太郎の依頼により、『改造』1935・36年の各新年号の附録年鑑を作成したことなどが問題視され、1938年2月1日、治安維持法違反の疑いで検挙された。取り調べを受けたのち、1939年8月に一時保釈され、その後、1942（昭和17）年5月に第一審の公判が開かれた。同年9月28日、有澤に対して懲役

2年・執行猶予3年の判決が言い渡された⁵⁹。

しかし有澤は、この判決を不服として控訴した。その第二審（控訴審）において有澤の弁護を担当したのが鈴木義男であった。

鈴木にとって有澤は、二高・東京帝国大学の後輩であり、鈴木之母校である東北学院の中等部の出身者である小田忠夫や高橋正雄の親友であったこともあって、自ら弁護を引き受けたと考えられる⁶⁰。その控訴審のときの弁護内容をまとめたものが『有澤廣巳治安維持法違反事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』である（以下、『有澤弁護要旨』とする）。同書は見開きで369ページ、文字数にして約13万字にもなっており、現時点で確認できる鈴木自身の弁護要旨の中で、最も重厚長大なものである⁶¹。ここから、『有澤弁護要旨』は、鈴木にとって治安維持法違反事件の弁護の集大成といえる。

では、有澤に対する鈴木の弁論の内容についてみてみよう。まず、『有澤弁護要旨』の全体の構成は、以下の通りである。

目次

	丁数
序言……………	一
一、公訴事実……………	二

⁵⁹「有澤廣巳判決文」、法政大学大原社会問題研究所所蔵。その判決に対する理由は、①東京帝国大学在学中に「森戸事件に刺激せられて経済学の社会的重大性を認め、熱心に之が研究を為したる結果、マルクス経済学体系を正当なるものと信じ、更に助教授に任官当時よりマルクス主義を信奉するに至」ったこと、②「労農派の主張に係る所謂労農理論中、日本資本主義現段階の分析、並に無産階級運動の根本方針としての単一無産政党樹立の提唱を其の大綱に於て正当なりと認め」、③「我が国体の変革を随伴すべきブルジョワ打倒を目標とするプロレタリア革命を遂行し、プロレタリアートの独裁を樹立し、之を通じて私有財産制度を撤廃し、社会主義社会を實踐せむことを企図する結社なることを知りて之を支持し居りたる」ことなどが述べられた。

⁶⁰『有澤弁護要旨』の冒頭でも、鈴木は「有澤被告は私の同学の後輩であり、学者として密かに尊敬して居たものであります。……私は本職の弁護士ではありますが、特別弁護人のやうな心持を以て之より被告の爲めにその冤を雪がんとするものであります」（1-2ページ）と述べていることから、有澤の弁護に対する鈴木自身の気概が感じられる。

⁶¹なお、同じ弁護要旨でも宇野弘蔵のそれが約3万字、美濃部亮吉のそれが約1万字であることに鑑みれば、『有澤弁護要旨』には、有澤廣巳の弁護に臨む鈴木自身の気概が垣間見えるようである。

⁵⁸宇野弘蔵および美濃部達吉の弁護については、仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男－宇野弘蔵の弁護－」（『東北学院資料室』Vol.6、2006年12月）、同「弁護士時代の鈴木義男（4）－美濃部亮吉の弁護－」（同Vol.9、2009年4月）に詳述しているので、そちらを参照されたい。

二、検事論告の要点……………	一〇
三、本論……………	一五
第一、マルクス主義とは何ぞ……………	一七
第二、マルクス主義の発展と マルクス主義の運動……………	二八
第三、マルクス主義者とは何ぞ……………	四一
第四、経済学者とマルクス主義……………	五二
第五、有澤被告の立場……………	七五
第六、労農理論と労農派グループの実体如何 ……………	九八
第七、各個の公訴事実の検討……………	二二五
一、阿部事務所の成立由来	
二、各個の行為事実	
第八、検事の犯意認定に対する反駁……………	二九〇
第九、範囲の法律的批判……………	三四四
第十、総論……………	三四八

この『有澤弁護要旨』の大きな特徴のひとつは、有澤廣巳を弁護するにあたり、マルクス主義の基礎的理論から論じていることである。目次でいえば「第一、マルクス主義とは何ぞ」「第二、マルクス主義の発とマルクス主義の運動」「第三、マルクス主義者とは何ぞ」「第四、経済学者とマルクス主義」がそれにあたる⁶²。

一瞥したところでは、それらの内容は多くの人が納得しうるオーソドックスなものであるように思われる。例えば「第一、マルクス主義とは何ぞ」では、マルクス・エンゲルスの著書を引用しつつ、哲学と

しては唯物弁証法であり、ヘーゲル哲学を批判的に摂取したものであること、その哲学を人類の歴史に適用して、独自に作り上げた歴史観が「史的唯物論」（唯物史観）であること、マルクスの経済学は「資本論」（剰余価値論）、政治論は「階級闘争論」であること、その「資本論」は、価値論、剰余価値論、再生産論、資本蓄積論として展開していくことなどが述べられている。

また、『有澤弁護要旨』の特徴のもうひとつは、法律によって「思想は法律では裁けない」ということを強調していることである。このことは、鈴木が治安維持法違反事件の弁護を担当する中で繰り返し唱え続けてきたことであるが、有澤の弁護の中では、特に強く主張されていることがわかる。

例えば、次のように記されている。

刑法上或者がある思想を抱懐したと云ふ丈けで
刑罰に処せられると云ふやうなことはあるべき
ことでもなく、全くあり得ないことであります。
「法は思想は之を罰せず、罰するを得ず」と云
ふ大原則があります。老荘の思想でも、プラ
トーの思想でも、釈迦基督の思想でも、トルス
トイ、カント等々の思想でも之を現実の社会に
直ちに行はうとするならば安寧秩序に害なきも
のではありません。……（中略）……特定
思想の抱懐の故を以て直ちに刑罰の目的としえ
ない所以のものは一種の天賦権としての人間の
思索の自由なるものがあるからでありまして、

⁶² このようにマルクス主義の内容を深く取り上げた弁護論は、鈴木以外の弁護士の「弁護要旨」をみても極めて少ないと思われる。例えば、山川均や荒畑寒村などの弁護を行った海野晋吉の「弁論要旨」（我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法規、310-320ページ）にも、マルクス主義について言及している記述はない。また、言及はされていたとしても、『有澤弁護要旨』ほどのスペースを割いて言及していないように思われる。

これは、我々の推測の域を出ないが、鈴木は、自分が引き受けた治安維持法違反の罪に問われた被告の弁護においては、やはり、このようなことには必ず言及してきたと考えられる。第一期の時期に取り組んだ平野義太郎や山田盛太郎の弁護のときも、恐らく、口頭では言及していたものと思われる。

それは、鈴木義男が弁護を行った鈴木茂三郎によれば「私の記憶違いでなければ、法廷を通じて義男氏は先ず一般論として第一に『マルクス主義とマルクス主義者の意義』第二に『労農理論と労農派の実体について』理論的に究明された。これは氏が東北帝国大学法文学部教授

であった当時から、マルクス主義に関する学説の深さを法廷において立証したものであって、裁判官を驚かせたということである」（鈴木茂三郎「人民戦線事件」、『伝記鈴木義男』98ページ）と述べていることからもうかがえる。ところが、鈴木義男が作成した『鈴木茂三郎被告事件弁護要旨』（大原社会問題研究所蔵）の目次をみると、「一、序言／二、公訴概説／三、労農理論／四、鈴木の見解せる労農理論／五、労農派グループの実体（一）客観的に見たる労農派グループの実体（二）鈴木の見解より見たる労農派グループの実体／六、労農理論及び労農派グループの合法性／七、公訴事実第二、労協関係／八、犯意の法律的批判／九、結語」（／は改行を指す）となっており、鈴木茂三郎の「記憶」しているようなマルクス主義関係の説明箇所の記述は見当たらない。

ことから、鈴木が『有澤弁護要旨』に、それまでの主張を集約し、あえて理論的な言及箇所を入れたのは、やはり有澤を無罪にするための鈴木の並々ならぬ意気込みの表れと考えられる。

観念の世界でだけ考へて居る限りは道徳は関与し得ましても、法律は干渉し得ないのであります。法律が干渉し得るのはその思想の実現を動機として对人的に又は対社会的に一定の行動に出でる場合、その価値判断の資料として動機論として評価し得るだけであります。故に仮令有澤がマルクス主義を信奉（信奉と云ふ言葉が当るか否か疑問であります）するに至つた。そしてそれが経済学説であるために我国の制度と関係を有するに至つたとしましても、それだけで被告を処罰することの出来ないことは多言を要せずして明であります。（『有澤弁護要旨』2-5ページ。傍線は仁昌寺。以下同じ）

このように、鈴木は「刑法上或者がある思想を抱懐したと云ふだけで刑罰に処せられると云ふやうなことはあるべきことでもなく、全くあり得ないこと」であり、「特定思想の抱懐の故を以て直ちに刑罰の目的としえない」ことは「天賦権としての人間の思索の自由」であるため、「観念の世界でだけ考へて居る限りは道徳は関与し得ましても、法律は干渉し得ない」、つまり有澤がマルクス主義を「信奉」するに至つたとしても「それだけで被告を処罰することの出来ない」ことを述べ、有澤の無罪を主張したのである。

上述のように、鈴木はこの『有澤弁護要旨』の中で個人の思想を法律によって裁くことはできないという、自分自身の基本方針を貫いている⁶³。それが

⁶³ ちなみに、『有澤弁護要旨』181-184ページには、鈴木がヨーロッパ留学中に学んでであろうことも反映されている箇所がある。本文中の引用文ともやや重複するが、鈴木自身による証言とも受け取れるため、長文になるがここに引用しておく。

凡そ社会の改良進歩を希ふもの、社会哲学に考察をめぐらします以上は思索の到達すべき結果として人類終局のあるべき理想の社会を想定するのは思索する人類の必然であります。マルクス主義の如く実証的必然性を以てではありませんが、観念哲学に於ては皆然る所であります。プラトーンに於て成り、カントに於て然り、新カント派の哲学に於て殊に然りであります。例へば私は法律哲学に於ては新カント派の立場を執る者であります。新カント派のルドルフ、シュタムラーの如きは人類進歩の終局に於て到達すべき理想の社会として一個の社会理想を想定するのであります。彼に従へば、それは自由に意欲する人間の共同体Das Gemeinschaft der Freiwollender Menschen,と云ふものを想定して居るのであります。それは一種無政府共

うかがえる箇所のいくつかを、以下に引用しておく。

思想は思想であつて実践ではないのである。
(43ページ)

法律に於てはそう云ふ行為に現はれない、肚の中の問題まで取り上げて糾弾することは許されないことでもあります。終局の目的が当面現実の目的としてあらはれて来るときに於てのみ問題とせらるべきものであります。(178ページ)

産の社会であります。政治的には治者と被治者と完全に合一する社会、経済的には搾取なき社会、倫理的には他人を手段とせざる社会各人の人格をそれ自身自主独立のものとする社会、身分的には差別的身分の世襲なき社会、是が自由に意欲する人類の共同体と云ふものでありまして、之は総ての社会哲学の帰一する所と申しても過言ではないと思ふのであります。人類社会の進歩を説き、より理想的社会への改革を考へる以上、常に其の目標となるべき理念がなければならぬのでありまして、其の終局目標をシュタムラーは社会理念と呼ぶのであります。その所謂理想と異なる所は理念Ideeは極限概念として考へられるだけでありまして、永遠に彼岸に輝ける太陽の如く之を目指しては居るが、実現せらるゝことはなかるべしと云ふ点にあるのであります。然し之を想定せずしては人類社会の進歩を説くことが出来ないこと云ふ意味に於て説かれる所のものであります。仏教もキリスト教も老荘の思想も社会理念を説くことに於ては同様であると信じます。現実社会改造の為に行動する人々の行動形態、行動目的に於て異なる所があると致しますれば、此の終局の理想を異にするのではないのである。社会の伝統、人生の本質等の把握を異にし、一步前進せしむる為に執る手段を異にする点にあるのであります。直接当面の目的と手段に諸々のニュアンスがあるだけであります。政友会、民政党、社大党、労農党等の区別は此の相違であります。法律上合法的であるか、不合法的であるかが問題とされ得るのは、唯此の当面の行動目的だけに付てでありまして、之を超えて所謂終局の目的成る者を捉へ来つて云々することは法律上の問題としては許されないことでもあります。若し一々終局目的と関連せしめて当面の目的を問題としますならば、如何なる微温的政治結社でありまして、少しでも人類の進歩と幸福とに寄与するものは治安維持法に触れると云ふ驚くべき結論に到達せざるを得ないのであります。犯罪の目的、範囲、動機とは決して斯くの如き抽象的な哲学上の極限概念の如きものを指し得るものではないのであります。労農派に付て見ますのに其の側面の目的を問題とする限り、而して其の掲げる所のスローガンを見ましても、其の具体的に指導した所を見ましても悉く実際合法的なことばかりであつて、毫も安寧秩序を紊乱し朝憲を紊乱するやうなことはなかつたのであります。

未だ何等国体変革的意図をも表現せざるに之を治安維持法第一条に依って擬律処断しすることは法律は人の行為を問題とするものであって、その思想を問題とするものでないと云ふ大原則からしましても為すべからざること、不可能のことであります。(296ページ)

一般的の人間の心理状態、心情と云ふものを以て直ちに具体的好意の意思決定動機即ち犯意に転換するものでありまして、犯罪行為の目的を確定せずに、行きなり其の者の心理状態乃至研究、思想と云ふものを犯意に擬するものであります。之は此の種の思想に関する事件に於きまして屢々繰返されて居る過誤であります。私は大いに避けて戴かなければならぬと常に信じて居るのであります。思想そのものは之を処罰しない。又処罰するに適しないと云ふことは法律の大原則であります。そこに迄立ち入ることは許されないことである。

…(中略)…内心と云ふものは一定の行為の動機と関係はない、動機となる場合もあり、ならぬこともある。目的罪が特に無目的罪と区別せられるのは正に此の点にあると思ふ。治安維持法第一条第十条が目的罪であります限り、「情を知って」と異りまして、単に認識するだけでは足りない、目的を必要とする点から見ても内心を処罰するが如き形をとるのは不当も甚だしいと云はなければならぬのであります。(344-346ページ)

こうした鈴木的主張は、同時期に裁判にかけられていた宇野弘蔵や美濃部亮吉の弁護弁論の中でも述べられているが、ここでは法律によって思想を裁くことはできないということをより大胆に主張していることがうかがえるのである。なお、有澤は1944(昭和19)年10月に、無罪の判決が確定した⁶⁴。

⁶⁴「休職東京帝国大学助教授有沢広巳外一名休職ノ件」、『任免裁可書 昭和十九年 任免卷二百三十九』(国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。

②修養同友会事件被告の弁護

次に、「修養同友会事件」に目を向けてみよう。修養同友会は、1926年に、安昌浩ら民族独立運動家を中心の修養同盟会(1922年、アメリカで設立)と、その系統団体として平壤で設立された同友倶楽部(1922年)が合併して発足したものである。この修養同友会の趣旨は、朝鮮の人々に対して将来の朝鮮のために必要な人格修養・知識・経済力などの実力をつけることを奨励・普及させることであった。しかし、1937年、この修養同友会のメンバーが、治安維持法違反容疑で相次いで逮捕・検挙された。6月7日には李光洙ら11名、6月16日には安昌浩ら6名、6月28日には金東元ら25名が逮捕されたのである。

その後、1938年8月15日、彼らは予審決定で起訴された。翌1939年12月8日に京城地方法院において第一審の判決が下され、全員に無罪が言い渡された⁶⁵。しかし、これに不服を申し立てた検事局が直ちに控訴した。第二審の判決は1940年8月6日に下されたが、この時は41名の被告全員に対して有罪が言い渡された。罪の重さはそれぞれ異なるが、修養同友会の主要メンバーの一人であった李光洙に対しては懲役5年が言い渡された(表2参照)。この判決に対して、今度は被告が上告した⁶⁶。その上告にあたって弁護団が組織されるが、その中の日本人弁護士が鈴木義男であった。

以前、仁昌寺が『凶録 鈴木義男』を執筆した際にも鈴木が修養同友会事件の弁護を担当したことは知られていたが、その弁護の詳細を示す一次資料をどうしても見つけることができなかった。しかし近年、それを示す資料が日本および韓国の公的機関に所蔵されていることが判明し、ついに入手することができたのである。

その資料を紹介しよう。まず、前述の『鈴木茂三郎被告事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』(法政大学大原社会問題研究所所蔵資料)の中に修養同友会事件の弁護について言及している箇所がある。

先年朝鮮ニ不幸ナル事件ガ起リマシテ、朝鮮ノ多クノ名士ガ独立運動ノ疑ヲ以チマシテ治安維持法違反ニ問ハレ検挙セラレ起訴セラレー審ニ

⁶⁵この間、安昌浩は入獄中に体調が悪化し、死亡したという。

⁶⁶『思想彙報』各号(朝鮮高等法院)。

審ニ於テ有罪トセラレタノデアリマスガ、私ハ犯意論ノ一点カラ断ジテ罪トナルベキモノニアラスト主張致シマシテ、幸ニ昨秋高等法院ノ容ル、所トナリマシテ事実審理ヲ開始セラレ被告三十五人全部一斉ニ無罪ノ御判決ヲ賜ハッタノデアリマス（内容ノ説明ヲ省略シ、同事件ノ上告審ノ決定ヲ提出ス）。（『鈴木茂三郎被告事件 弁護要旨 弁護人鈴木義男』、108-109ページ）

この中で、「一審二審ニ於テ有罪トセラレタノデアリマスガ」とあるのは一審・無罪、検事が控訴した二審・有罪の間違いであるが、それはともかくとして、「私ハ犯意論ノ一点カラ断ジテ」としつつ、「被告三十五人全部一斉ニ無罪ノ御判決ヲ賜ハッタ」と述べていることから、これまで展開してきた論法でこの事件の多くの被告を無罪にしたことを知ったのであった。

次に、「修養同友会上告判決文」（大韓民国文教部国史編纂委員会編纂兼発行『韓国独立運動史 5』366-480ページに収録）である。ここには、1941（昭和16）年11月17日に下された判決文がハングル語に翻訳されたものが収録されていたほか、鈴木義男の弁護の内容についてもハングル語に訳されたものが掲載されていた。これを手掛かりに、松谷基和氏（東北学院大学教養学部准教授、東北学院史資料センター所員）によって、「修養同友会上告判決文」および鈴木木の弁護内容の原資料が発見された（いずれも日本語で記述。韓国・国家記録院データベース資料）。

そして、『同友倶楽部事件上告趣意書』（神戸市立中央図書館青丘文庫所蔵、コピー資料）である。これは、修養同友会事件の控訴審（第二審）において有罪判決を受けた被告人が上告する際に、弁護士を務めた鈴木義男が上告を請求するためにまとめた趣意書である⁶⁷。

⁶⁷ この資料は、NHK Eテレ ETV特集「義男さんと憲法誕生」（2020年5月2日放送）の視聴者からの情報により、神戸市立中央図書館の青丘文庫の中に所蔵されていることが判明した。情報を提供してくださった方には、ここに記して感謝申し上げたい。

また、同図書館にて雲然が資料の確認・収集作業を行ったのは2020年10月のことであった。新型コロナ禍の厳しい情勢の中、懇切丁寧にご対応いただいた同図書館のスタッフの方々にも、ここに記して感謝申し上げたい。

これらの新資料のうち、修養同友会事件における鈴木木の主張は『同友倶楽部事件上告趣意書』（以下『上告書』とする）によく表れていると考えられる。資料を見ると「上告人 金岡東元」「弁護人 鈴木義男」とあることから、鈴木が弁護を担当した人々のひとりが「金岡東元」（金東元）であったことがうかがえる。

この上告書によると、鈴木は、1926年に登場した修養同友会は、その前身である同友倶楽部の設立当初から、朝鮮の文化向上を目標とする規約や綱領に基づいて活動している社交団体の一種にすぎず、かつては朝鮮総督府にも結成を正式に認められた合法団体として活動してきたと主張した。

被告人ノ同友倶楽部、修養同友会、同友会等ニ順次参加シソノ規約ニ従ツテ修養ニツトメ若干ノ金銭的援助ヲ為シタルハ文化的向上ノ目的以外ノ政治的意図ノ存セザルコトハ前後ノ事情ヨリ見テ疑フベカラザル所ナリ。殊ニ『民族改造論』ハ公刊ノ誌上ニ発表ヲ許サレ、右諸種ノ名称ノ団体ハ二十年ノ久シキニ亘リテ総督府当局ニヨリテ公然ソノ存在ヲ許サレ居リタル事実ニ鑑ミルトキハ被告人等ニ独立運動ノ犯意ヲ認定スルコトハ不当モ甚シキモノト信ズ。（『上告書』6-7ページ）

したがって、この団体を治安維持法で取り締まりの対象としているようなラディカルな政治団体ではないとして、次のように述べている。

檢察当局ハ同友会ヲ以テ一種ノ革命運動団体タルカノ如ク觀察シ之ヲ治安維持法上ノ存在トスルモ、而シテ本件ニ於テ被告人等ヲ治安維持法違反ヲ以テ問擬糾弾スルニハ国体変革ノ目的トスル結社ノ存在ヲ必要トスルコト勿論ナルモ、被告人等ヲシテ隠サレタル意図目的トシテ窮極ノ目的ナルモノヲ供述セシメタル外、同友会ノ規約、綱領、目的、行動ソノモノニハ毫末モ団体変革ノ目的ヲ認ムルコト能ハザルナリ。被告等ノ内心的事実（カリニ之レアリトシテ）ハ、換言スレバ各人ノ抱懷スル独立ノ理念ハ到底治安維持法上ノ動機タルコトヲ得ズ。動機タリ得ルガ為メニハ直接結社ノ目的トスル独立ヲ企図シ之ヲ助成シ遂行シタル場合ニ限ルコトハ法律上当然ノ約束ナリ。（同上24-25ページ）

また、鈴木は、仮に修養同友会に属する者が、未来の社会の理想として民族独立の思想を抱懐していたとしても、法律ではそれは裁くことはできない主張した。その思想は、「遠キ将来ニ於テ朝鮮ノ文化向上シ広汎ナル自治ノ許容セラルベキ素地ヲ作ランガ為メニ文化向上運動ヲ為ス者アリトセバ、ソハ法治国ニ於テ許サルベキコトタルト共ニ毫モ違法視スルコト得ザルベキナリ」(10ページ)という。そして、

苟モ朝鮮ニ生ヲ享タル者トシテ理念トシテ独立ヲ思フハ人情当ニ然ルベキ所ナリ。コノ理念ノ抱懐ハ権力ヲ以テモ阻止シ得ベキニアラズ。又法律モ直接関シ得ル所ニアラズ。(同41ページ)

つまり、そのような民族独立の思想を懐くのは、その地に生まれ育って来た者にとっては、ある意味では当然ではないかという主張も行っているのである⁶⁸。そして、「被告人ノ意思目的ハ朝鮮同胞ノ文化的向上ニアリテ他意ナキコト明カ」であり、「朝鮮ノ独立ノ場合ニ役立つヘキコトノ認識ノ下ニ文化向上運動ヲ助成シタリトスルモ、治安維持法ノ犯罪ヲ構成スルモノニアラス」と述べ、被告人たちの無罪を主張したのである。

1941(昭和16)年11月、朝鮮高等法院で行われた上告審では、全員無罪の判決が下された⁶⁹。

なお、鈴木の次女である故・新井ゆり子氏から仁昌寺がいただいた手紙には、鈴木義男が修養同友会

⁶⁸このような主張に、大正デモクラシーの思想の継承者ともいべき特徴がみてとれるといえるだろう。たとえば、鈴木之恩師の一人でもあった吉野作造は、朝鮮の三一独立運動や中国の五・四主権確立運動を支持する立場から行動していたこと、そして朝鮮や中国からの留学生に金銭面を含めてさまざまな支援を行っていたことはよく知られている。この修養同友会事件の弁護においては、鈴木もまた、立場や手法はやや違えども吉野とよく似たような行動をとっているようにもみえる。このことについての検討も今後の課題とする。

⁶⁹「全員無罪確定」、『毎日新報』1941年11月18日付。

事件の弁護を担当していた頃の様子や、その後の出来事について綴られた記述がある。やや長文となるが、ここに紹介しておこう。

父の生涯はクリスチャン精神で貫かれていたと思います。神を懼れて人を恐れずの精神で貫かれていたと思います。苦しんでいる人、困っている人を助け、報酬等は念頭になかった様です。私も自然に父の生き方に染まった様で、人生大事な結論を出す時は常にクリスチャン的精神であった様に思います。他事乍ら一例として……。

父が朝鮮の作家で思想犯とされた方の弁護をして無罪とした時に、日本の新聞に「赤い弁護士」と書かれ、それを見た私の女学校(日本女子大付属高女)の担任の教師が、父兄会で「鈴木ゆり子さんのお父さんは、赤い弁護士で危険な人だから、気をつけて友達にならない様に……」と。

それを聞いた父兄の中の一人が娘さんに「気の毒だから、あなたはお友達になって上げなさい……」と。そして私とやがて親友に。私が家でその話をすると、姉が怒って「そんな学校はすぐやめて転校しなさい!」と云いましたが、私は「いえ、五年間いて必ずそんな悪評は消してみせるつもりヨ」と。そして卒業パーティの席で、私は一寸遅れて行くと、その担任の先生が「鈴木さん、ここ!ここ!」と自分の席の隣を空けていて、呼ぶのでびっくり!一寸坐り心地は悪かったけど、やっぱり私の判断は正しかったナと。神様はすべてお見通しなのだから……の信念!父は正しかったのだ!とゆう信念、神を懼れて人を恐れずのクリスチャン精神が父から私の中にもちゃんと育っていたのでした。

余談ですが、朝鮮の作家ご夫妻が無罪のお礼に麹町の我が家を訪ねて来られた時、私がお茶を持って二階の応接間に行くと、ご夫妻は朝鮮の正装で椅子からじゅうたんの上に坐り、両手を高く上げて、その手を床に下し、頭をその手の上に下してをられたので、私はびっくりしてお茶をこぼしそうになったのを、今も鮮明に覚えてをります。大三郎(油井大三郎氏[一橋大学・東京大学名誉教授])のこと。ゆり子氏の三男……仁昌寺)がこの春、所用で韓国に行きました時、その作家の方の縁籍の方がお礼に見え

たとか……。さすが礼の国と驚きもし、感激もしました。⁷⁰

文中にあるように「朝鮮の作家」というのは李光洙のことだと推察されるが、現時点では断定できない。しかしながら、「ご夫妻は朝鮮の正装で椅子からじゅうたんの上に坐り、両手を高く上げて、その手を床に下し、頭をその手の上に下してをられた」という様子から、彼らは弁護を担当した鈴木に対して、ひとかたならぬ感謝の念を表していたことは確かである⁷¹。

鈴木義男の弁護士時代の第三期のもうひとつの特徴は、治安維持法違反事件の弁護を通して、三権分立の徹底を強く主張していることである。

弁護士に転身して以来、鈴木は治安維持法違反事件の弁護を次々と引き受けていったが、時の国家権力によって法律が不適切に利用され、多くの人々が不当に逮捕・起訴され、処罰の対象となり、様々なかたちで人権が「蹂躪」される現実と向き合っていた。時に裁判すらも政治的意向に左右されるような状況であったといえるだろう。そうした戦前の司法のあり方に、鈴木義男は大きな懸念を抱き、司法権の独立という三権分立の根幹を、裁判の弁護を通して強く主張するようになるのである。

それが顕著にあらわれているのが、先に述べた有澤廣巳の裁判の弁護である。その中で、鈴木は、当時の裁判のあり方に対する見解を明確に提示している。それは、『有澤弁護要旨』の中に明記されていることであり、これまでの治安維持法違反事件の弁護要旨には記述されていないものである。

社会情勢の変化に依つて責任の変化を来すと云ふことは法律上の問題でなくして、飽く迄政治上の問題であります。…(中略)…然し数千年来の法律上の原則を無視して法を行ふものが動くこと云ふことは後世裁判の歴史を編む者が之を如何に見るでありませうか。……併し裁判は飽く迄司法でありますから、法律に従つてのみ判断すべく、それ以外の力に影響されると云ふが如きことがあつてはならぬと信ずるのであります。(『有澤弁護要旨』223-224ページ)

若し我国の裁判所が法律を超越して裁判を行ふやうになつたと云ふ印象を与へますならば、憲法の保障は廃棄されたと云ふことになるのでありまして、実質的に革命を遂げたこととなるのでありまして、容易ならざる問題と思ふのであります。(同225ページ)

こう述べたうえで、さらに鈴木は次のように主張する。

裁判がその時の政治的勢力に左右された形跡ありと見られる事例は歴史の法廷に於ては常に醜いものとして再批判されますことも著明な事実であります。学問が政権から超然として居らねばならぬやうに裁判も常に政権政治的動きからは超然でなければならぬと信じます。(367-368ページ。傍線は雲然による。以下同じ)

裁判は政治ではない。一切の政治的勢力乃至影響から超然として法によってのみ為さるる所に司法の尊厳があり、国家を盤石の安きに置く保障があるのであります。(368ページ)

このように、鈴木は、裁判の弁護を通して、司法権の独立を強く主張しているのである。

おわりに

今回の作業はここまでとする。

当初は、現在仁昌寺が作成中の鈴木義男の評伝の裏付けを得るべく、鈴木の69年の生涯を、①誕生から東北学院普通科(中等部)卒業までの時期、②二高入学から東京帝国大学助手勤務終了までの時期、③ヨーロッパ留学から東北帝国大学教授辞職までの時期、④弁護士事務所開設から第二次大戦終結までの弁護士として活躍した時期、⑤社会党の代議士と

⁷⁰ 仁昌寺正一宛、故・新井ゆり子氏書簡。東北学院史資料センターにて保管(現在は非公開)。

⁷¹ NHKで放送された「義男さんと憲法誕生」においても、李光洙の娘・李廷華(イ・ジョンファ)は「(無罪の判決を受けたあと)みんな飛び上がらんばかりに喜んでいました。『無罪、無罪』と、父の無実が証明されたのです。弁護士の鈴木さんのことは心から尊敬しています。……そして鈴木さんは言いました。無実の人たちを追訴して有罪に仕立てあげるのは、神聖なる法の世界、正義の世界における重大な過ちなのだ」と証言している。

して活躍した時期、⑥晩年の時期、の六つの区分し、それに対応させるかたちで、ここ数年に収集した文書、写真、加工した表などの資料をすべて紹介する予定であったが、紙幅の都合上、④の途中までとした。この続きは次回に譲ることにする。

本文中でふれられなかったものを含め、『図録 鈴木義男』刊行以降のに発見した鈴木義男に関する資料の一部を補足資料として掲げておくこととする(表3-1、表3-2、表3-3)。

仁昌寺 正一プロフィール NISHOJI, Shoichi

1950年岩手県生まれ。1979年3月、東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程満期退学。同年4月、東北学院大学経済学部助手。その後、講師・助教授・教授を経て、2020年4月より東北学院大学名誉教授、東北学院史資料センター客員研究員。

雲然 祥子プロフィール KUMOSHIKARI, Sachiko

秋田県生まれ。2020年3月、東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。博士(経済学)。現在、仙台育英学園高等学校講師、東北学院史資料センター客員研究員。

表3-1 鈴木義男の文献リスト(1) 書籍類

資料番号	資料名	発行者・発行元	発行・作成年月(年月日)等	所蔵元	備考
1	『忠愛之友倶楽部 二十五年史』	忠愛之友倶楽部	1916年5月	東北大学史料館	「大正五年四月調 忠愛之友倶楽部会員名簿」の中に、鈴木義男の名前が記載されている。これによると、鈴木は1915(大正4)年から入会したという。なお、肩書については、手書きで「東大法学部助手」と記されている。
2	『忠愛之友倶楽部 三十年史』	忠愛之友倶楽部	1921年7月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿(1921〔大正10〕年4月調)の中に、鈴木義男の名前が記載されている。また、肩書については「東大法学部副手」とある。
3	『忠愛之友倶楽部 四拾年誌』	忠愛之友倶楽部	1930年9月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿の中に、鈴木義男の名前が記載されている。また「四十年記念祭会計報告」によると、鈴木も寄付を行っていることがわかる。この時点で現住所が「東京麹町」となっている。
4	『忠愛之友倶楽部 五十年記念誌』	忠愛之友倶楽部	1941年1月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿の中に、鈴木義男の名前が記載されている。
5	『忠愛之友倶楽部』 写真アルバム			東北大学史料館	青少年期の鈴木義男を中心にした集合写真などが収録されている。
6	『忠愛之友倶楽部記念帳 大正十年 六月二十七日』			東北大学史料館	①「クラブ卒業生送別会 大正二年五月廿三日」の集合写真の中に、東北学院生時代の鈴木義男の姿が確認できる。 ②「忠愛之友倶楽(原文ママ)二十五年記念 大正五年四月十日」の集合写真の中に、二高時代の鈴木義男の姿が確認できる。 (いずれも、写真帳を作成した大井治男氏のメモ書きによる。)
7	葉書 (鈴木義男より 小林梅吉宛)			個人蔵	
8	『大正十二年三月三十一日 調 文部省在外研究員表』	文部省専門学務局		文部科学省図書館	
9	『大正十三年三月三十一日 調 文部省在外研究員表』	文部省専門学務局		文部科学省図書館	
10	絵葉書 (鈴木義男より 佐藤丑次郎宛)		1923年4月25日 Bordeaux の消印	東北大学史料館	
11	絵葉書 (鈴木義男より 佐藤丑次郎宛)		1923年5月26日 Rome の消印	東北大学史料館	
12	『大正十一年 館務日誌 東北帝国大学附属図書館第 二部』			東北大学史料館	
13	『社会法論』	不明	不明	名古屋大学 法学図書館 (瀧川文庫)	
14	『大正十三年 任免 三月 巻十六』	内閣	1924年3月20日 付	国立公文書館 デジタルアーカイブ	「気象台技師藤原咲平外二十一名任官並官等階叙ノ件」の中に、鈴木義男の任官に関する記載がある。それによると、鈴木は「東北帝国大学教授 高等官六等」に任命された。
15	法文学部授業科目 及授業担当内定者一覧		1923年	東北大学史料館	
16	『自大正四年十月 至昭和 四年十二月 評議会議事録』	東北帝国大学		東北大学史料館	1929(昭和4)年12月17日の評議会議事録の中に「鈴木教授二関スル件」が記載されている。
17	『昭和五年 任免 三月 巻三十』	内閣	1930年	国立公文書館 デジタルアーカイブ	「第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件」の中に、鈴木義男の免官に関する記載がある。また、鈴木義男が提出した「辞職届」「診断書」「免官届」も収録されている。
18	『大竹廣吉 治安維持法及 軍機密法違反事件弁護要旨』			東京都立大学図書館	
19	『鈴木茂三郎被告事件弁護 要旨』	鈴木義男		法政大学 大原社会問題研究所	
20	『東京控訴院 第二回公判 調書』(有澤廣巳、美濃部亮 吉、脇村義太郎、芹沢彪衛、 大内兵衛)			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。最初に名前が記されていることから、彼らの弁護人の統括を行っていた可能性もある。
21	『東京控訴院 第三回公判 調書』(有澤廣巳、美濃部亮 吉、脇村義太郎、芹沢彪衛、 大内兵衛)			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。

資料番号	資料名	発行者・発行元	発行・作成年月 (年月日)等	所蔵元	備考
22	『東京控訴院 第八・九回公判調書』			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。
23	治安維持法事件判決文 (大内兵衛、阿部勇、 有沢広巳、脇村義太郎、 南謹二、山川均、宇野弘蔵)			法政大学 大原社会問題研究所	
	判決(大内兵衛)				1942年9月28日の判決文の謄本
	判決(有澤廣巳)				1942年9月21日の判決文(懲役2年・執行猶予3年)の謄本
	判決(阿部 勇)				1942年9月28日の判決文(懲役2年・執行猶予3年)の謄本
	第一審判決(宇野弘蔵)				1939(昭和14)年10月16日の判決文(無罪)の謄本写
	第二審判決(宇野弘蔵)				1940(昭和15)年12月23日の判決文(無罪)の謄本
	判決(山川 均)				1942年9月21日の判決文(懲役5年)の謄本
	判決(脇村義太郎)				1942年9月21日の判決文(無罪)の謄本写
	判決(南 謹三)			1942年9月28日の判決文(無罪)の謄本	
24	証人申請書		1944年5月30日 か	法政大学 大原社会問題研究所	山川均の治安維持法違反事件の第二審の際、証人として河上肇を召喚することを申請したもの。山川の弁護人の中に、鈴木義男の名も連ねられている。
25	修養同友会事件判決文(控 訴審・上告審)			韓国・国家記録院 データベース	松谷基和氏による収集。 李光洙ら修養同友会のメンバーの控訴審の判決文(李光洙は懲役五年)、上告による審理受理、上告審の判決文(李光洙は無罪)が収録されている。
26	修養同友会事件 上告趣意書(コピー)			神戸市立中央図書館 (青丘文庫)	ハワイ大学アジアコレクションに収蔵されている資料のコピー。

表3-2 鈴木義男の文献リスト(2) 論文など

資料番号	タイトル	掲載誌	発行機関	刊行年月(年月日)	備考
1	「絶対的禁酒の価値」	『中学世界』 第8号 (第14巻第10号)	博文館	1912年6月	鈴木義男の氏名が「鈴木義雄」と誤記されている。
2	鈴木義男からの手紙 ([私信の中より]の コーナーに掲載)	『東北学院時報』 第26号	東北学院	1919年1月1日	
3	「筍が頭を出すあばら家の生活」 ([世に出るまでの私の生活法] のコーナーに掲載)	『主婦之友』 1937年5月号	主婦之友社	1937年5月	

表3-3 鈴木義男の文献リスト(3) その他(鈴木家に関すること、色紙など)

資料番号	執筆者	タイトル	掲載誌・ページ	発行機関	刊行・作成年月	所蔵元
1	鈴木長世	『寺社町方演説帳 問屋町方差出帳写 附検断書差出帳書抜 鈴木長世』			不明	個人蔵
2	不明	『寺社演説書 町方演説書写 附検断書差出帳共』			不明	個人蔵
3	不明	『磐城國 天祐堂 白河町』(判取)			不明	個人蔵
4	山川園松	「叔父と私」	『春和』	春和会	1965年9月	
5	山川園松	「戦災の記(上)」	『春和』	春和会	1977年7月	
6	山川園松	「戦災の記(下)」	『春和』	春和会	1978年12月	

近代宮城の宗教行政と戦時下のキリスト教

東北学院史資料センター客員研究員

熊坂 大佑

本稿では、1899（明治32）年の内務省令第41号によって作成された「内務省令第41号会堂説教場台帳」や内務省第41号の施行に関する文書を紹介し、近代日本において宮城県が、内務省の宗教政策の下でどのような宗教行政を行っていたのかということについてみていく。また、「前年度布教状況等ノ件報告」を紹介する。これは、1942（昭和17）年に各教会が宮城県に対して布教状況や教会会計について報告したものだ。1941（昭和16）年ごろの各教会の教勢をみる事ができる報告書であり、各教会の教会員数とその増減をみていくことにする。

1 1899年内務省令第41号と宮城県における宗教行政

1899（明治32）年7月27日、内務省は「神仏道」

¹ 内務省令第41号

第一条 宗教ノ宣布ニ従事セントスル者ハ左記事項ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ其住所、住所ナキトキハ居所ヲ管轄スル地方長官ヘ届出ヘシ

- 一 宗教ノ名称
- 二 布教ノ方法

本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ従事スル者ハ本令施行後二箇月以内ニ前項ノ届出ヲ為スヘシ

第二条 宗教ノ用ニ供スル為メ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 設立ヲ要スル理由
- 二 設置ヲ終ルヘキ期限
- 三 名称、所在地並敷地及建物ニ関スル重要ナル事項但図面ヲ添フヘシ
- 四 宗教ノ名称
- 五 管理及維持ノ方法
- 六 担当布教者ヲ置クトキハ其資格及選定方法

前項第二号ノ期限内ニ於テ前項ノ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設置セザルトキハ前項ノ許可ハ其効力ヲ失フ本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ設立者、設立者ナキトキハ若ハ故障アルトキハ管理者ハ第一項ニ掲クル事項ヲ本令施行後二箇月以内に所轄地方長官ヘ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ為シタルトキハ第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三条 前条ノ設立者、設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ハ管理者及担当布教者ノ履歴書ヲ所轄地方長官

以外、すなわちキリスト教の「宣布ニ従事セントスル」場合や「堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類」を設立または変更する場合に条文中の事項を届け出るよう定めた内務省令を發布し、翌月4日に施行した¹。

なぜ、内務省は内務省令第41号を制定したのか。それは、同日付の各府県知事に対して発出したと思われる社寺局長名通知によれば、制定前にはキリスト教を「取締」る規程が存在しなかったからであり、内務省は新たにキリスト教を対象とした省令を制定し「一般ノ法規ト相俟テ」「取締」ることを想定していた（傍線部筆者）^{2, 3}。

秘甲第二九四号

今般宗教ニ関シ本省令第四十一号發布相成候処右ハ神仏道以外ノ宗教ニ関シテハ従前何等規程無之ニ付現在ノ事実ニ対シ必要ノ事項ヲ規定シ

ニ差出スヘシ其管理者又ハ担当布教者ヲ変更増加シタル場合亦同シ

第四条 第一条各号ニ掲クル事項ヲ変更シタルトキハ宗教ノ宣布ニ従事スル者ヨリ二週間以内ニ所轄地方長官ヘ届出ヘシ

第二条各号ニ掲クル事項ヲ変更セントスルトキハ設立者、設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ヨリ理由ヲ具シ更ニ所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但所在地ノ変更ニ係ルトキハ移転先地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ廃止又ハ移転シタルトキハ二週間以内ニ廃止又ハ移転前ノ所轄地方長官ヘ届出ヘシ

第五条 神仏道ノ布教者又其寺院仏道教会等ノ設立移転廃止ニ関シテハ総テ従前ノ規定ニ依ル

第六条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

明治三十二年七月二十七日 内務大臣 侯爵西郷従道
（『官報』第4821号、1899年7月27日付）

² 『社寺 国弊社・神社・寺院・教会・講社社寺総代人・神職・雑款明治31〜』宮城県公文書館蔵（配架番号M32-0005）所収。

³ 同年は、明治政府の長年の外交課題であった欧米諸国との条約改正が進展した年であった。すなわち、領事裁判権が撤廃されるのに対して外国人の居住移動や財産所有の制限が解除され、内地雑居が認められることとなった。これにより、外国人宣教師の活動の制限も解除されることとなった。内務省の動きは、これに連動したものと考えられる。

タルモノニシテ一般ノ法規ト相俟テ此等宗教ヲ取締ラル、儀ニ有之候条其旨御諒知相成度尚右省令ニ関スル出願書及届書ニ付テハ別紙雛形及送付候間可成之ニ依ラシメラル、様致度候得共出願者又ハ届出者ニ対シ万事親切ニ御取扱相成徒ニ煩雜ヲ感セシムルカ如キコト無之様御注意有之度為御心得依命此段申進候也

明治三十二年七月二十七日

内務省社寺局長 斯波淳六郎

宮城県知事 千頭清臣殿

また、内務省は1900（明治33）年8月8日、宗教局長名で知事に対して次の依命通達を發出している（傍線部筆者）。

秘甲第二五〇号

客年八月施行相成然本省令第四十一号ニ依リ会堂等設立出願ニ付許否伺出之節ハ取調事項添申方客年十月五日付社甲第二七号及通牒置其処尚ホ会堂等之設立ニ就テハ安寧秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スルカ如キ虞アルモノハ勿論既設シ神社寺院仏堂祠宇会堂教会所講義所説教所ノ数ニシテ之カ為メ直接間接ニ影響ヲ蒙リ紛擾ヲ惹起スル様ノ事アリテハ不都合ニ付是等最モ注意ヲ要スル義ニ候間今令会堂等設立方御稟申ノ際社甲第二七号通牒事項ノ外右安寧風俗ニ関係アルカ又ハ紛擾ヲ惹起スル等ノ嫌アルモノハ其事情詳細具申相成度依命此段及通牒然也

明治三十三年八月八日

内務省宗教局長斯波淳六郎

宮城県知事野村政明殿

1899（明治32）年2月11日、大日本帝国憲法が公布され、翌年11月29日に施行された。その第28条は信教の自由を規定した条文だが、その自由は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ」認められるものであった。その下において、内務省としては内務省令第41号によって「安寧秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スルカ如キ虞アルモノ」や「紛擾ヲ惹起スル」動きを取り締まる意図があった。

さて、この省令の發布を受けて宮城県は、どのような宗教行政を行っていたのか。宮城県の公文書をもとにみていく。1899（明治32）年10月11日、宮城県は県内の市長および郡長に対して次の通知を發出した。

各郡市長へ通牒按

本年七月内務省令本年七月内務省令第四十一号ニ依リ宗教宣布ニ関スル願届書等進達ノ件ニ付訓第一二九号ヲ以テ訓令相成度候処同令第二条会堂設立願進達ノ節ハ左記事項特ニ詳細取調添申相成度依命此段及御通牒候也

年月日

〔内務〕部長

- 一 本会堂建設ヲ要スル詳細ノ事由
- 一 本会堂ニ属スル信者トナルヘキ者ノ数
- 一 本会堂ト同教ニ属スル已設ノ会堂ニシテ本会堂ト其距離最近ノモノ、名称所在地及其距離
- 一 本会堂敷地ノ所有者名及其所有者承諾ノ有無
- 一 本会堂建設費ノ総額及其ノ費用ノ出途並各自負担ノ金額
- 一 管理者ヲ設クルモノハ其資管理者ヲ設クルモノハ其資格及選定ノ方法並其ノ権限
- 一 管理者タル者ノ予定アラハ其ノ人名及履歴
管理者タル者ノ予定アラハ其ノ人名及履歴
- 一 維持費ノ予算及支弁ノ方法及永續財産アラハ其額維持費ノ予算及支弁ノ方法及永續財産アラハ其額
- 一 担当布教者タルヘキ者ノ予定アラハ其ノ人名及履歴
担当布教者タルヘキ者ノ予定アラハ其ノ人名及履歴

以上

これは、同月5日に内務省が省令第2条の手續に関して、同条各号に加えて上記の事項を「詳細取調添申」するよう宮城県に依命した通牒に基づくものであった。

このような届出を受ける宮城県が作成したのが、「内務省令第四十一号会堂説教場台帳」だ⁴。これは、県内のキリスト教諸教派に属する各教会の①宗教の名称、②教会等の名称、③所在地、④設置許可年月日、⑤設立者・管理者、⑥担当布教者などの省令に基づく届出事項の一部と⑦変更履歴を記載したものである。⑦をみる限り、1942（昭和17）年5月の履歴が残っていることから、同時期まで使用されていたものと考えられる。その間、各教会から変更のあった事項については、記載事項に取り消し線を

⁴『内務省令第41号会堂説教場台帳』宮城県公文書館蔵（配架番号S14-2019）。

	教派名	教会名	所在地	届出日	備考
1	日本基督教会	日本基督教会荒町講義所	仙台市荒町98番地	1899年 9月27日	
2	メソジスト監督派	仙台美以教会	仙台市東二番丁56番地	1899年 9月28日	
3	日本聖公会	基督教会	仙台市片平丁6番地	1899年10月 3日	
4	日本聖公会	基督教講義所	仙台市弓ノ町21番地	1899年10月 3日	
5	日本聖公会	基督教講義所	仙台市東二番丁63番地	1899年10月 3日	
6	日本基督教会	仙台日本基督教会	仙台市東二番丁31番地	1899年 9月	
7	日本バプテスト教会	仙台バプテスト基督教会堂	仙台市北一番丁26番地	1899年10月 2日	
8	日本ハリストス正教会	福音聖堂(仙台ハリストス正教会)	仙台市東二番丁30番地	1899年10月	
9	日本基督教会	世光教会	仙台市東六番丁12番地	1899年10月 2日	東六番丁日本基督教会
10	日本基督教会	北四番丁日本基督教伝道教会	仙台市北鍛冶町20番地	1899年 9月29日	
11	基督教会	仙台基督教会	仙台市国分町3丁目72番地	1899年 9月22日	
12	基督教クリスチャン教会	クリスチャン教会	仙台市名掛丁72番地	1899年 9月28日	日本組合基督教会 仙台二十人町教会
13	基督教	宮城組合基督教会	仙台市東三番丁72番地	1899年 9月22日	日本組合仙台基督教会
14	天主公教会	元寺小路天主堂	仙台市元寺小路45番地	1899年10月 3日	
15	日本基督教	榴ヶ岡日本基督教会講義所	仙台市榴ヶ岡5番地	1899年10月 3日	
16	メソジスト監督派	基督教美以教会講義所	仙台市南材木町1番地	1901年 5月14日	
17	耶蘇教中羅馬、ゲリシヤ、独逸、普及福音協會ヲ除キ各宗派ヲ包含スルヲ以テ一定ノ名称ナン	基督教青年会講義所	仙台市東二番丁30、31番地	1907年 6月10日	
18	日本聖公会	日本聖公会仙台基督教会講義所	仙台市米ヶ袋中町44番地	1907年 5月31日	
19	救世軍	救世軍仙台十隊	仙台市国分町4丁目28番地	1907年 5月15日	
20	天主公教会	角五郎丁天主公教会	仙台市角五郎丁51、52、53番 同北五十人町3、3の1、 4の1、6、7、8番	1909年 4月 9日	
21	基督教会	基督教講義所	仙台市大町1丁目95番地	1909年 6月17日	
22	東洋宣教会ホーリネス教会	仙台ホーリネス教会	仙台市南町80番地	1922年 7月10日	仙台聖教会
23	基督教牧教	在リホームド宣教師社団	仙台市東二番丁135番地	1902年 5月10日	
24	天主公教会	仙台畳屋丁天主公教会	仙台市畳屋丁30、31、32、33	1927年 2月 9日	
25	救世軍	救世軍仙台第二小隊	仙台市南材木町53番地	1929年 2月14日	
26	日本バプテスト教会	仙台北星教会	仙台市北三番丁87番地の1	1928年10月18日	
27	日本基督教会	日本基督教会長町講義所	仙台市長町131番地	1899年10月 3日	
28	救世軍	救世軍仙台小隊	仙台市本荒町22番地	1931年 9月15日	
29	滝野川聖霊教会	滝野川聖霊教会仙台教会	仙台市三百人町58番地	1936年10月14日	
30	日本組合基督教会	日本組合宮城基督教会	仙台市二十人町97、8番地	1899年 9月28日	
31	東洋宣教会ホーリネス教会	東洋宣教会宮城ホーリネス教会	仙台市土樋町227	1936年12月15日	きよめ教会仙台祈の家
32	宮城日本基督教会	宮城日本基督教会	仙台市六軒丁1番地	1940年 1月28日	

注1 記載事項は各教会の届出時のものである。

表1 1940年までに届出のあった旧仙台市に所在した教会等

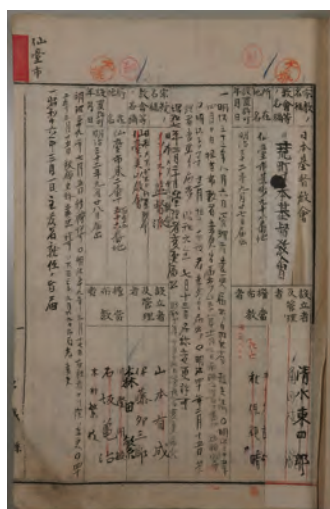


図1 台帳の一部(宮城県公文書館蔵)

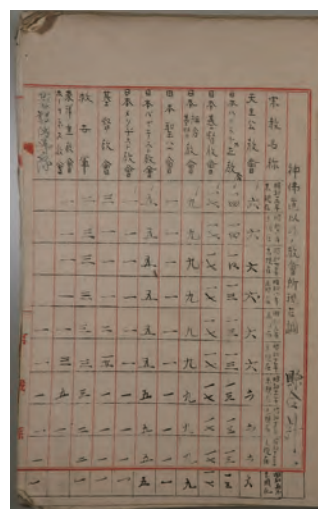


図2 「神仏道以外ノ教会所現在調 県合計」(宮城県公文書館蔵)

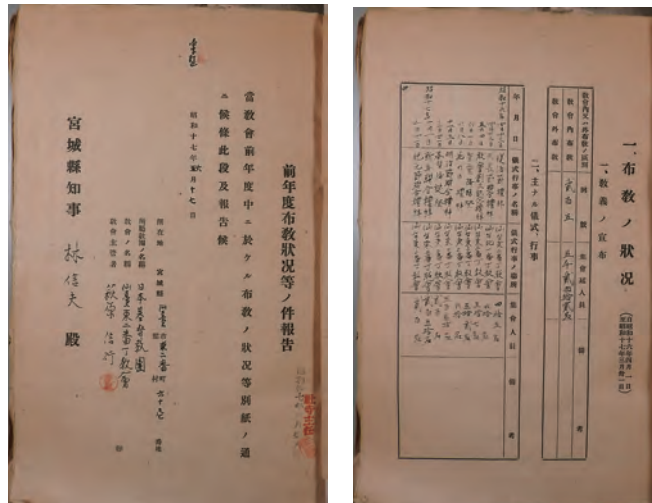


図3 仙台東二番丁教会の報告（宮城県公文書館蔵）

引いて書き改める、あるいはその上に付箋を貼り付けて新たに書き記すなどして都度更新していった様子が、⑦とともにみるとわかる。また、廃止となった教会は大きくバツ印が付されている。

なお、台帳の冒頭には図2の1930（昭和5）年から1939（昭和14）年までのキリスト教諸教派の教会数を集計した「神仏道以外ノ教会所現在調」が綴られている。

2 宗教団体法とキリスト教諸教派各教会の教勢報告

1939（昭和14）年4月7日、宗教団体法が公布され、翌年4月1日に施行された。その施行細則第17条により各教会は①布教の状況、②公益事業の状況、③庶務の概要、④収入支出決算を報告することが義務づけられた⁵。『社寺一教会～昭和16年度教会布教状況報告ニ関スル件』⁶に所収の「前年度布教状況等ノ件報告」は、当時の仙台市が市内のキリスト教をはじめ天理教、金光教の各教会、各説教所から提出を受けた報告を宮城県に進達したものである。そのうち、キリスト教各教会の提出状況は、編綴順に表2のとおりである。

さて、先の四つの報告事項の中からいくつか取り上げてみたい。まずは、①布教の状況のうち、1940（昭和15）年度から1941（昭和16）年度までの教会員数の増減を報告した「信徒ノ増減及年度末現在数」について、各教会のものをまとめたのが表2である。各教会ともにおおむね微増である。ただ、日本基督教団の仙台五橋教会と仙台青葉荘教会は減少しているが、後者は会員の整理に伴う減少であるのに対して前者は特に断りがないことから純粋な減少

であろう⁷。また、教会内外での集会の開催回数と延参加人数を記録した「教義ノ宣布」についてであるが、キリスト教各教会の報告数をまとめたものが表3である。日本天主教教団の元寺小路教会と日本天主教の角五郎丁教会は、教会内集会の出席者数、1回あたりの出席者数が他の教会に比べて突出して多いが、教会員数を勘案すれば会員の出席率が高かったということだろうか。ただ、この間の「主ナル儀式、行事」といえば、四大節——四方拝、紀元節、天長節、明治節——や春秋の皇霊祭、太平洋戦争開戦の「大詔奉戴日」の集会が散見される。

⁵ 奈良県の事例だが、宗教団体法施行細則（昭和15年6月1日奈良県令第30号）には次の条文があり、宮城県においても同法施行細則第17条に同様の条文が規定されていたと考えられる。

第九条 寺院、教会及宗教結社ハ左ニ掲グル事項ニ付毎年二月末日迄ニ其ノ前年分ヲ知事ニ報告スベシ

- 一 布教ノ状況
- 二 公益事業ノ状況
- 三 処分〔原文ママ〕ノ概要
- 四 収支決算

（『宗教団体法関係法令諸手続集』奈良県学務部社寺兵事課、1940年、245頁）

⁶ 宮城県公文書館蔵（配架番号S17-0062）。

⁷ 『仙台五橋教会史（115年のあゆみ）』によれば、前年の1940（昭和15）年に3名の受洗者が記録されているが、その後、1941（昭和16）年から1945（昭和20）年までは記録がない。『仙台五橋教会史（115年のあゆみ）』日本基督教団仙台五橋教会、2000年。

	教 派	教 会	教会主管者	届 出 日	備 考
1	日本基督教団	仙台東二番丁教会	萩原 信 行	1942年6月17日	
2	日本基督教団	仙台五橋教会	森 田 茂	1942年5月31日	
3	日本基督教団	仙台北一番丁教会	山 田 光 秀	1942年5月30日	
4		仙台正教会	岩 間 興 一	1942年5月31日	
5	日本基督教団	仙台東六番丁教会	川 島 専 助	1942年5月28日	
6	日本基督教団	北四日本基督教会	小 林 亀太郎	1942年5月31日	
7	日本基督教団	仙台二十人町教会	竹 林 誠一郎	1942年5月30日	
8	日本天主教教団	仙台元寺小路教会	貝 沼 保	1942年5月30日	
9	日本基督教団	仙台愛泉教会	揚 野 興之助	1942年5月30日	
10	日本天主教	仙台角五郎丁教会	ポーロ・エグリ	1942年5月30日	代務者
11	日本基督教団	仙海外記丁教会	横 山 虎 雄	1942年5月31日	
12	日本基督教団	仙台青葉荘教会	中 島 代 作	1942年5月31日	
13	日本天主教	仙台畳屋丁教会	早 坂 久兵衛	1942年5月31日	代務者
14	日本基督教団	仙台北三番丁教会	原 良 三	1942年5月30日	
15	日本基督教団	仙台愛宕橋教会	佐 藤 源三郎	1941年5月31日	届出日ママ
16	日本基督教団	仙台南六軒丁教会	秋 保 孝 蔵	1942年5月30日	代務者
17	日本基督教団	仙台活水伝道所	木 村 陸奥夫	1942年5月24日	

注1 重複を除く。

表2 「前年度布教状況等ノ件報告」のキリスト教諸教派各教会からの提出状況（編綴順）

教 派	教 会	1940年度末現在員数			1941年度中異動数				差引※	1941年度末現在員数			備 考
		男	女	計	増		減			男	女	計	
					男	女	男	女					
日本基督教団	仙台東二番丁教会	512	483	995	6	4	5		5	513	487	1,000	
日本基督教団	仙台五橋教会	200	204	404			70	21	▲91	130	183	313	
日本基督教団	仙台北一番丁教会	112	169	281	3	4	1		6	114	173	287	他出会員等ノ関係ニテ従来ノ届出ト幾分相違
日本基督教団	仙台東六番丁教会	9	21	30	5			5	0	14	16	30	
日本基督教団	北四日本基督教会	66	100	166	5	2			7	71	102	173	
日本基督教団	仙台二十人町教会	89	73	162	2	1			3	91	74	165	
日本基督教団	仙台愛泉教会	178	139	317	5	3			8	183	142	325	
日本基督教団	仙海外記丁教会	103	102	205	1	0	0	0	1	104	102	206	
日本基督教団	仙台青葉荘教会	178	300				129	234	▲363	49	66	115	永年未整理ノ会員ヲ整理セルタメ減少セリ
日本基督教団	仙台北三番丁教会	25	101	126	5	1		1	5	30	101	131	
日本基督教団	仙台愛宕橋教会	11	18	29	2	1			3	13	19	32	
日本基督教団	仙台南六軒丁教会								0	150	130	280	実数一五七、然レド内二八〇以外ハ他住又ハ行衛〔行方〕不明、前年度末整理ノ結果現住者二八〇トナル、前々年度ノ数不明
日本基督教団	仙台活水伝道所	15	15	30					0	15	15	30	
日本天主教教団	仙台元寺小路教会	205	219	424	8	19		1	26	213	237	450	
日本天主教	仙台角五郎丁教会	19	102	121	2	4			6	20	103	123	
日本天主教	仙台畳屋丁教会								0	65	88	153	
	仙台正教会	200	220	420					0	200	210	410	

注1 ※は筆者の追加した項目である。

注2 仙台北一番丁教会は、1941年度から1942年度までの教会員数の推移を記載している。

表3 1940年度から翌41年度までの教会員数の推移

教 派	教 会	教会内または外布教の区別							
		教 会 内				教 会 外			
		回数	集会延人員	延人員/回※	備 考	回数	集会延人員	延人員/回※	備 考
日本基督教団	仙台東二番丁教会	205	5,212	25.4					
日本基督教団	仙台五橋教会	147	4,005	27.2					
日本基督教団	仙台北一番丁教会	158	2,770	17.5	日曜学校、礼拝、 祈祷会等	11	159	14.5	各家庭ニ於ケル婦人会
日本基督教団	仙台東六番丁教会	115	1,836	16.0					
日本基督教団	北四日本基督教会	165	1,514	9.2	礼拝、祈祷会				
日本基督教団	仙台二十人町教会	180	5,343	29.7	毎週ノ定期集会 及特別集会	16	121	7.6	
日本基督教団	仙台愛泉教会	102	705	6.9		50	268	5.4	路傍説教及家庭集会
日本基督教団	仙台外記丁教会	100	1,215	12.2	日曜日朝礼拝（晚餐式 ヲ兼ね）及同夜伝道会	17	165	9.7	祈祷会及伝道会
日本基督教団	仙台青葉荘教会	290	8,451	29.1		25	897	35.9	
日本基督教団	仙台北三番丁教会	204	4,879	23.9					
日本基督教団	仙台愛宕橋教会	83	366	4.4	毎週定期集会				
日本基督教団	仙台南六軒丁教会	182	8,515	46.8	礼拝、祈祷会、日曜学校、 婦人会、青年会	3	45	15.0	家庭集会
日本基督教団	仙台活水伝道所	72	304	4.2		10	70	7.0	
日本天主教教団	仙台元寺小路教会	130	17,500	134.6		170	200	1.2	
日本天主教	仙台角五郎丁教会	119	6,700	56.3		84	365	4.3	
日本天主教	仙台畳屋丁教会	312	3,285	10.5	日曜及祝日集会、 求道者個人教授 日曜学校其の他	136	1,708	12.6	病院訪問入院患者へ布教
	仙台正教会	217	5,074	23.4	祈祷儀式施行施行度ニ 教話ス	194	650	3.4	家庭訪問新聴者永眠者 紀臆日
			平均※	27.9			平均※	6.5	

注1 ※は筆者の追加した項目である。

表4 各教会の布教状況（教派別）

熊坂 大佑プロフィール KUMASAKA, Daisuke

1994年生まれ。東北学院大学文学部歴史学科卒業。
2016年4月東北学院史資料センター嘱託職員、2019
年4月同センター客員研究員。

Our Trip to Japan and China (1)

— ランカスターの所蔵フィルムから見たもの —

東北学院史資料センター 調査研究員

日野 哲

はじめに

ランカスター神学校の図書館2階にある“Evangelical & Reformed Historical Society”（福音・改革派歴史協会）の資料保存室（アーカイヴ）には、約130巻の16ミリフィルムが保存されている。多くは海外伝道に派遣された宣教師が派遣先での宣教の状況を撮影し、休暇で帰国するたびに行う各地での報告会で上映して、さらに支援を呼びかける際に用いられたものと思われる。これらのフィルムの中に日本関係のものがあることは、本『年報』の前号（Vol.5、2020年）の拙稿「ランカスター神学校での資料調査」の中でも報告しているが、そのフィルムを調査する過程で、これまであまり知られていなかった人物が「ドイツ改革派教会」*の外国伝道局を代表して日本と中国を訪れていることが明らかとなった。しかも、その中には東北学院の歴史の中で、重要な役割を果たした人物も含まれているのである。



アーカイヴが保存するフィルム類

日本関係のフィルム

ランカスターに保存されていた日本関係のフィルムは、現在当センターが借用して、デジタル化の作業を進めているが、はじめにその経緯を説明しておきたい。

前号で紹介した日本関係のフィルムは、以下の5巻であった。

1. An Educational Jubilee in Japan: North Japan College 50th 1936
2. Field Day at North Japan College
3. Christian Efforts in Rural Japan
4. Evangelistic Field Trip in Japan
5. Hope and Vision Translated: Life Story of the Schroers

この5巻は、アーカイヴを管理するアリソン女史が日本関係としてリストアップしてくれたものである（その事情は前号を参照）。ランカスターの資料調査は2020年度も予定され、さらに調査を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から断念せざるを得なかったため、アリソン女史にこれらのフィルムを本院の費用負担でデジタル化することが可能かの打診を行った。それは、一刻も早く映像を見てみたいフィルムが含まれていたからである。前号の調査報告では、次のように記述した。

* 「ドイツ改革派教会」は、当初オランダにある改革派教会を母教会として、その監督下に置かれた「中会」(Coetus)であったが、1793年に発展的解消を遂げて「北米合衆国ドイツ改革派教会全国総会」Synod of the German Reformed Church in the United States of North America)を組織した。1869年からは“German”を削除して「合衆国改革派教会」(Reformed Church in the United States)と名称変更するが、『東北学院百年史』は、オランダの改革派教会である「アメリカ改革派教会」(Reformed Church in America)、通称「オランダ改革派教会」と区別するために、「便宜上この呼び名（「ドイツ改革派教会」）を使い続ける」と記している（『東北学院百年史』26ページ）ので、本稿でもこの呼び名を使用することとする。

なお、1934年には同じドイツ系移民を母体とする北米福音教会 (Evangelical Synod of North America) と合同して「福音・改革派教会」(Evangelical & Reformed Church)を形成した。さらに、戦後の1957年に会衆派キリスト教会 (Congregational Christian Churches)とも教派合同を行い、現在は「合同キリスト教会」(United Church of Christ)となっている。

一本目のフィルムは、タイトルからして明らかに1936年に行われた東北学院創立50周年記念のものと思われます。(中略) このフィルムが事実創立50周年当時のものであれば、記念行事初日の感謝礼拝の中でシュネーダー院長が「過去五十年を顧みて」と題して行った最後の説教(NHKを通じて全国へ中継放送)が収録されている可能性もあり、本院に残されている創立40周年記念のフィルム(1926年撮影)と共に極めて貴重な資料となります。

幸い快諾が得られ、費用も本学が採択されていた文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の一環として予算化が認められたため、早速現地の業者にデジタル化を依頼した。ところが、思いがけない報告がランカスターから届いた。依頼した業者から、フィルムの劣化が進んでいるため、画像は5巻のうち1巻しか再現できないとの連絡があったのである。それが「Field Day at North Japan College」(東北学院の運動会)であった。このフィルムについては、前号で次のように解説を加えていた。

フィルム缶の中には、撮影した内容を記録した用紙が2枚封入されており、それから推測すると、1936(昭和11)年5月の創立50周年当時の中学部(東二番丁)で行われた運動会のものと思われます。明らかに当時の宣教師か伝道局の関係者が撮影したものと思われることから、運動会だけでなく、シュネーダーが院長として退任する創立50周年記念式典そのものを撮影したフィルムも残されている可能性があると思われました。

この推測の後半部分、すなわち「創立50周年記念式典そのものを撮影したフィルムも残されている可能性」については、上に記したとおり5巻のうちの「一本目」のフィルムであることはほぼ間違いないと思われるが、前半部分のこのフィルムが「創立50周年当時」の運動会のものであるかどうかについては、これを否定するような資料がその後見つかった。その内容については最後に説明したい。

創立50周年記念式典を撮影したフィルムであることがほぼ確実であるにもかかわらず、再現できないとの報告に一度はあきらめかけたものの、日本の業者で再現することはできないものかと思い、厚かま

しくもランカスターのアリソン女史に借用を願い出た。すると、特別の配慮により5巻すべてを送っていただくことができたのである。そして日本の業者に調べてもらったところ、確かに劣化が進み、変形箇所を平面化し、強度が不足している箇所を補強して、さらに劣化の激しいフィルムは平面化と補強を加えた後に1コマ1コマを撮影して画像データ化するなど、相当な手間をかけることになるが、どのフィルムも再現は可能であるとの判断が示された。

当センターには、2020(令和2)年8月中旬に全5巻のフィルムと再現された「運動会」のDVDが届いたが、2019(令和元)年の調査の際には少なくとももう2巻、以下のフィルムが保存されていることがわかっていった。

1. A Visit to Yamagata Kindergarten 2. Going to Church in Japan

実は、はじめに掲げた5巻のフィルムのうち、「Hope and Vision Translated: Life Story of the Schroers」は16ミリフィルムではなく、幻燈用のフィルム(カセットテープ付き)であったため、ランカスターでは代わりに「A Visit to Yamagata Kindergarten」を既に5巻目として当センターに送って来ていた。この際、日本関係のものはすべてデジタル化しておきたいとの願いから、追加で2巻のフィルム(「Going to Church in Japan」と「Hope and Vision Translated: Life Story of the Schroers」)も借用した。現在(2021(令和3)年2月)合計7巻分のフィルムについてデジタル化の作業が行われている。アーカイヴの特別な好意にはただ感謝しかないが、この他にも日本関係のフィルムが残されている可能性は極めて高く、さらなる調査が行われることを期待したい。

外国伝道局からの来訪者

外国伝道局を代表して日本と中国を訪問した人物としては、1902(明治35)年に伝道局から初めて来日した伝道局巡回幹事(Field Secretary)のアーサー V. キャッセルマン(Arthur V. Casselman)、1910(明治43)年に伝道局幹事(Secretary)として来日したアレン R. バースロミュー(Allen R. Bartholomew)、そして1926(大正15)年の東北学院創立40周年に外国伝道局長(President)として初めて来日したチャールズ E. クライツ(Charles E. Creitz)が知られており、『東北学院百年史』(1989



Field Day at North Japan College

年)にも3人の名前がたびたび引用されている。しかし、これらのフィルムを調査する過程で、この他にも複数の来訪者がいたことが判明した。

その一人は、アメリカで再現することができた唯一のフィルム「東北学院の運動会」に登場するジェイコブ G. ルップ (Jacob G. Rupp) である。しかも彼は、三度も来日し、そのたびに東北学院も訪れている。この「運動会」のフィルム缶に封入されていた撮影内容を記録した用紙の冒頭には、以下のように記されている。

フィルムは、最近来日した外国伝道局財務のJ.G.ルップ博士を迎えて、中学部校舎から出て来る教員と学生の行進から始まる。当時の院長D.B.シュネーダー博士とルップ博士が先頭に立ち、これにミセス・シュネーダーとミセス・ルップが続く。第3のグループは神学部長のゾーグと、1936年の創立50周年を機にシュネーダーの後継者として東北学院の院長に選任された出村博士である。他に続くのは、P.L.ゲルハード博士、F.B.ニコデマス、ロバート・ゲルハード、チャールズ・リガレイ、カール・シップル、アーサー・スミス、そしてO.M.スタウトである。

当初、このフィルムを東北学院創立50周年当時のものと推測したのは、上の文中の「当時の院長D. B. シュネーダー博士」(Dr. D. B. Schneder, President of the School at that time)、さらに「1936年の創立50周年を機にシュネーダーの後継者として東北学院の院長に選任された出村博士」(Dr. Demura who was elected president of the North Japan College to succeed Dr. Schneder at the time of the celebration

of the fiftieth anniversary in 1936) という記録からであった。しかし、ルップの三度の来日記録を調べてみると、一度目が1916 (大正5) 年、二度目は1924 (大正13) 年、そして最後の三度目は1930 (昭和5) 年であり、その後の来日は確認されていない。再現されたフィルムにも年代を特定できるような揭示物 (例えば、〇〇周年記念運動会など) は写っていない。現在、ルップの日本滞在記録や文中に列挙された宣教師の来日年月などを調査しながら、このフィルムの撮影年代の推定を進めている。

ジェイコブ G. ルップの来訪 (1) -1916年-

このようないきさつから、ドイツ改革派教会の外国伝道局から日本及び中国を訪問した人物として、はじめにジェイコブ G. ルップを紹介したい。

ドイツ改革派教会の機関紙『メッセンジャー』(Reformed Church Messenger、1936年以降は北米福音教会の伝道紙と合同してThe Messengerと改称)によれば、ルップはペンシルヴェニア州アレントタウンの出身で、1893 (明治26) 年にフランクリン & マーシャル大学を卒業してランカスター神学校に進んだ。1896 (明治29) 年に卒業後は、東部ペンシルヴェニア中会の二つの教会の牧師を務めたが、その間外国伝道局の基金増強に力を発揮したことから、1910 (明治43) 年に外国伝道局巡回幹事 (Field Secretary) に選任された。その後、1933 (昭和8) 年に外国伝道局財務 (Treasurer) に選任されるまでの23年間、ルップは外国伝道局の財政面の強化と安定化に大いに貢献した。彼が夫人を伴って三度来日したのは、いずれもこの巡回幹事在任中であった。



ジェイコブ G.ルップ夫妻
(The Outlook of Missions, 1930)

初めての来日は1916 (大正5) 年8月である。『東北教會時報』(184号、1916年9月15日)の第一面に、神学部教授の伊藤嘉吉 (1898年第5回神学部卒業)

は、前年までの2年間のアメリカ・ハートフォード神学校での留学の体験を踏まえて、「ルップ氏夫妻を迎ふ」と題して、その来訪の意義を次のように記す。

一昨年及び昨年の暑中休暇に、記者はルップ氏に伴われて、ペンシルヴァニア州各地の教會を視察した。其時の感想は當時「時報」で報道したが、特に此場合思ひ起すは、米国の或人々に日本の現状が知られて居らぬ事である。日本に汽車があるかとか、電信電話があるかとかと質問されたことは屢〔しばしば〕である。(中略)一事が萬事で教育上傳道上などでも、宣教師等がどれ丈の働をして居るのか、教育の隆盛なる我國の官公立學校に對抗して行くには、東北學院や宮城女學校が、如何に完全な設備を要するか、十分に知らぬ人々が多いのである。ルップ氏夫妻の今回の來朝は我國教會の現状と、教會の實際的要求とを在來信徒に知らしむる絶好の機會なのである。

この年の1月1日に創刊された『東北學院時報』も、「ラップ氏を迎ふ」(原文ママ)と題して、同じ論調で今回の来訪に大きな期待を示している。

シュネーダー博士が本國に於て十分日本の實情を紹介せられた上に、今また氏の如き有力な人が親しく來つて實地を視察せられることは、廣く言へば日米間の交情の上に、また狭く見ても我が東北の開発の上に尠なからぬ好影響があるに違ひないと信ずる。どうか氏が短日月の間にも、出来るだけ精密なる調査を遂げて、將來リフォームド教會が日本の開発を助けられる上に於て、一層有効なる方法を講じて下さるやうにしたいものである。(第8号、1916年9月11日)

この文がシュネーダーに言及しているのは、彼が2年ぶりに元気に仙台に帰任したからである。同じ紙面には「シュネーダー院長を迎ふ」という記事が掲載されており、体調を崩して1914(大正3)年の秋から家族と共に帰米していた院長を迎えた喜びと安堵感が記されている。さらに今回シュネーダーは「ラップ氏を伴うてお歸りになつた」(同上)のであった。

ルップ夫妻の仙台及び東北各地での活動の様子は、『東北教會時報』と『東北學院時報』等に詳しく報告されている。(文中の「説教」「演説」「講演」「講話」の表記は、各教会からの報告のままとした。)

- 8月30日 仙台に到着
- 9月6日 石巻教会にて、シュネーダー、梶原長八郎(神学部教授)と共に説教
- 9月11日 東北學院の両部(専門部と中学部)合併始業式にて演説
- 9月11日 東北學院理事会に出席(この事項のみ「東北學院理事会記録」に記載)
- 9月21日 東北學院専門部視察
- 9月22日 東北學院中学部視察
記念撮影後、擊劍柔道、テニス、弓術などの運動各部の稽古を視察
「擊劍と柔道との猛烈な奮闘的稽古には尠からず驚嘆して居られたらしい」
- 9月23日 東北學院中学部講堂にて教職員生徒聯合の歓迎会
同専門部講堂にてシュネーダー博士とルップ氏の歓迎会兼秋季信徒親睦会(来会者140余名)
- 9月24日 仙台教会にて説教(通訳:郡山源四郎長老)
- 9月25日 米澤教会にて演説(来会者約30名)
- 9月27日 酒田教会にて講演(クリーテと伊藤嘉吉が同行)
「婦人會衆の熱望にてルップ夫人の婦人に關する講話あり」
- 9月29日 新庄教会にて説教「信徒の責任」(通訳:伊藤嘉吉、来会者47名)
- 10月1日 上山教会にて講話(通訳:伊藤嘉吉、聴衆40名)
- 10月14日 仙台を出発
「東京より名古屋、京都、大坂、神戸等を視察し長崎に出でそれより乗船支那に向はるゝ由に候」

ルップは日本の現状をどのように感じたのであろうか。上に引用した『東北教會時報』(184号)は、来日間もない感想を書くように伊藤嘉吉から依頼されたとして、ルップの「瞥見所感」を掲載する。「私共は總ての偏見を取去つて米國から來た。是れ忠實

なる観察によつて渡來の完全なる利益を収めたいからである」と前置きして、日本人の誠実さと勤勉さを賞賛し、国民の生活向上は「單に日本自身の利益のみでなく、又日本をして世界各國に一層多くの寄與をなさしむる地位に進ましむることになるのである。(中略)我等は活動力と勤勉なる人民とを有する日本が、神の攝理によりて、人類の福祉の為に、世界列強の一たる分前を果す様に定められて居ることを疑はぬ」と述べた後、ルップは次のように締めくくる。

併し日本は此義務を果す前に、なさねばならぬことが二ある。日本は七日の中の一日を安息の日又神聖なる日と極めて置かねばならぬ。又日本は其婦女が總ての男子の尊敬を博する賢母に發達する様彼らにあらゆる機會と保護とを與へねばならぬ。母氣質の最善の典型を發達せしめた國家にして初めて偉大なることを得るのである。(中略)一國家の誠実は畢竟國民個人個人の誠實に基する。人生に對して大主義を有する基督教が、日本の爲に貢獻すべき點は此處に在るのだ。現今の如き大切な時期に當たり日本が此機を逸せず、神の攝理の下に、世界の祝福されたる國家の一とならんことは私共の熱心に望み且つ祈る處である。

こうして、ルップ夫妻は長崎から中国へ向かう。中国での活動の様子は割愛するが、ルップ夫妻は翌年の1917(大正6)年2月6日に中国からの帰途仙台に立ち寄り、同日開催された東北学院の臨時理事会に出席した。理事会では前年から専門部の校舎を新築する敷地をめぐって地権者の元仙台市長遠藤庸治と交渉を重ねており、当日もこれが議題であった。理事会は、ルップが「専門部新築校舎敷地トシテ遠藤氏所有並ニ之ト隣接セル宅地地主モ適當セリ」と発言したことによって、「専門部校舎敷地購入委員シュネーダー出村ノ両氏ヲシテ遠藤氏宅地ニ隣接セル宅地ヲ購入スル手續ヲナサシムルコト」と決議した。理事会は動議により、ルップが「態々〔わざわざ〕帰米ノ途次來校セラレ学院ノ前途ニ對シ深厚ナル同情ヲ表シ種々ノ有益ナル助言ヲ與ヘラレタルヲ謝シ同氏ノ旅行ノ上且つ前途ノ働ノ上ニ神ノ豊カナル祝福加ハラシコトヲ切ニ祈ルコトニ決ス」と謝意を表した(「理事会記録」1917年2月6日)。

ルップは、翌2月7日東北学院の全生徒に中国視察の感想を述べた後、8日朝全生徒と教職員に見送

られて仙台を出発し、帰国した。

ジェイコブ G. ルップの来訪(2) - 1924年 -

ルップ夫妻の二度目の来日は、1924(大正13)年12月の末、仙台到着は12月29日である。実はシュネーダーも一年半におよぶアメリカ滞在の後、12月3日に無事仙台に帰任したばかりであった。シュネーダーは、仙台大火により焼失した中学部校舎再建のために、1920(大正9)年に半年ほど帰米して募金活動を行い、1922(大正11)年6月に無事再建を果たしていた。シュネーダーの次の計画は、著しい増加を示す専門部学生を受け入れるための校舎を建築することであった。このためシュネーダーは、中学部校舎再建の翌年の1923(大正12)年5月に再びアメリカの母教会で募金の努力を重ねる決意を固めて渡米した。しかし、彼を待っていたのはアメリカ議会に提出されていたジョンソン移民法案に関する議会上院での証言の要請であった。法案には増加の一途をたどるアメリカ国内への移民の数を制限し、特に日本を含むアジアからの移民を禁止する条項が設けられていた。シュネーダーら親日派のあらゆる努力にもかかわらず、ジョンソン法案は議会を通過し、翌1924(大正13)年7月1日に発効された。シュネーダーの募金活動は、このような日米間の国民感情が一気に悪化する中で行われたのである。

ここであえてシュネーダーの募金活動に触れたのは、ルップもこの募金に関わっていたからである。『東北學院時報』(59号、1925年3月8日)は、「ルップ夫妻の來朝」と題して、再び伊藤嘉吉の文を掲載する。今回の来訪の経緯については、「同氏夫妻は昨年六月スコットランドで開かれた世界日曜學校大會に出席し、次で欧羅巴の各國、エジプト、パレスチナ、シリーを経て、レフォームド教會が新たに開始せるメソポタミヤの傳道地を視、次で印度及支那を経て我邦に來られたのである。」そして、「最初の豫定では數十年以前にホーイ博士によりて開かれた支那傳道の情勢を巨細に視察し、二月頃我邦に來らるゝ筈であつたが、支那巡廻中馬賊の襲うところとなり旅行を經續するを得ず、豫定を早めて我邦に渡來されたのである。」こうして12月29日に仙台を訪れ、「一月二日から山形縣を初め北方各縣の主要地を巡廻し、一旦仙臺に歸着して再び福島縣下を視察された」(同上)。

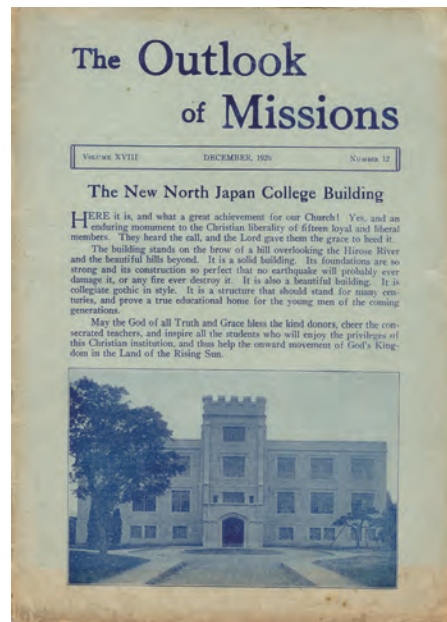
ルップは今回も東北学院理事会に出席している。2月5日に開かれた理事会では、ルップの同席のも

とで専門部校舎建築に関する重要な決議がなされた。まず建築する場所について、シュネーダーは候補地として「南六軒丁敷地ノ外、北方堤町附近、南方南五十人町、及向山脩養学園附近等ヲ挙ゲ詳細ナル報告」を行った。そして数時間に及ぶ協議を経て、「神學部並ニ専門部将来ノ發展上出來得バケンバ此際他ニ廣大ナル地面ヲ求ムルコトノ必要ヲ認ムルモ學院現在ノ狀況並ニ市民ニ對シ宗教的感化ヲ及ス便宜上ヨリ考慮シ専門部校舎ヲ南六軒丁ニ建築スルコトニ決」したのである。さらに新築校舎の設計を「ジェー、エッチ、モルガン氏」に依頼することとした。シュネーダーは席上、専門部校舎に続く建築計画も提案し、「1. 校舎 2. 寄宿舍 3. 講堂」の順に着手することが承認され、理事会は「講堂ハ成ルベク校舎ト共ニ着手スル様希望シ、ルupp氏歸米後其回答ニ依リ着手スルコト」と決議した。この「講堂」とは禮拜堂のことで、7年後の1932（昭和7）年に、同じモルガンの設計により「ラーハウザー記念東北学院禮拜堂」として完成することになる。

仙台に滞在中、ルuppは東北学院と宮城女学校で講演したが、東北学院では特に教職員のみと懇談会を催した。その席でのルuppの言葉を伊藤は次のように報告する。

シュネーダー院長が専門部校舎建築費募集の爲め盡力せらるゝを見て、零碎〔れいさい〕の献金によりて目的を達することの困難なるを知り、先づ或る篤志家から六七萬弗を得んとして院長を其人に紹介し、漸次談を進めて居る間に折柄起つた労働者のストライキの爲めに其商人は數萬弗の損失を招いたので、二年間寄附の猶豫を申し込んで来た。併し専門部校舎の建築は最早此上延期する事が出来ないので、今度は方法を變へ、該篤志家を初め、各地教會の有力者から五千弗宛を得る事となし、院長とルupp氏と兩人で十數名の篤信者の名前を紙片に記し、先づ共に神に祈り且つ感謝し、然る後兩人協力し、或は手別けし各個人に對して學院の事情を談られたところ、こちらの希望の如く五千弗宛の約束をした人々が續々起つたそうである。
 （『東北學院時報』（59号、1925年3月8日）

専門部校舎（現在の土樋キャンパス本館）建築に際して、国内の政財界の知名人をはじめ、海外から



専門部校舎完成を報じるThe Outlook of Missions,1926

も多くの寄付が寄せられたことは知られているが、シュネーダーの募金活動がルuppの助言と協力によって成果を収めることができたことは記憶されるべきことである。専門部校舎の落成式は、東北学院創立40周年記念式と合わせて、1926（大正15）年10月17日に挙行され、伝道局からは局長のクライツが参列した。

最後に伊藤は、ルuppが今回の訪問によって「八年以前よりは万事が非常に進歩したのを見て益我國民に對して尊敬を拂うことゝなられたやうである。（中略）かゝる援け甲斐のある國民に對して米國の教會は將來一層協力と後援とをなさねばならぬ」とのルuppの言葉を紹介し、次のように文を閉じる。

吾等は遙か海のかなたに我邦の友人であり且つ我等の學院に對する最も深き同情者を有することを喜び、彼の將來の働の上に天の裕なる祝福あらんことを祈るものである。

ジェイコブ G. ルuppの来訪（3）－1930年－

ルuppの三度目の外遊は、彼にとって特別な意味を持つものであった。1910年に外国伝道局の巡回幹事に選任されてからちょうど20年、一途に誠実な働きを続けて来たルuppは、伝道局に對して長期休暇の取得を願い出て特別な許可を得たのである。しかし、海外の事情に通じている彼には今回も多くの職務が委ねられた。『メッセンジャー』（1930年8月7日）は、7月27日にレディングの聖パウロ改革派教

会で行われた改革派教会の合同礼拝で、ルップが説教を行った様子を紹介している。この教会の牧師は、当時外国伝道局長のクライツであった。「ルップは『神の人』(The Man of God)と題する優れた説教を行った。これはルップ夫妻が日本、中国、ロシアに旅立つ前の最後の説教であった。(中略)彼は20年間巡回幹事を務めたので、外国伝道局は再度各宣教地における複雑な諸課題を調査するために今年の残りの期間、その職務を離れることを承認した。」(同上)

外国伝道局の日本伝道も、1879(明治12)年に最初の宣教師アンブローズ D. グリングを派遣してからちょうど50年を迎えていた。ルップの日本での予定について、『メッセンジャー』(同上)は次のように記す。

In Japan he will be present at the cornerstone laying of the new Chapel of North Japan College. Miss Rahauser, of Pittsburg, a member of the Reformed Church, gave a gift of \$50,000 toward the erection of this chapel. Dr. Rupp was instrumental in helping to get this gift. North Japan College has 1,000 students and the chapel will have a seating capacity for the whole student body.

ルップは、今回も東北学院の礼拝堂新築に際してシュネーダー夫妻が母国で行った募金活動に協力し、ラーハウザー女史から5万ドルの寄付を得るのを支援したのである。そして日本滞在中に計画されていた定礎式に参列する予定であった。

シュネーダーが募金活動のために帰米した1929(昭和4)年、アメリカ経済界はかつてない不況に見舞われていた。同年10月にはニューヨークの株式市場での株価大暴落を契機に世界恐慌が始まり、「すでに長い間負債に苦しんできた外国伝道局のやりくりは間もなく絶望的となった」(『東北学院百年史』600ページ)のである。このような中で捧げられた5万ドルがいかに大きな励ましと慰めとを与えたかについて、シュネーダーは定礎式において「私共は感極つて言葉が出ませんでした。やうやうにして嬢に御禮を述べ膝まづいて神に感謝し且つ此金を間違なく用ひることが出来るやう神の導きと助を祈りました」(『東北学院時報』96号、1931年9月10日)と述べる。伝道局からの送金の遅れもあり、礼拝堂の地割式はルップが中国に出発した後の1930年11月

3日、定礎式は翌1931(昭和6)年7月19日に行われたため、ルップはいずれの式にも参列することは出来なかった。

ルップの訪問先は、他にも「中国、メソポタミア(現在のイラク)、ロシア、ドイツ、コンスタンチノープル、アテネ」などが予定されており、中国では10月に広東で開催される中国キリスト教会全国総会にアメリカの公式な代表として出席が予定されていた。またロシアでは、当時ロシア政府と非公式ながら友好関係にあった「アメリカ上院外交委員会委員長のウィリアム E. ボーラの紹介により、共産党書記長のスターリンと首相のアレクセイ・ルイコフと面会する」(『メッセンジャー』1930年8月7日)予定もあった。しかし、本稿ではルップ夫妻の日本滞在中の活動のみを紹介することに止めたい。

ルップ夫妻は8月22日横浜に到着した。クリストファー・ノッスとカール・シップルに迎えられ、東京に移動してYMCAの新しい会館で昼食を共にした。財政に明るいルップらしく、この会館の建設費用は150万ドルで、うち100万ドルはアメリカからの寄付によるものであると説明する(『メッセンジャー』1930年9月25日)。ルップはこの後、しばらく軽井沢に滞在するが、その間新渡戸稲造の別荘に招待される。新渡戸は英語で国際問題に関する見解を披露し、特にアメリカからの来客を前にして日米の移民問題について、「たとえ我が国がこのことを忘れ去ろうとも、私は日本国中を巡ってでも、人々に日本人の移民を禁止するような法をアメリカが誤って制定したことを思い起こさせるであろう。しかし、日本人はいずれアメリカがその誤りを正してくれることを忍耐強く待っている。新渡戸は続けて、国際問題の多くは無知と偏見から生ずる。無知は教育で克服できるが、偏見は神の恩寵の問題であって、私たちすべての父であられる神にそれを求めた者たちによってのみ理解され得る事柄なのだ、と主張した」と伝えている(同上)。

ルップの旅行記は『メッセンジャー』に毎号のように掲載されている。彼は、「今回の日本訪問は、我々の宣教師の働きによって成し遂げられた成果を注意深く見ることである。以前の訪問では、素晴らしい景色と日本人の素朴な生活が印象的であった。最初に訪れた14年前から見ると、日本人は社会的にもキリスト教文化の面でも驚くほどの進歩を遂げている。大きな貧困がまだ国中に深く住み着いては

いるが、以前の訪問と比べても表面的にはその印を見ることはできない」と、三度目の訪問の目的と第一印象を記す（『メッセンジャー』1930年10月2日）。そして、ヘンリー K. ミラー宅で、木村清松が東北学院に在学中押川方義の演説を聴いて基督教に入信し、献身にいたるまでの経緯を語ったことを詳細に記す（同1930年10月2日）。また、会津若松のノッス宅に滞在した時には、6年前の訪問から教会員の数が倍になり、自立していることに驚き（同1930年10月9日）、御殿場で行われた「神の国運動」の集会に参加して賀川豊彦と語り合い、その人格と力強いメッセージに敬意を抱いたこと（同1930年10月16日）などを報告している。その後も『メッセンジャー』には、各宣教地での視察の様子や、中国滞在中に61歳の誕生日を迎え、祝福を受けたこと（同1930年11月27日）などが次々と掲載され、いずれも日本と中国での改革派教会の宣教の様子を知る貴重な内容が書かれているが、今回は東北学院を訪問した記事を紹介して、締めくくりとしたい。

9月5日、ルップはシュネーダー院長宅で開催された定期理事会に出席する。この日の理事会では次年度の予算が審議され、「明年度予算トシテ経常費98,000+神学生補助4,500=yen102,500ノ補助ヲ得ル必要アル旨シュネーダー氏ヨリ報告アリ之ヲ受ケ右金額ヲ傳道本局ニ對シ請求スルコトニ決ス」（理事会記録1930年9月5日）と決議した。さらに続けて、「尚ホルップ氏ノ注意ニ依リ出来得ル丈ケ節約スル様学院当局委員ヲシテ取計ハシメ其結果ヲ常置委員会ニ報告セシムルコトニ決ス」と、ルップが経費節減に努めるよう注意を喚起したことが記されている。前述のとおり、当時外国伝道局は厳しい財政難に陥っており、宣教師たちの給与支払いも滞る状況であった（『東北学院百年史』600ページ）ので、ルップの発言は伝道局の立場として当然の要望であった。伝道局は四年後の1934年1月に経常費補助金の4割削減を東北学院に通告することになる。

9月8日、ルップ夫妻は中学部を訪れ、「各部合併始業式」（神学部、専門部、中学部の合同始業式）で講演を行った（『東北学院時報』90号、1930年9月30日）。この様子は『メッセンジャー』（1930年10月23日）でも報告され、「900人以上の学生・生徒が教師たちと共に参列した。この学校こそ、我々の教会（教派）の宣教の働きの輝かしい成果である」とした上で、次のように続ける。

我々は、これまで日本の様々な都市を何百マイルも旅行して来たが、どこに行ってもこの学校で教育を受けてビジネス界や宗教界で活躍する人たちと出会った。ノッス博士はこの地域を“The Scotland of Japan”と表現する本を執筆した。この学校はこの地域の花であり、世界中で最も整った我が宣教地の一つである。彼らの中のある者は、その高潔さのゆえに日本の一流企業で活躍しており、またある者は牧師や高校教師であり、600万の人口を有するこの地域の優れた宗教的指導者である。900人の学生と教師たちが一斉に立ち上がり、私に礼をした時は、私の人生の中で最も感動した瞬間であった。

専門部を訪れた際には、6年前にシュネーダーの募金活動に協力し、この校舎建築のために合計75,000ドルの尊い捧げ物をした15人（一人5,000ドル）の忠実な改革派教会員がいたことを思い起こしていた。「アメリカの教会の15人の献身的な兄弟姉妹たちが、この校舎建築のために75,000ドルを捧げたが、今では東洋で最も見事な建造物の一つとなっている。この建物に入り、私はもう一度これらの方々の名前を読み上げた。そのうちの何人かは既に永遠の安息に入っている。院長室の壁には、私の親しい友人たちの写真が掲げられていた。これらの方々の生き方は、日本人の心に深い感銘を与えている。この



専門部校舎に掲げられていた銘板

This Tablet is Placed Here in Grateful and Perpetual Commemoration of the Christian Liberality of the Following FIFTEEN CONTRIBUTORS OF THIS BUILDING: Mr. D Wellington Dietrich, Philadelphia, Pa.; Mr. and Mrs. George A. Wood, Chambersburg, Pa.; Emory L. Coblentz, Esq., Middletown, Md.; Mr. John K. Bowman, Harrisburg, Pa.; Mrs. Jacob B. Fricker and Two Daughters, Reading, Pa., in Memory of Mr. Jacob B. Fricker; Mr. and Mrs. Martin L. Ruetenik, Cleveland, Ohio; Mr. and Mrs. Louis A. Meyran, Pittsburgh, Pa.; Mr. and Mrs. Jacob J. Fouse, Akron, Ohio; Grace Reformed Church, Pittsburgh, Pa., under the leadership of the Woman's Missionary Society, Mrs. D. M. Kinzer, Pres.; Miss Elizabeth Kirkpatrick, Lone Tree, Ia.; Mr. and Mrs. Jacob H. Nissley, Manheim, Pa., in Memory of Madalon H. Nissley; Mr. and Mrs. John L. Gerber, York, Pa.; Mr. and Mrs. William L. Glatfelter, Spring Grove, Pa.; Mr. and Mrs. Clinton N. Myers, Hanover, Pa.; Mrs. Mary E. Keeley, Spring City, Pa.

“A SACRIFICE ACCEPTABLE, WELL PLEASING TO GOD,” 1926.

『メッセンジャー』に掲載された寄付者名

ような協力関係を互いに尊重し合いながら、いつも明確にしておくことが必要である」(同上)とその時の感慨を述べている。

ルupp夫妻がシュネーダーと共に見つめたであろう15人(組)の名前が記された銘板は、現在の土樋キャンパス大学本館の正面玄関から二階に昇った踊り場の右側の壁に掲げられていたはずであるが、今はその痕跡が残るだけである。おそらく太平洋戦争中に金属供出が強要され、この本館や礼拝堂の鉄製の手すりの支柱が一本ずつ切り取られた際に、この銘板も持ち去られてしまったのかも知れない。誠に心惜しい限りである。幸いにも外国伝道局の機関誌 *The Outlook of Missions* (1926年12月号) にその現物の写真があり、シュネーダーが『メッセンジャー』(1926年12月23日)に15人(組)の名前を挙げて、謝意を表しているのだから、ここにも記録として掲げ、共に心に刻みたい。

今回の訪問について、シュネーダーが『メッセンジャー』(1930年10月30日)に掲載した「J. G. ルupp博士の三度目の日本訪問」と題する記事を紹介する。

外国伝道局巡回幹事の J. G. ルupp博士が、

婦人を伴って横浜港に着いたのは8月21日〔この日付は既に紹介した『メッセンジャー』の記事(8月22日)とは異なっている〕であったが、9月30日に中国に向けて神戸港を出航した。この40日間は多忙な活動の連続であった。旅行、有力な宣教師や日本人クリスチャンとの会合(後者には著名な賀川も含まれる)、日本のキリスト教団体との会議、教会での説教、ミッション・スクールでの演説、日本人や宣教師の家庭での安らぎのひと時もあったが、数え切れない他の活動もすべてがこの40日間に詰め込まれていた。これは驚くべき訪問であり、出会った宣教師や日本人には単に情報や感化を与えただけでなく、大きな励ましを与えるものであった。特にルupp博士を通して確証を得ることが出来たのは、資源を節約して用いることの大切さであり、改革派教会がこの視点に立って働きを行っていることである。しかも安定して自立し、自己成長を遂げるまで、その働きを止めることはないということであった。今回の訪問は、日本の宣教の働きにとって誠に有益なものであった。

ルuppはその後も3年間伝道局巡回幹事を務めた後、1933年11月にパーソロミューの死去に伴って人事異動が行われた際に、伝道局財務に就任した。この時パーソロミューの後任として伝道局幹事に就任したのがキャッセルマンであった。

『運動会』のフィルムの撮影年代

最後に、冒頭に紹介したフィルムの一つである「東北学院の運動会」に関して、今のところ判明している資料から撮影年代を推定してみたい。当初は1936(昭和11)年の「東北学院創立50周年当時」のものと思われたが、上に紹介したとおり、ルupp夫妻が1930年以降は日本を訪れていないこと、またフィルムに写っている宣教師の一人カール・シッブルの来日記録を見ると、着任が1930年4月であることから、三度目に来日した1930年である可能性が大きい。運動会の開催日については、『東北学院時報』(92号、1931年1月1日)に「中學部近事」として、「十月十六日。各部聯合禮拜後、中學部校庭に於て創立記念大運動會を舉行した。例年の通り、絶好の學院日和にて観客多く午後四時半校歌合唱の後萬歳を三唱し、閉會を告げた」とある。10月16日はルupp夫妻が中国に旅立った9月30日以降となるが、東

▲教員の異動

○三月限退職した者。

ミス・ゲルハード(賜暇休養、英語及英文學)。安部正義氏(音楽)。岩城寛氏(國史)。渡會連藏氏(歴史)。佐久間政一氏(獨乙語)。村岡典嗣氏(國文學史)。小倉博氏(國文學)。

○四月から就職したもの

シップル氏(中學部教員英語)。倉澤良介氏(中學部教員國語)。宮川善造氏(高等學部講師、地理)。濱口重國氏(高等學部講師、東洋史)。

『東北學院時報』88号 1930年5月15日

北学院に多大なる貢献をした賓客を迎えて、滞在中の9月に特別に運動会を開催した可能性はわずかに残る。

しかし、その可能性も否定するような資料が見つかっている。このフィルムの最後の場面に登場するもう一人の宣教師、メリー・ゲルハード(ミス・ゲルハード)である。彼女は1905年来日し、東北学院で長く英語教育に専念していたが、この年(1930年)は賜暇休暇を得て、シップルと入れ違いに4月からは帰米したことが報告されている(『東北學院時報』88号、1930年5月15日)。ヨーロッパを經由して母国に帰国する予定とのことであるので、途中でわざわざ仙台に立ち寄ることは考えにくい。事実、東北學院教会(現在の日本キリスト教団仙台広瀬河畔教会)の機関紙『學院教壇』(21号、1930年9月20日)には「個人消息」として、ミス・ゲルハードから「過日ベツレヘムより赤石牧師宛音信あり、教會の皆様にも宜敷と申されました」と記録されている。こうなると、1930年の9月開催の可能性もなくなる。すなわち、少なくともルップ夫妻、カール・シップル、メリー・ゲルハードの4人がそろって運動会のフィルムに写る可能性は、1931年9月以降、即ちメリー・ゲルハードの東北学院帰任後から、ルップ夫人が急逝する1934年2月までのわずか2年半の間となる。この場合、ルップ夫妻は四度目の来日を果たしていることになるが、その記録は残されていない。

もう一つの疑問、すなわち「運動会」のフィルム缶に封入されていた撮影内容を記録した用紙に書かれていた「最近来日した外国伝道局財務のルップ博士」、また「シュネーダーの後継者として東北学院の院長に選任された出村博士」の表現をどう解釈するかである。これについては、フィルムを編集し、上映したのはルップが伝道局財務に就任した1933年

以降、さらに出村悌三郎が院長に選任された1936年以降と考えれば、説明がつくように思われる。

さて、この「運動会」はいつ行われたのか。他の6本の日本伝道関係フィルムについてもいずれ撮影年代の特定を行う必要があることから、あわせて検証を行うのが今から楽しみである。

付記：本稿のタイトルについて

1936年の東北学院創立50周年記念の際に、日本と中国を私的に訪れた外国伝道局の3人の女性たちがいた。その旅行記は、「Our Trip to Japan and China」と題して『メッセンジャー』に約20回にわたって掲載されている(1936年4月30日～9月24日)。彼女たちは東北学院の創立50周年記念式典にも参列しているが、『東北学院百年史』や『東北學院時報』などには一切記録されていない。本稿では、次号でもこのタイトルを用いて、外国伝道局を代表して日本と中国を訪れた人物を紹介するが、彼女たちの旅行記についても紹介したいと願っている。

日野 哲プロフィール

HINO, Satoshi

1949年生まれ。東北学院大学文学部英文学科卒業。1972年東北学院勤務。大学総務部長をもって2015年3月定年退職。同年4月から現職。

若き宣教師たちにより撮影された戦後の仙台とその周辺 －昭和20年代のカラー写真を含むアルバムから－

東北学院史資料センター

佐藤 匠

はじめに

東北学院史資料センター（以下、当センター）では東北学院の歴史に関する写真資料が多数保管されている。写真の種類としては、創立以来の各校舎や付属の施設（礼拝堂や寄宿舎など）という建築物に関する写真のほか、生徒・学生や教職員・宣教師といった東北学院と関係のあった人物の個人写真や集合写真、授業風景の写真など、その種類は多種多様である。そのほか、県内を中心とする東北各地の教会の写真や三校祖（押川方義、ウィリアム・E・ホーイ、デイヴィッド・B・シュネーダー）の生涯に関する写真なども合わせて保管されている。

これらの写真資料は1989（平成元）年に発行された『東北学院百年史』の編纂過程において収集されたものが主であり、『東北学院百年史』編纂事業の終了後も東北学院資料室及びその後継組織である当センターへと引き継がれ、当センターにおける基礎資料のひとつとなっている。また、こうした写真資料は継続的な収集作業が行われており、現在も同窓生や関係者から写真やアルバムの寄贈を受け入れている状況である。

こうして収集された写真資料のひとつに、戦後の東北学院へ派遣されてきた新任宣教師たちによって撮影された、昭和20年代の仙台の町並みや当時の学生たちの様子を撮影した写真やアルバムが存在する。これらの写真のなかには、当時の日本ではまだ一般的に普及していなかったカラー写真も存在し、戦後初期の人々の様子をカラーで見ることができる貴重な資料ともなっている¹。それらの写真からは戦後まもない仙台やその周辺で暮らす人々の様子が色鮮やかに写し出されている。

本稿ではこうした当センターに保管されているカラー写真を含む昭和20年代の写真を紹介するとともに、それらの写真を撮影した新任宣教師たちについて、在任期間や東北学院における活躍などを中心にまとめていきたい。

1. 若き新任宣教師たち

まず具体的な写真や人物の紹介に入る前に、本稿で取り扱う戦後の新任宣教師たちについて、日本へ派遣されることになった当時の状況や日本へやってきた動機など、その概要についてまとめておきたい。

戦後まもない1946（昭和21）年、東北学院は1941（昭和16）年より途絶えていた米国ミッション・ボードからの援助の再開が約束される。これにともなうかたちで1947（昭和22）年にはアンケニー夫妻やロバート・ゲルハート夫妻といった、戦時中アメリカへ一時帰国していた外国人宣教師たちが東北学院へ帰任する。

また、同年には戦後の日本におけるキリスト教事業への米国ミッションからの支援体制が確立される。戦前まで東北学院への援助を行ってきたE&R教会を含むアメリカ・カナダの主要8教派は、それぞれの海外伝道機構の連絡機関として「インター・ボード・コミティ」（IBC）を組織する。これを受けた日本側は、日本基督教団、学校教育同盟、社会事業同盟の三者とIBCを合わせて「内外協力会」（COC）を構成した。以降、この組織が北米各教派から日本の教会や学校、福祉事業に送られてくる人的・財的援助の配置や用途を審議・決定することとなった。ただし、かつての教派との精神的・心情的つながりは依然として強く、戦後來任する宣教師の

¹ 日本においてカラー写真が一般に普及し始めたのは、1970年代に入ってからと言われている。「富士フィルムのあゆみ THE HISTORY OF FUJIFILM」ではカラー写真の普及について、以下のように記されている。「1970年代に入ると、カラー写真は黑白写真に代わってアマチュア写真の主座を占めるようになり、写真といえばカラー写真を指すようになってきた。写真撮影の中でカラー写真の占める比率は、1965年（昭和40年）には10%前後にすぎなかったものが、1970年（昭和45年）には40%を超え、1970年代の半ばには80%近くまで達した。」「富士フィルムのあゆみ THE HISTORY OF FUJIFILM」、(<https://www.fujifilm.co.jp/corporate/aboutus/history/ayumi/dai4-03.html>) 2020年12月10日閲覧

任地や資金援助は、これらの教派の関係機関に向けられることが少なくなかった²。

こうした状況のなか、東北学院へも新たな人的支援がなされることになる。そのひとつが主にJ-3³と呼ばれる若い新任宣教師たちの派遣であった。J-3とは「Japan for Three Years」の略称であり⁴、3年任期で日本に派遣されてきた神学校や大学を卒業したばかりの若い宣教師たちの総称である。彼らが戦後の日本へやってきた主な動機は日本とアメリカの和解に貢献するためであり、日本基督教団が「日本の再建に尽力してくれるアメリカの優秀な若者を送って下さい。瓦礫と化した日本の都会の再建には、時間をかければ自力で可能です。しかし日本の若者たちの精神の再建には、若いアメリカ人宣教師たちの助力が必要なのです」とアメリカの教会へ援助を求めた結果であった⁵。

このJ-3たちはそれまでの宣教師と大きく異なり、全員が牧師や神学者になる勉強をしていたものではなく、いわばまったくの素人としてリクルートされ、日本語をほとんど知らないまま日本の「現場」に入ってきたものたちであり⁶、まさにアメリカ各地の大学から選抜された優秀で、熱意のある若者たちの集団であった。これについて後述するフィリップ・E・ウィリアムズは、日記のなかでJ-3について「面白いグループで、フットボール選手から熟練した音楽家までいろんな人たちが集まっていた」⁷とそのメンバーの多様性を表現している。

こうして東北学院へやってきた若い新任宣教師であるJ-3たちは、持ち前のエネルギッシュさにより、東北学院の戦後復興に大きく貢献した。彼らは

宣教師として東北学院の英語教育やキリスト教伝道に尽力しただけではなく、学生たちとの交流や聖書研究なども積極的に行い、当時の学生たちにも少なからず影響を与えた。さらに、J-3として東北学院へやってきた宣教師のなかには、任期終了後も東北学院と関係を持ち、その後の東北学院の発展に努めた人物も存在した。そんな彼らの存在は戦争により荒廃した戦後の東北学院において、活気を取り戻していくための一助となったのは間違いないことと思われる。

2. 人物紹介

ここからは本稿で取り扱う昭和20年代の写真を撮影した人物たちについて紹介していきたい。ここで取り上げる人物たちはいずれも戦後の東北学院へ着任した若手の新任宣教師たちである。また、そのなかには任期終了後も東北学院との関係を持ち続けた人物もいる。そんな彼らの在任期間や当時の東北学院での活躍、任期終了後の展開などについてまとめていきたい。

C・ウィリアム・メンセンディク

C・ウィリアム・メンセンディクはリチャード・L・ラマーズ、ノーマン・W・パーソンズとともに1948（昭和23）年から1951（昭和26）年にかけて最初のJ-3として東北学院へ着任した。東北学院中学校で英語の授業を担当し、専門学校及び大学においては英語やギリシャ語、英会話の科目を担当していた⁸。ギリシャ語の授業については、メンセンディクが大学及び神学大学でギリシャ語を学んでいたことから担当していたが、日本語による適切な教科書がわからなかったため、持参した英語の教科書を用いて授業を行ったというエピソードがある⁹。また、大学におけるキリスト教青年会（YMCA）の活動に関与し、聖書研究や各種行事を通して学生との交流を深めていた一方、引揚者住宅へアメリカから送られてきた救援物資の分配に尽力した人物でもある¹⁰。

² こうした戦後のアメリカの教会からの支援体制の確立及び東北学院への資金的、人的援助の詳細については東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』939-952頁においてまとめられている。

³ J-3の表記については『東北学院百年史』における表記の仕方であり、本稿ではこれに従う。

⁴ 加納孝代「戦後来日アメリカ人宣教師たち—その予備的考察（ビルグリム・プレイスの文書から）—」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第8号、2000年、132頁

⁵ 「四十年前の宣教師の生活 文学部教授 ウィリアム・C・メンセンディク」（『東北学院時報』第460号、1989年3月15日付）

⁶ 加納「戦後来日アメリカ人宣教師たち—その予備的考察（ビルグリム・プレイスの文書から）—」133頁

⁷ フィリップ・E・ウィリアムズ著、奥田かんな・田中弘志・田口寧訳『宣教への旅』キリスト新聞社、2004年、28頁

⁸ 当センター所蔵資料「東北学院高等学校学則」及び「東北学院大学と短期大学部との関係」より

⁹ 「四十年前の東北学院 文学部教授 ウィリアム・C・メンセンディク」（『東北学院時報』第457号、1988年12月22日付）

¹⁰ これらキリスト教青年会での活動や救援物資分配の様子は、それぞれ『東北学院時報』第458号及び第459号において紹介されている。

J-3としての任期終了後は、スコットランドのエディンバラ大学神学部に留学したのち、アメリカのユニオン神学大学及びコロンビア大学で学び、1957（昭和32）年に博士号を取得した¹¹。その後、1965（昭和40）年には文学部教授として再び東北学院大学へ着任することとなる。そして、1978（昭和53）年から1991（平成3）年にかけては東北学院の理事を務め、1993（平成5）年には東北学院大学名誉教授に就任した。また、著書のなかには東北学院の三校祖であるホーイ並びにシュネーダーの伝記¹²が存在するなど、J-3としての任期終了後も深く東北学院と関わりを持った人物である。



写真1 中央の人物がメンセンディク

当センターではメンセンディクがJ-3として着任していた1948年から1951年にかけて撮影された写真を集めたアルバムが保管されている。このアルバムが当センターに寄贈された経緯についてであるが、東北学院大学において2016（平成28）年度に採択された文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」の一環として、2019（令和元）年にアメリカ東部ペンシルヴェニア州ランカスター市にあるランカスター神学校での資料調査が行われ、当センター調査研究員が同行した¹³。その調査の過程でカリフォルニア州クレアモント市にある引退宣教師のためのホームを訪問した際、メンセンディク夫人より寄贈

¹¹ ウィリアム・メンセンディク著、出村彰訳『ウィリアム・ホーイ伝－苦闘の生涯と東北学院の創立－』学校法人東北学院、1986年、247頁

¹² 『ウィリアム・ホーイ伝－苦闘の生涯と東北学院の創立－』及び『シュネーダーの博士の生涯』

¹³ この調査については日野哲「ランカスター神学校での調査報告」（『東北学院史資料センター年報』第5号、2020年、79－86頁）において詳細がまとめられている。



写真2 寄贈されたアルバム

を受けたものである。このアルバムにはほかの宣教師や当時の教職員、学生との交流の様子や在任中にメンセンディクが訪れた日本各地の町並みや人々の暮らしの様子が収められている。

フィリップ・E・ウィリアムズ

フィリップ・E・ウィリアムズは1950（昭和25）年に東北学院大学へ着任した宣教師である。ウィリアムズはJ-3の一員ではないが東北学院が宣教師として初めての任地であり新任宣教師と呼べること、着任当時27歳であり宣教師として十分若手であったことから、ここで紹介しておきたいと思う。

ウィリアムズがはじめて日本へやってきた1950年から1955（昭和30）年にかけての5年間の日記は、日本語訳がなされ『宣教への旅』¹⁴として一冊にまとめられている。それによると、ウィリアムズは本来中国へ向かうために宣教師として按手札を受け、仮任地というかたちで東北学院へ着任した。そして東北学院での1年が経過した1951年には、宣教師としての任地に日本を選ぶことを決心する。この決定についてウィリアムズは以下のように述べている¹⁵。

一九五一年一月七日

ティンカーと私は、神の御意志として日本で仕事を続ける決心をした。この休暇中に、私たちはここで長期滞在を申請するように召されていると感じたのだが、それは中国での長期の任務に見通しが立たなかったからというよりは、

¹⁴ フィリップ・E・ウィリアムズ著、奥田かんな・田中弘志・田口寧訳『宣教への旅』キリスト新聞社、2004年

¹⁵ ウィリアムズ『宣教への旅』64－65頁

この国は住んで仕事をするのに素晴らしいところだったからである。〔中略〕

私たちが日本に残る決心をした多くの要因の中には、意識しているものもしないものも様々あるが、最も大きいものは、もちろんここでの友情である。

こうして日本を任地に選んだウィリアムズは京都での2年間の日本語研修を経て、再び仙台へ戻り東北学院大学の助教授となった。大学では英米文学や基督教文学、英聖書、社会倫理と言った科目を担当していた¹⁶。1955年からは研究休暇を用いて一時帰国し、ユニオン神学大学で神学修士を得たのち、1957年に東北学院大学文学部教授に就任した。また、メンセンディク同様、1963（昭和38）年から1978年にかけて東北学院の理事を務めた。

新任宣教師として来日したウィリアムズと東北学院との関係について特筆すべきものとして、東北学院大学文学部教授であり宗教主任を務めた赤城泰との関係がある。赤城は東北地方からの戦後最初の留学生として1948年に渡米し、イーデン神学校やイエール大学で学び、1950年にウィリアムズとともに東北学院へ帰任した¹⁷。ウィリアムズとはイエール大学でともに学んだ仲であり、ウィリアムズの来日に際して種々の助言や手助けを行っている¹⁸。そんな赤城をウィリアムズも慕っており、『宣教への旅』において「赤城からもらったばかりの、新改訂の日本語の新約聖書に勝る貴重な贈り物はない」¹⁹と語られているほどである。こうした交友関係がウィリアムズが日本を任地として選び、東北学院へ残る決心をしたことは前述のとおりである。



写真3 セツケ浜で布教活動をするウィリアムズ夫妻

R・フィリップ・グロー

R・フィリップ・グローはJ-3のひとりとして1952（昭和27）年から1955年にかけて東北学院で教鞭をとった人物である。グローはニューヨーク州立大学バッファロー校教育学部出身であり²⁰、まさに牧師や神学者になるための学問を修めていたわけではない新任宣教師であった。

東北学院ではメンセンディク同様中学校での英語の授業を担当したほか、大学において英会話や英語科教育法の科目を担当していた²¹。また、ESS（English Speaking Society）の顧問を務め、英語劇の監督やISA（日本国際学生協会）東北支部主催の討論会にはほかの宣教師や学生とともに参加するなどの活躍をした²²。任期終了後は直接的に東北学院と関わることはなかったが、「典型的な、清潔で陽気なアメリカ人」²³という人柄だったグローはESSのメンバーから慕われており、後年になって日本へ訪れた際は、仙台で歓迎パーティーが催されたこともあった。

¹⁶ 当センター所蔵資料「昭和二十九年六月 東北学院大学調書」より

¹⁷ 当時赤城は東北学院中学・高等学校において聖書教諭を務めていた。（東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』951頁）

¹⁸ 『宣教への旅』では、赤城がウィリアムズに対して、日本での生活に際して持参すべきものの助言や日本に到着以降の案内などを行っていた様子が記されている。

¹⁹ ウィリアムズ『宣教への旅』184頁。この贈り物については「それには彼の手で、兄弟愛に満ちた素晴らしい挨拶が記されており、私たちが奉仕において一つであること、私たちの結びつきの中心に福音があることを示していた」と続けられている。

²⁰ 当センターで所蔵している「宣教師志願書」（写本）において、「15.Higher Education」の項目に「State University of New York, College of Education Buffalo」との記述がある。

²¹ 当センター所蔵資料「昭和二十九年六月 東北学院大学調書」より

²² 畑中孝實「1950年頃のESS」『東北学院英学史年報』第23号、2002年、3頁

²³ 志子田光雄「東北学院大学の英語英米文学講義（1953～57年）」『東北学院英学史年報』第24号、2003年、52頁



写真4 在日中のグロー

当センターではグローに関するアルバム3冊を所蔵している。これらのアルバムはグロー逝去の際、グローと卒業後も交流のあった同窓生の仲介により、グローの家族から寄贈を受けたものである。これらのアルバムにはグローが記入したと思われる写真に関する説明が付けられているほか、グローが在日中訪れた日本各地のパフレットや絵はがきが貼り付けられており、まさに日本での3年間の記録、思い出を振り返るアルバムとなっている。また、アルバムには学生とともに写っているものや旅先での記念撮影の写真が多く、前述のようなグローの人物を表す資料となっている。



写真5 寄贈された3冊のアルバム

3. 写真紹介

ここからは実際に昭和20年代に撮影された写真をいくつか紹介していきたいと思う。ここで紹介する写真は、寄贈を受けた写真やアルバムの一部であり、各写真にはキャプションとして写真のタイトルと撮影者（メンセンディク、ウィリアムズ、グロー）、それらに付随する情報などをまとめている。



写真6 仙台駅（メンセンディク）

写真6は昭和20年代の仙台駅前の様子である。写真右側のこけしのモニュメントには「市制六十周年記念」という文字が書かれており、この写真が1949（昭和24）年前後に撮影されたことがわかる。メンセンディクは当時の仙台の様子について、「中心の大部分は米軍の爆撃によってひどく破壊され、焼け残った建物は僅か」であり、空襲により何も残っていない空き地が方々にあったと回顧している²⁴。



写真7 追廻住宅（メンセンディク）

写真7は戦後、仙台空襲の影響や海外からの引揚者による住宅不足が問題となり、その対応策のひとつとして川内追廻に建設された集団住宅の様子である²⁵。メンセンディクは当時もっとも耐え難かったことのひとつに、自分たちには物資が豊富にある一方で日本人たちが物資の欠乏に苦しんでいたことを

²⁴「荒廃した街・仙台に着任 文学部教授 ウィリアム・C・メンセンディク」『東北学院時報』第456号、1988年11月15日付

²⁵戦後の住宅難とその対応については仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編8（現代1）』133-136頁においてまとめられている。

挙げ、教会からの救援物資をこうした集団住宅へ分配する活動をおこなっていた²⁶。また、こうした集団住宅で暮らす人々の様子はメンセンディクにとって大きく印象に残ったものと考えられ、アルバムには数多くの写真が収められている。



写真8 菖蒲田浜（メンセンディク）

写真8はメンセンディクがキリスト教青年会(YMCA)の活動の一環で宮城県七ヶ浜町にある菖蒲田浜を訪れた際に撮影されたものと考えられる。アルバムには「Shobuta Takayama near Sendai」との記述がある。当時のキリスト教青年会では、聖書研究やハイキング、夏期学校や修養会といった様々な活動を行っており、メンセンディクは「菖蒲田まで砂利道を自転車で出掛けたことなどは楽しい思い出になっている」と語っている²⁷。



写真9 新任宣教師夫妻たち（ウィリアムズ）

²⁶「四十年前の宣教師の生活 文学部教授 ウィリアム・C・メンセンディク」(『東北学院時報』第459号、1989年2月22日付)

²⁷「四十年前の東北学院 文学部教授 ウィリアム・C・メンセンディク」(『東北学院時報』第458号、1989年1月22日付)

写真9に写っているのはウィリアムズとほぼ同時期に日本へやってきていた若手の宣教師たちである。左からグレゴリー夫妻、ラマーズ夫妻、パーソンズ夫妻。ラマーズ及びパーソンズはメンセンディクと共に1948(昭和23)年にJ-3として東北学院へ着任し、大学で英語を教えた。グレゴリーは直接伝道宣教師として、中国からの配置転換となり来日し、盛岡で伝道に従事していた。その後、アジア・太平洋地区担当幹事として東北学院と深く関わり、1986(昭和61)年の東北学院創立百周年記念式典において名誉法学博士の学位を贈呈されている。

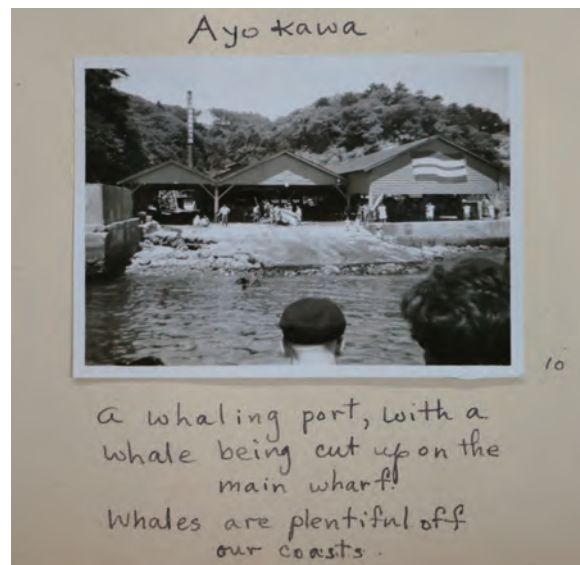


写真10 鮎川港（グロー）

この写真10はグローがESSのメンバーと共に金華山へ訪れた際、鮎川港で鯨の解体風景を撮影したものと思われる。写真は「Ayokawa」と題されており、写真の下部には鯨の解体が行われている様子を説明したキャプションが書かれている。グローのアルバムにはこうした写真と一緒に写真が撮影された年月や場所、写っている人物や当時の状況などに関する情報が書き込まれている。

写真11はグローが在任中に暮らしていた光禅寺通61(現錦町1丁目付近)にあった宣教師住宅の様子であり、グローはここで日本人ヘルパーとともに生活していた。この宣教師住宅はその住所や外見から、1972(昭和47)年に七ヶ浜町高山に高山セミナーハウスとして移築された宣教師住宅であると考えられる。



写真11 グロー邸（グロー）

おわりに

本稿では当センターに保管されている、戦後の東北学院へやってきた若き宣教師たちによって撮影された昭和20年代の写真を取り上げた。それに付随して写真の撮影者である新任宣教師たちについて、当時の東北学院での活躍やその後の東北学院との関わりなどを紹介した。

本稿で取り上げた昭和20年代の写真の特徴のひとつは、これらの写真資料のなかに一部カラー写真が含まれているという点である。昭和20年代の日本においてカラー写真は一般的に普及していなかったことに加え、これらの写真には記念撮影といった特別な場面での写真だけではなく、当時の人々の暮らしの様子を撮影している写真も存在している。このことから、これらの写真は昭和20年代という戦後初期の人々の暮らしの様子を、カラー写真によって色鮮やかに写し出している資料であると位置づけることができる。

ふたつ目の特徴は、これらの写真が主に戦後になって日本へ着任したJ-3と呼ばれる新任宣教師たちによって撮影されたという点である。彼らは日本とアメリカの和解のため日本へやってきた、大学や神学校を卒業したばかりの青年男女であり、必ずしも全員が牧師や神学者になるための学問を修めた人々ではなかった。こうした背景のもと撮影された写真は、言わばアメリカの若者が見た戦後の日本の姿と言えるだろう。彼ら個人の興味関心に基づき撮影された写真は、アメリカの若者が戦後の日本をどのように見ていたのかを探る手掛かりとなるであろう。

さらに本稿で取り上げたアルバムのなかには、学生たちとの旅先での様子や伝道活動などの一環とし

て各地の教会を訪れた際の様子も収められており、J-3としてやってきた宣教師たちが日本の若者たちと交流している様子がうかがうことができる。これらの交流によって人々が元気づけられている様子は、まさに戦後の荒んだ日本において、J-3の狙いのひとつである「日本の若者たちの精神の再建」が図られている場面と言える。こうしたJ-3の活動と活躍が東北学院に限らず、日本各地の教会やキリスト教系の学校で展開されていたことを考えると、J-3として日本へやってきたアメリカの若者たちの存在が、戦後日本における若者たちの精神的な復興の一端を担っていたことは確かであろう。本稿で取り上げた資料は、こうしたJ-3たちが果たした役割を目で見えるかたちで残した資料として位置付けることができるのではないだろうか。

また、本稿では戦後の日本へJ-3などの新任宣教師が派遣されてくる背景や各写真を撮影した宣教師たちの紹介、実際の写真に対するキャプション的な説明といった概要部分のみを取り扱った。一方で、戦後の日本社会の変化と宣教師の派遣事業との関係性の追求やJ-3を含む新任宣教師たちの活動の実態の把握、個々の写真の詳細な分析など、今後の課題として残っているものも多い。そして、これらの課題の先に戦後の日本の人々とキリスト教との関係について、どのようなものが描けるのか、より考察を進めていく必要がある。

参考文献

- ・ウィリアム・メンセンディーク著、笹原昌・出村彰訳『シュネーダー博士の生涯－その人とその時代－』学校法人東北学院、1976年
- ・ウィリアム・メンセンディーク著、出村彰訳『ウィリアム・ホーイ伝－苦闘の生涯と東北学院の創立－』学校法人東北学院、1986年
- ・加納孝代「戦後来日アメリカ人宣教師たち－その予備的考察（ピルグリム・プレイスの文書から）－」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第8号、2000年
- ・志子田光雄「東北学院大学の英語英米文学講義（1953～57年）」『東北学院英学史年報』第24号、2003年
- ・仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編8（現代1）』仙台市、2011年
- ・東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』学校法人東北学院、1989年
- ・畑中孝實「1950年頃のESS」『東北学院英学史年報』第23号、2002年
- ・花輪庄三郎編『東北学院創立七十年史』東北学院同窓会、1959年
- ・日野哲「ランカスター神学校での調査報告」『東北学院史資料センター年報』第5号、2020年
- ・フィリップ・E・ウィリアムズ著、奥田かな・田中弘志・田口寧訳『宣教への旅』キリスト新聞社、2004年

参考サイト

- ・学校法人東北学院Webページ「東北学院時報」(<https://jihou.tohoku-gakuin.jp/>) 2020年12月10日閲覧
- ・富士フィルムのあゆみ THE HISTORY OF FUJIFILM (<https://www.fujifilm.co.jp/corporate/aboutus/history/ayumi/dai4-03.html>) 2020年12月10日閲覧

佐藤 匠プロフィール

SATO, Takumi

1995（平成7）年生まれ。
東北学院大学文学部歴史学科卒業。
東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程修了。
東北学院史資料センター嘱託職員。

一條氏資料のうち1944年の書簡について

東北学院史資料センター客員研究員

星 洋和

はじめに

本稿は、東北学院の卒業生である一條哲彦氏（以下、一條氏）の遺族から東北学院史資料センターに寄贈された資料（以下、一條氏資料）のうち、一條氏が東北学院高等商業部（以下、高等商業部）在学時に書いた3通の書簡を紹介するものである。

一條氏資料が寄贈されたのは、2015（平成27）年のことである。当時、東北学院史資料センターでは、東北大学史料館との連携企画「学都仙台と戦争」の一環として、企画展「ミッションスクールと戦争」（開催期間：2015（平成27）年9月25日～2016（平成28）年1月29日）を開催していた。ある時、河北新報から同展についての取材があり、それが記事として河北新報に取り上げられ、その記事を見た一條氏の奥様から、史資料センターに一條氏の遺品を寄贈したいという連絡が来たのである。筆者は歴史学科の河西晃祐教授や他の職員とともに一條氏の奥様のご自宅を訪ね、一條氏の東北学院在学時代の写真や書簡など、多数の資料を寄贈していただいた。

一條氏資料は、膨大な量を誇る資料群である。その中でも、特に注目すべきなのが、一條氏が東北学院中学部及び同高等商業部で過ごした学校生活に関する資料である。一條氏が東北学院中学部に入学したのは1938（昭和13）年4月のことである。1943（昭和18）年に中学部を卒業した一條氏は、同高等商業部へと進学。そして、1945（昭和20）年9月30日付¹をもって、高等商業部を卒業した。彼が東北学院に在学していた期間は、日中戦争の開戦（1937年7月7日）から、アジア・太平洋戦争で日本が敗戦を迎える（1945年9月2日）までの期間とほぼ重なる。

この一條氏資料のうち、本稿では、1944（昭和19）年に作成されたと思われる、3通の書簡を紹介する。内容については3章で詳しく紹介するが、い

ずれも一條氏が父親に宛てて書いたものであり、授業内容や勤労働員、滑空班（＝グライダー部。当時は学校報国団の一組織）での活動など、学校生活で起きた出来事が書かれている。また、書簡には、それらの出来事についての一條氏の考えが記されており、当時の学生が授業や軍事教練をどのように認識したかを知ることでもある。一條氏の書簡は、戦時体制下における東北学院での学校生活を知るうえで、重要な資料なのである。

なお、本稿では資料からの引用については、旧字体は原則として常用漢字に修正したが、旧仮名遣いの箇所は修正しなかった。また、巻末に参考資料として本稿で紹介する3通の書簡の翻刻を掲載したが、翻刻するにあたっていくつか修正を行った。詳しくは巻末の冒頭を読んでいただきたい。

1. 一條氏資料について

1-1. 資料の種類

一條氏資料は規模が膨大であり、現在も整理作業が続いている。主な資料としては、一條氏が東北学院中学部及び同高等商業部に在学していた当時のものがあり、在学中に撮影したと思われる写真や家族と取り交わした書簡、使用していた教科書などがある。また、それ以外にも、一條家に伝えられてきた書画や、一條氏の私物なども多くある。

特に目を引くのが、滑空班に関する写真・記録等である。一條氏は、東北学院中学校在学時、そして、東北学院高等商業部に進学した後も、それぞれの滑空班に所属していた。寄贈された資料の中には、その活動の中で撮影された写真や（写真1）、グライダーに搭乗したときの記録、グライダーに関する書物などがある。また、本稿で紹介する書簡においても、哲彦氏は滑空班での活動について記している。これらの資料は、哲彦氏のグライダーへの興味・関心を示す資料であると同時に、当時の東北学院のクラブ活動を知るうえでも貴重な記録である。

¹ 一條氏資料のうち、東北学院高等商業部卒業証書に記された日付より



写真1 東北学院中学部時代のグライダーの写真
(撮影年不明、一條氏資料より)



写真2 一條哲彦氏（「昭和十七年十二月 卒業記念写真帖
東北学院中学部」より、東北学院史資料センター所蔵）

1-2. 一條氏による書簡について

一條氏が東北学院在学時に家族にあてた書簡は、現在、6通が確認されている。書簡によっては日付のないものもあるが、現存している封筒や、書簡の内容から、いずれも1944（昭和19）年に書かれたものであることが分かる。書簡のうち、3通は勤労働員先である千葉県東葛飾郡風早村（現千葉県柏市、詳しくは後述）から家族に宛てたもので、残りは動員される以前に父親宛に書かれたと考えられるものである。本稿で紹介するのは後者の書簡である。

これらの書簡は、便箋ではなくノートのページと思われる紙を用いており、いずれも紙を横にして、枠に合わせて縦書きで記されている。サイズはいずれも、縦が約18センチメートル、横が約21センチメートルである。なお、1枚だけ穴が開いている書簡があるが、こちらはルーズリーフ状のノートのページを用いたものと考えられる。

2. 一條氏の略歴と一條氏資料の時代背景

—主に1943年から1944年上半期まで—

一條氏は、1926（大正15）年3月16日²に生まれた（写真2）。彼が東北学院中学部に入学したのは1938年4月のことで、前年に始まった日中戦争がいまだに継続していた時期である。そして、一條氏は1943（昭和18）年に中学部（この年の4月から中学校に改称）から東北学院高等商業部（この年の4月に高等学部商科から改称）に進学した。

1943（昭和18）年6月30日付『東北学院時報』第13号に掲載された「母校近況」によれば、この年の高等商業部の入学者は、第一部が171名、第二部（夜間部）は200名であった。記事によれば、前年から受験雑誌に生徒募集広告を出すようになったらしく、そのおかげもあってか全国から志願者が集まったという。このうち、学院中学校からの進学者は26名で、一條氏はその一人であった。

先に述べたように、一條氏は滑空班に所属していた。一條氏寄贈資料の一つである「滑空手帖」によれば（写真3）、昭和18年度には、7月18日、9月11日、9月12日、11月3日、11月8日にそれぞれグライダーに乗っている。なお、「滑空手帖」には使用していたグライダーの型番が書かれているが、史資料センター所蔵の写真の中には、高等商業部で使用していた文部省3180型と思われるグライダーが

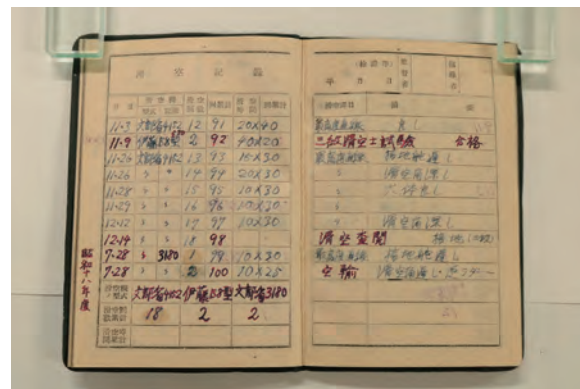


写真3 滑空手帳（一條氏資料より）

² 前掲資料に記された生年月日より

写っているものがある³。

一條氏が高等商業部に入学した1943年は、アジア・太平洋戦争における日本軍の戦局が著しく悪化した時期であった。同年2月上旬には日本軍がガダルカナル島から撤退、4月18日には連合艦隊司令官である山本五十六が戦死（大本営発表は5月21日）、5月にはアッツ島の守備隊が全滅（いわゆる「玉砕」）している。さらに、9月には日本の同盟国であったイタリアが連合国に降伏した。

こうした戦局の悪化にともない、理工系学校の拡充と、文系学校の整理統合策が打ち出され、法文系および一部理系の学生の徴兵猶予の見直しが決定された。いわゆる学徒出陣である⁴。また、勤労働員の強化も図られ、1944年1月8日には「緊急学徒勤労働員方策要綱」が閣議決定され、「通年恒常循環的二学徒ヲ勤労働員スル如ク計画ヲ樹立」すること、「同一学徒ヲ勤労働二勤労働員スル期間ハ差当り一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準ト」することなどが決定した⁵。

そして、学徒出陣などの影響により、文系の学校である東北学院は経営的苦難に立たされることになった。学院当局は卒業生であり、萱場製作所の創業者でもあった萱場資郎や、東北帝国大学総長の熊谷岱蔵らの援助の元、一九四四年、航空機の生産技術者の養成を目指す東北学院航空工業専門学校（以下、航空高専）を開校した⁶。

このように、一條氏が1943年に高等商業部に入学してからの1年間は、日本軍の戦局が著しく悪化した時期であり、その影響は、航空工専の設立と言う形で東北学院にも表れていた。このような時代背景を踏まえたうえで、次章では、書簡の内容を紹介する。

3. 書簡の分析

3-1. 1944年4月25日（推測）の書簡

本章で紹介する書簡は、1944年4月に書かれたと推測される1通と、同年6月中に書かれたと思われるもの2通である。内容としては、いずれも一條氏の父親に宛てて書かれたもので、家族のこと、授業の内容（軍事教練も含む）、勤労働員、滑空班での活動などが書かれている。本章では、学校生活に関する部分に焦点を当てて、それぞれの書簡の内容を紹介していく。

1通目は、1944年4月25日に書かれたものと思われる書簡である（写真4-1、4-2）。書簡には日付が書いていないが、文中で「航空高専は27日より授業開始」と記されていること、寄贈された資料の中に4月25日付で父親に宛てられた封筒があることから、4月25日に書かれたものではないかと筆者は推測した。ちなみに、書簡には4つの穴が開いており、ルーズリーフ状のノートを用いて書かれたものと思われる。

手紙は「仙台は春も盛の候となり梅も咲き桜の蕾も膨む頃となりました。（しかし昨年より一月程後れてる）」という文章から始まっている。気象庁

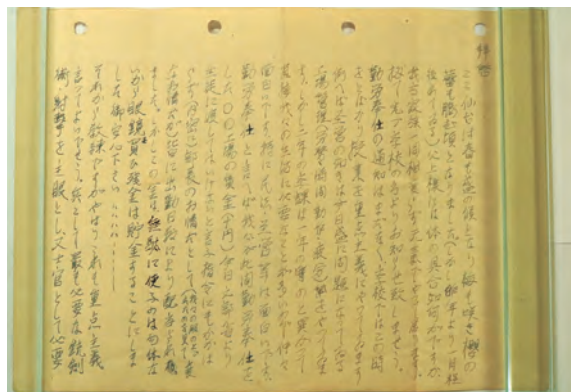


写真4-1 1944年4月25日（推測）の書簡 表面

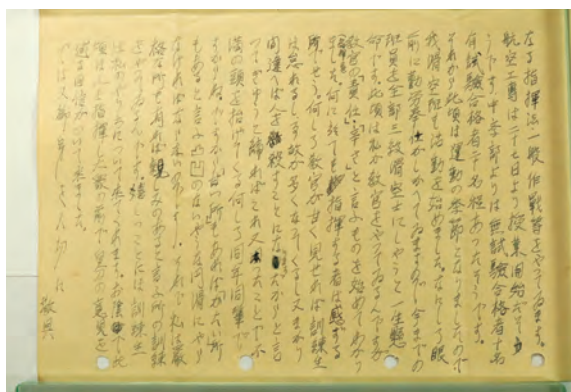


写真4-2 1944年4月25日（推測）の書簡 裏面

³ 志子田光雄は、『東北学院七十年史』に掲載されている菊池仁氏の回顧録（花輪庄三郎編『東北学院七十年史』、1959年、東北学院同窓会、738-742頁）と、自身の記憶、写真の風景などから、写真の撮影年代を1943年10月下旬～11月初旬と推測している。（志子田光雄「戦時下の東北学院を語る－見聞きしたことを主として」（東北学院史資料センター年報編集委員会編『東北学院史資料センター年報』第五号、2020年、学校法人東北学院、65-66頁）

⁴ 学校法人東北学院編『東北学院の歴史』、2017年、河北新報出版センター、92頁）

⁵ 石川謙『近代日本教育制度史料』第7巻、1956年、大日本雄弁会講談社、29-30頁

⁶ 学校法人東北学院編『東北学院の歴史』、2017年、河北新報出版センター、93-94頁

の記録によると、1944年の3月から4月にかけて仙台は気温が低く、4月24日まで日中気温が15度を超える日はなかったようである⁷。

書簡は父親への挨拶から始まり、続けて一條氏の家族の話となり、そして、授業の話へと移る。書簡によれば、1944年4月当時は勤労奉仕についての通知がなく、重点的に学業が行われていたという。また、その授業内容は、1年生のころとは異なり、「直接我々の生活に必要なことが多く」、経営に関する授業では当時問題になっていたという「工場管理(労働・時間・動作・疲労)」について講義が行われていたようである。

工場での労働管理は、勤労奉仕や勤労働員とも深く関係のある問題であった。立教学院における勤労働員を当時の資料から分析した安達宏昭によれば、学校側が保護者に向けて勤労働員先の工場に関する説明会を行った際に、保護者から11項目の質問があったという⁸。その質問内容は、「食事給与ノ件」、「対工具関係ノ件」、「施盤作業ハ結核ヲ誘致シ易シ」などで、学生の保護者にとっても、学生の勤労働員先での労働環境は、重要な関心ごとだったのである。

さらに、書簡には軍事教練も重点的に行われていたことが記されている。書簡には「兵として最も必要な銃剣術・射撃を主眼とし、又士官として必要な指揮法・一般作戦等をやつてゐます」とあり、戦闘技術だけでなく、士官候補としての訓練が学生に行われていたことがうかがえる。また、この後に書かれている滑空班の活動についての報告の中でも、一條氏が、後輩への指導を通して「教官の「責任」・「辛さ」と言ふもの」を体感していることを述べており、一條氏が学校生活の中で、兵を指揮する立場としての心構えを身に付けようとしていたことがうかがえる。

3-2. 1944年6月4日(推測)の書簡

2通目は、1944年6月4日に書かれたと思われる書簡である(写真5-1、5-2)。先述した書簡と同様に日付が書かれていないものの、その内容と、寄贈された資料の中に6月4日付で父親に宛てられた封筒があること、そして、次に紹介する手紙の中にこの書簡で書かれている出来事の後日談が書かれていることなどから、筆者はこの書簡を6月4日に書かれたものと推測した。

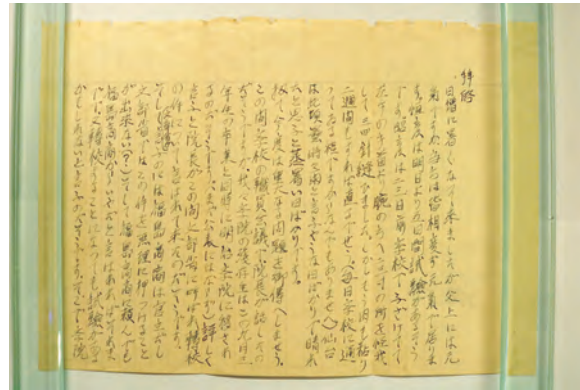


写真5-1 1944年6月4日(推測)の書簡 表面

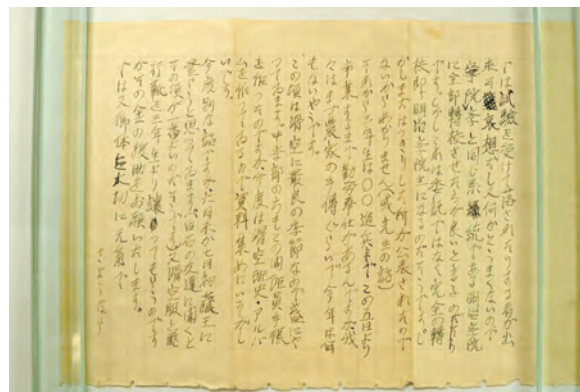


写真5-2 1944年6月4日(推測)の書簡 裏面

書簡は、家族の近況から始まり、段落を変えて、学校で起きた「重大なる問題」へと話題が移り、最後に滑空班での活動について述べられている。本項では、一條氏が「或先生」から聞いた話として記している「重大なる問題」について取りあげる。その内容は次のようなものであった。

「或先生」によれば、職員会議の中で、院長(出村悌三郎)が高等商業部の学生の転校について、文部省に呼ばれた話が出たのだという。そして、院長の出村に対して文部省が転校先の候補として提示したのが「福島高商」であった。

「福島高商」とは、当時、福島市に設置されていた福島高等商業学校のことと思われる。福島高等商

⁷ 3月の気温については

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/daily_sl.php?prec_no=34&block_no=47590&year=1944&month=3&day=&view=p1を、

4月の気温については

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/daily_sl.php?prec_no=34&block_no=47590&year=1944&month=4&day=&view=p1を参照されたい。

⁸ 安達宏昭「通年勤労働員態勢下の立教中学校(一): 勤員をめぐる諸問題と学徒隊を中心に」(『立教学院史研究』編集委員会編『立教学院史研究』14巻、2017年、6頁)

業学校は、1922（大正11）年4月に、福島市に開校した文部省直轄の官立学校で⁹、戦後に設立された福島大学経済学部の前身となった学校である¹⁰。なお、一條氏の書簡では、「福島高商」と書かれているが、1944年3月28日をもって福島経済専門学校に改称されているため¹¹、「福島高商」が福島高等商業学校のことであれば、厳密には誤った表記ということになる。

さて、「福島高商」への高等商業部生の転校計画であるが、一條氏が「或先生」から聞いた限りでは、文部省自身、この計画を押し進めることについて消極的だったようである。書簡によれば、文部省としてはこの計画を無理に押し付けることはできず（一條氏はこの説明に「？」を付けている）、先方から転校を断られる可能性や、入学試験の実施も有り得ることを出村に述べていたようである。そこで、別の転校先として候補に挙がったのが明治学院であった。「或先生」によれば、学院としては、同じ系統である明治学院に転校させた方が良いのではないかという案が出たのだというが、これが文部省からの提案なのか、院長の出村の発案なのか、職員会議の中で出てきた案なのかは、書簡からは分からない。

この東北学院高等商業部の転校計画については、『明治学院九十年史』に、わずかながら記述されている。それによれば、「東北学院からも専門部を本学院に統合してほしいとの申出があった」ものの、「取り止めとなった」という¹²。この話の典拠については不明だが、東北学院から明治学院への転校が実際に計画されていたことは、事実だったと思われる。なお、次項で紹介する書簡には、一條氏ら学生たちが明治学院への転校について「反対をあまり騒いだ」ことで、学校側がこの計画を取りやめにしたことが述べられている。一條氏らの活動が理由だったのかは定かではないが、少なくとも東北学院が高等商業部の学生を明治学院に転校させる計画を持っていたこと、学生たちがそれに反対したことは確かであると思われる。

3-3. 1944年6月4日以降（推測）の書簡

3通目の書簡は、1944年6月4日以降に書かれたと思われるものである（写真6）。この書簡も日付

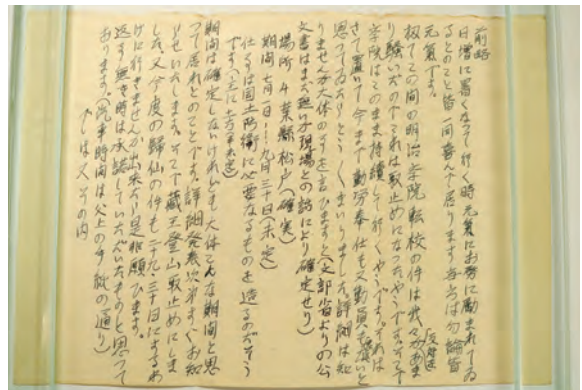


写真6 1944年6月4日以降（推測）の書簡

が書かれていないが、その内容から前項で紹介した書簡のあとに書かれたものであることが分かる。

書簡は、前述した明治学院への転校計画が取りやめになったことを述べたのち、勤労働員の実施が決まったことや、父親への依頼などが書かれているが、本稿では、勤労働員のことについて紹介する。

一條氏は、文部省からの正式な通達がないため「詳細は知りませんが」と前置きした上で、「現場との話」で、勤労働員先が決まったことを記している。その内容は、次のとおりであった。

場所 千葉県松戸（確定）

期間 七月一日・・・九月三十日（未定）

仕事は国土防衛に必要なものを造るのだそうです（主に土方（半未定））

文部省からの正式な通知が来る以前に、断片的にはあるが、学生たちに勤労働員先についての情報が学校から伝えられていたことがうかがえる。

ところで、この書簡に出てくる勤労働員先であるが、一條氏寄贈資料の中にある書簡や封筒、『東北学院百年史』の記述などから、千葉県東葛飾郡風早村（現千葉県柏市）にあった藤ヶ谷飛行場の建設工事と考えられる。藤ヶ谷飛行場は風早村（現柏市）と鎌ヶ谷村（現鎌ヶ谷市）にまたがって存在していた飛行場である¹³。1942年4月18日の米軍による東

⁹ 福島県教育センター編『福島県教育史』第2巻、1973年、福島県教育委員会、884-886頁

¹⁰ 前掲書、1124頁

¹¹ 前掲書、1121頁

¹² 明治学院編『明治学院九十年史』、1967年、学校法人明治学院、240頁

¹³ 上山和雄編『柏にあった陸軍飛行場-秋水と軍閥連施設-』、芙蓉書房出版、2015年、137頁

京などへの空襲（ドーリットル空襲）は、帝都と呼ばれた東京における防空体制の強化を促した¹⁴。その後、東京では建物や住民の疎開¹⁵、関東地区における防空体制の強化が図られた¹⁶。このような帝都防衛を目的とした防空体制の強化の一環として建設が計画されたのが藤ヶ谷飛行場であった。

ところで、藤ヶ谷飛行場の開発が始まるのは1944年秋からとされており¹⁷、一條氏らが動員された時期にはまだ飛行場の開発が始まっていない可能性もある。しかし、この飛行場の開発にあたっては、土地の接収と近隣農家の立ち退きが行われていたようで¹⁸、それに関する何らかの作業はあったと考えられる。

おわりに 一條氏書簡の特徴と今後の展望

以上、一條氏資料のうち1944年の書簡を3通紹介した。

本稿で解説したように、一條氏による書簡は作成された日付も明確ではなく、また、1通ごとの文字数も決して多くはない。しかし、ここまで見てきたように、書簡には、学業や軍事教練、勤労働員などの内容が記されており、1944年における東北学院の学校生活を知ることができる。また、書簡には学校で起きた出来事に対する一條氏自身の考えも記されており、戦時体制下における学生の心情もうかがい知ることができる。

一條氏資料の整理は現在も続いている。本稿で述べたように、その中には、滑空班での活動に関するものや、勤労働員先から書かれた書簡なども存在する。第二次世界大戦末期における東北学院での学校生活をより明らかにするためにも、今後も、一條氏資料の調査・公開を続けていきたいと思う。

最後に、貴重な資料をご寄贈下さった、一條氏の奥様に、この場を借りて、御礼を申し上げます。

¹⁴ 土田宏成『帝都防衛 戦争・災害・テロ』、2017年、吉川弘文館、133頁

¹⁵ 前掲書、153-166頁

¹⁶ 前掲書、168-179頁

¹⁷ 上山和雄編『柏にあった陸軍飛行場-秋水と軍関連施設-』、芙蓉書房出版、2015年、140頁

¹⁸ 前掲書、140-141頁

■参考資料：一條氏書簡

- ・旧字体および異字体は常用漢字に修正した。また、くの字点の箇所も平仮名に修正した。
- ・旧仮名遣いおよび訛りと思わしき箇所はそのままとした。
- ・書き損じと思わしきところは■で表記した。また、疑義のある個所には（ママ）と傍注した。
- ・割り込み記号及び2段組みで書かれている箇所は、行内に組み込んだ。また、文中に返り点やくの字点が入る箇所は、該当箇所の上に括弧で補足を入れた。

①1944年4月25日（推測）の書簡

拝啓

ここ仙台は春も盛の候となり梅も咲き桜の蕾も膨む頃となりました。（しかし昨年より一月程後れてゐる）父上様には体の具合如何がですか、我方家族一同相変わらず元気でやつて居ります。扱て先づ学校の方よりお知らせいたしませう。勤労奉仕の通知はまだなく、学校ではこの時をとばかり授業を重点主義にやつてゐます。例へば経営の如きは今日盛に問題になつてゐる工場管理（労働・時間・動作・疲労）■をやつてゐます。しかし二年の学課は一年の時のと異がつて直接我々の生活に必要なことが多いので仲々面白いです。特に民法・経営等は面白いです。勤労奉仕と言へば我々が此間勤労奉仕をした〇〇工場の賃金（十円）今日文部省より生徒に渡してはいけないと言ふ指令にもかかはらず（内密に）部長のお情だとして（我々の服のよごれたのを見て 変なお情だが）皆に出勤日数により配当され■ました。しかしこの金は無駄に使ふのは勿体ないから眼鏡を買ひ残金は貯金することにしました御安心下さいハハハハ・・・・・

それから教練ですがやはりこれも重点主義言つてよいでせう。兵として最も必要な銃剣術・射撃を主眼とし、又士官として必要なる指揮法・一般作戦等をやつてゐます。航空高専は二十七日より授業開始だそ■うです。中学部よりは無試験合格者十名有試験合格者二十名程あつたそうです。

それから此頃は運動の季節となりましたので我滑空班も活動を始めました。なにしろ眼前に勤労奉仕が（送りか）しかへてゐますので今までの班員を全部三級滑空士にしやうと一生懸命です。此頃は私が教官（指揮者）をやつてゐるんですが教官の「責任」・「辛さ」と言ふものを始めてわかりました。何に於ても■指揮する者は感ずる所でせう。何しろ教官が甘く見せれば訓練生は怠れるし、事故が多くなつてくるし又まかり間違えば人を■殺すことにな■ります。だからと言つてぎゆうと締めればこれ又困つたことで不満の頭を上げてくる何しろ同年同輩ですからね。ですから「甘い所」もあれば「かたい所」と言ふ凸凹のないやうな円滑にやらなければならないのです。それで私は厳格な所も有れば親しみのあると言ふ所の訓練をやつてゐるんです。嬉しいことには訓練生は私のやり方について来てくれます。お陰■で此頃は人を指揮し大衆の前で自分の意見を述べる自信がついて来ました。

では又御身を大切に

敬具

②1944年6月4日（推測）の書簡

拝啓

日増に暑くなつて来ましたが父上には元気ですか。当方は皆相変らず元気で居ります。恒彦は明日より五日間試験があるそうです。明彦は二三日前学校でふざけて左手の手首より腕の方へ二三寸の所を怪我して三四針縫ひました。しかしもう肉も粘り二週間もすれば直るでせう。(毎日学校に通つてゐる程ですからなんでもありません。) 仙台は此頃曇時々雨と言ふやうな日ばかりで晴れたと思ふと蒸暑い日ばかりです。

扱て今度は重大なる問題を御伝へしませう。この間学校の職員会議で院長が話したのだそうですが、我々学院の残存生はこの九月三年生の卒業と同時に明治学院に移されるのだそうです。(まだ公表にはならず) 詳しく言ふと院長がこの間文部省に呼ばれ転校の件について言はれて来たのだそうです。そして文部省が言ふのには福島高商は官立だし文部省ではこの件を無理に押しつけることが出来ない(?) そして福島高商に頼んでも福島高商からいやだと言はればそれまで、又転校することになつても試験があるかもしれないと言ふのだそうです。そこで学院では試験を受けて落されたりする者が出来可■哀想だし何かとうまくないので寧院学と同じ系■統である明治学院に全部転校させた方が良いと言ふのだ(ママ)です。しかしこれは委託ではなく完全の転校即ち明治学院生になるのだそうです。しかしまだはつきりした所が公表されたのでないからわかりません(或先生の話)

それから三年生は〇〇造兵しようでこの五日より卒業するまで勤労奉仕があるんですが、我々はまづ農家の手伝ぐらいで今年は何もないやうです。

この頃は滑空に最良の季節なので盛にやつてゐます。中学部の方もこの間班員手帳を作つたのですが、今度は滑空班史・アルバムを作つてゐるので資料集めにいそがしいです。

今度別な話ですが、六月末か七月初蔵王に登らうと思つてゐます。(白石の友達に聞くとその頃が一番よいのだそうです。) 又滑空服と飛行靴を譲■つてもらうのですがその金の援助をお願いいたします。

では又御体を大切に元気で

さようなら

③1944年6月4日以降（推測）の書簡

前略

日増に暑くなつて行く時元気にお務に励まれてゐるとのこと皆一同喜んで居ります 当方はもちろん皆元気です。

扱てこの間の明治学院転校の件は我々が反対をあまり騒いだのでそれは取止めになつたやうです。そこで学院はこのまま持続して行くやうです。それはさて置いて今まで勤労奉仕も又動員も良くないと思つてゐたらとうとうまいりました。詳細は知りませんが大体の事を言ひますと(文部省よりの公文書はまだ無いが現場との話により確定せり)

場所 千葉県松戸(確実)

期間 七月一日・・・九月三十日(未定)

仕事は国土防衛に必要なものを造るのだそうです(主に土方(半未定))

期間は確定しないけれども大体こんな期間と思つて居れとのこと。詳細発表次第すぐお知らせいたします。そこで蔵王登山取止めになりました。又今度の帰仙の件も二十九・三十日にするわけに行きませんか出来たら是非願ひます。

返事無き時は承諾していただいたものと思つております。(汽車時間は父上の手紙の通り)

では又その内

星 洋和プロフィール

HOSHI, Hirokazu

1989年生まれ。
東北学院大学文学部歴史学科卒業。
東北学院大学文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程修了。

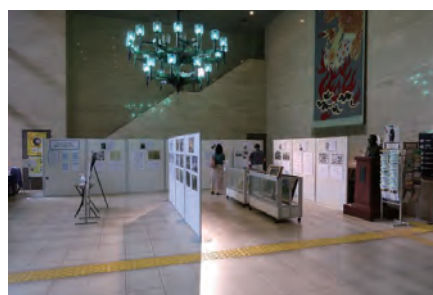
仙台市戦災復興記念館「戦後75年 戦災復興展」 企画展：戦時下の東北学院 (2020年7月10日(金)～8月31日(月))

東北学院史資料センターでは7月10日から8月31日にかけて仙台市戦災復興記念館で開催された「戦後75年 戦災復興展」において、企画展「戦時下の東北学院」と題した展示を行った。「戦災復興展」は仙台空襲を乗り越え、仙台の復興に力を注いだ方々への感謝の念を新たにするという趣旨のもと、仙台市が主催となって毎年仙台空襲のあった7月10日に合わせてイベントや企画展などが行われている。そのなかで、今年の企画展を当センターが担当することとなった。

企画展「戦時下の東北学院」では、東北学院における戦時下の防空体制や空襲被害、戦後の復興過程などを写真やパネルを用いて紹介した。本展示では、防空計画によって設けられた水源や待避所、木造校舎の集中箇所などを示した「防空施設要図」や仙台空襲前後の様子が書かれた「当直日誌」、空襲の被害にあった校舎の写真など、東北学院における空襲への対処とその被害に焦点を当てた資料を中心に展示を行った。そのほか、戦後の復興過程において苦悩する学生たちの様子や仙台の復興と共に東北学院の校地が整備されていく過程も併せて紹介した。

また、特別展示のひとつとして、戦時下を東北学院で過ごした一学生の学校生活や勤労働員の様子を家族と取り交わされた手紙を中心に紹介した。さらに、もうひとつの特別展示では、戦後の復興支援の一環としてアメリカからやってきた若い宣教師たちによって撮影された、戦後まもない仙台や近郊の写真を展示した。

今年は戦後75年という節目の年であり、それに合わせて様々なイベントが予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、規模を縮小しての開催となった。しかし、開催初日の模様はテレビや新聞など、多数のメディアで取り上げられ、多くの人の目に留まることとなった。その効果もあってか、約一か月半という期間のなかでより多くの来場者にお越しいただく結果となった。



受贈資料一覧

2020年2月～2021年1月

日付	寄贈者	受贈資料
2020.03.23	皇學館大学佐川記念神道博物館	天皇陛下御即位記念 即位礼と大嘗祭（展示図録）
2020.04.02	庄子 晃子	第5回発表報告集（近代仙台研究報告集）
2020.04.02	緒方 泉	令和元年度文化庁「大学における芸術文化推進事業」実施報告書
2020.04.06	横浜共立学園	横浜共立学園の140年 1871-2011
2020.04.17	専修大学大学史資料課	専修大学史資料集 第九巻 — 新制専修大学の出発 —
2020.04.21	京都大学大学文書館	京都大学大学文書館 自己点検・評価報告 2016-2019年度
2020.06.24	ブランディング事業推進室	苦難と救済 — 闇の後に光あり
2020.07.02	拓殖大学創立百年史編集室	拓殖大学百年史 編集の経緯
2020.08.07	明治大学史資料センター	杉村虎一宛 ポワソナード書簡集
2020.08.27	追手門学院大学大学院志研究室	追手門学院130年志
2020.08.27	KYB 株式会社 KYB 史料館	KYB史料館便り「創業者萱場資郎氏の横顔」
2020.08.27	KYB 株式会社 KYB 史料館	KYB史料館便り「KYB今昔物語」
2020.09.04	京都大学大学文書館	京都大学大学文書館企画展 敗戦から廃校まで — 三高最後の年月 —
2020.10.05	伊丹 信祐	キリスト教的ヒューマニスト — 栗原基の生涯 —
2020.11.17	渥美 孝子	宮本百合子裁判資料 — 「手記」と「聴取書」
2020.11.30	横浜英和学院	未来への架け橋 — BRIDGE TO TOMORROW — 横浜英和学院創立140周年記念誌
2020.12.07	フェリス女学院歴史資料館	フェリスのあゆみ 年表と写真でたどる150年
2020.12.07	東京経済大学	東京経済大学百二十年史 資料篇第一巻
2021.01.06	甲南学園	甲南学園の100年
2021.01.25	吉葉 恭行	齋藤報恩会と東北帝国大学 — 財団設立の理念と学術研究助成の実際 —

※他逐次刊行物類多数をご寄贈いただきました。感謝申し上げます。

東北学院の沿革

年代	歴代役職者	事項
1886(明治19)年		W.E.ホーイ仙台着任(1月)。押川方義、W.E.ホーイ兩名により、キリスト教伝道者養成の目的をもって仙台市木町通に「仙台神学校」開設(5月)。教師2名、生徒6名で始まった。E.R.プルボー、M.B.オールドが来日(7月)、宮城女学校を創立(9月)。
1887(明治20)年		東二番丁の本願寺別院跡を取得し、仙台教会と仙台神学校を移転(5月)。
1888(明治21)年		D.B.シュネーダー夫妻仙台着任(1月)。オールド記念館落成(11月)。
1891(明治24)年		南町通りに仙台神学校校舎が完成(9月)。校名を「東北学院」と改称し、神学生のみならず、広く生徒を募集し、普通科を設置。予科2年・本科4年・神学部3年とする。
1892(明治25)年	押川方義	労働会創設(3月)。東北学院理事局を組織、初代院長に押川方義、副院長・理事局長にホーイ就任(8月)。東北学院開院式を挙行(11月)。
1895(明治28)年		予科・本科を改組し、普通科5年、その上に専修部(文科・理科)2年を設置。
1896(明治29)年	W.E.ホーイ	島崎春樹(藤村)、作文・英語教師として着任。
1898(明治31)年		理科専修部を廃止。
1900(明治33)年		第2代理事局長にD.B.シュネーダー就任(10月)。
1901(明治34)年	D.B.シュネーダー	第2代院長にD.B.シュネーダー就任。普通科長に笹尾糸太郎就任(4月)。普通科に制帽を制定。徽章TG章制定。
1903(明治36)年		東北学院同窓会結成。
1904(明治37)年		全校を普通科(5年)と専門学校令による専門科(3年)とに分け、専門科に文学部と神学部とを置く。専門科長に出村悌三郎就任(4月)。
1905(明治38)年	笹尾糸太郎	専門科を専門部、文学部を文科、神学部を神学科と改称。東二番丁に普通科校舎完成。専門部に角帽を制定。徽章は全校TG章を用いる。普通科長に田中四郎就任(9月)。
1906(明治39)年		普通科寄宿舎完成。
1908(明治41)年	田中四郎	「社団法人東北学院」設置。創立記念日を5月15日に定める。同窓会会報第1号発行。
1910(明治43)年		校旗制定。
1911(明治44)年		創立25周年記念式典挙行。
1915(大正4)年		普通科を中学部と改称(5月・生徒数357名)。中学部長は田中四郎。
1916(大正5)年		『東北学院時報』創刊(1月)。南六軒丁(現大学土樋キャンパス)に専門部校地取得。
1918(大正7)年		専門部を改組、神学科・文科・師範科・商科とする。
1919(大正8)年		仙台大火のため中学部校舎・寄宿舎全焼(3月)。仮校舎建築(9月)。
1920(大正9)年		中学部長に五十嵐正就任(1月)。
1921(大正10)年	五十嵐正	中学部寄宿舎再建(9月)。



年 代	歴代役職者	事 項
1922(大正11)年		<p>中学部校舎再建(東二番丁・通称赤レンガ校舎)(6月)。</p> 
1923(大正12)年		<p>東北学院教会設立(5月)。</p>
1925(大正14)年		<p>神学科を専門部より分離し、神学部(第1科・第2科)とする。専門部は文科、師範科、商科となる。</p> 
1926(大正15)年		<p>南六軒丁に専門部校舎完成(現大学本館)、9月より使用。創立40周年記念式ならびに専門部校舎落成式を挙(10月)。</p>
1928(昭和3)年		<p>専門部3科とも予科を廃止、4年制とする。ハウスキーパー記念社交館完成(3月)。</p>
1929(昭和4)年		<p>専門部を高等学部と改称。神学部第2科を廃止、第1科を神学部本科と改称し、3年の予科を置く。「財団法人東北学院」と改組(8月)。</p>
1930(昭和5)年		<p>高等学部師範科に専攻科1年を置く。</p>
1932(昭和7)年	 <p>出村悌三郎</p>	<p>高等学部は3学期制を2学期制に改める。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂完成(3月)。労働会寄宿舎を廃止。中学部寄宿舎を廃止し、神学部寄宿舎をその跡に移す。</p> 
1933(昭和8)年		<p>高等学部制帽を角帽より丸帽に改める。</p>
1934(昭和9)年	 <p>E.H.ゾーグ</p>	<p>神学部、南六軒丁ブラッドショウ館に移る。</p>
1936(昭和11)年	 <p>田口泰輔</p>	<p>高等学部文科を文科第一部、師範科を文科第二部と改称。創立50周年記念式典を挙(5月)。院長シュネーダー、「我は福音を恥とせず」と題する説教を行う。第3代院長に出村悌三郎就任(5月)。旧労働会建物および敷地を売却。第3代理事長にE.H.ゾーグ就任(6月)。</p> 
1937(昭和12)年		<p>神学部廃止、日本神学校と合同(3月)。高等学部は3年制となる。高等学部長にゾーグ就任(4月)。</p>
1938(昭和13)年		<p>中学部長に田口泰輔就任(4月)。</p>
1939(昭和14)年	 <p>小泉要太郎</p>	<p>中学部長に出村剛就任(4月)。</p>
1940(昭和15)年		<p>南町通り旧神学部校舎および敷地を売却。東北学院維持会を組織。花淵浜高山に修養道場建築用地を取得。第4代理事長に出村悌三郎就任(10月)。</p>
1941(昭和16)年	 <p>宮城音五郎</p>	<p>高等学部長に出村剛、中学部長に小泉要太郎就任(4月)。</p>
1942(昭和17)年		<p>高等学部商科第二部および中学部第二部を設置(ともに夜間)。</p>
1943(昭和18)年		<p>高等学部商科を高等商業部、中学部を東北学院中学校と改称。中学校長に出村悌三郎院長が兼務(4月)。</p>
1944(昭和19)年	 <p>杉山元治郎</p>	<p>航空工業専門学校設置。航空工業専門学校長に宮城音五郎就任(4月)。第5代理事長に杉山元治郎就任(6月)。</p>
1945(昭和20)年		<p>中学校長に出村剛就任(4月)。航空工業専門学校を工業専門学校と改称(12月)。中学校校舎空襲により焼失。</p>

年 代	歴代役職者	事 項
1946(昭和21)年		高等商業部および同第二部を廃止（3月）。東北学院専門学校（英文科・経済科）および同第二部を設置。第4代院長に出村剛就任。中学校長に月浦利雄就任（4月）。専門学校長に出村剛就任（4月）。
1947(昭和22)年	出村剛	工業専門学校廃止。新制中学校設置。専門学校校舎木造2階建4教室増築完成。第6代理事長に鈴木義男就任（7月）。
1948(昭和23)年		新制高等学校、同第二部を設置。月浦利雄同高等学校校長ならびに中学校長兼任（4月）。専門学校長に小田忠夫就任（4月）。
1949(昭和24)年	月浦利雄	東北学院専門学校から新制大学に昇格。東北学院大学文経学部（4年制、英文学科・経済学科）を設置。小田忠夫初代学長に就任。東九番丁寄宿舎完成。
1950(昭和25)年		専門学校二部を東北学院短期大学部（2年制、英文科・経済科）と改称。第5代院長にA.E.アンケニー就任（3月）。
1951(昭和26)年	小田忠夫	「学校法人東北学院」と改組。専門学校を廃止。短大別科を設置。第6代院長に小田忠夫就任。中高理科教室鉄筋コンクリート3階建完成。
1952(昭和27)年	鈴木義男	短期大学部に法科を設置。
1953(昭和28)年		中学高等学校分離、中学校長に五十嵐正躬就任（4月）。総合運動場を多賀城市に開設。シュネーター記念東北学院図書館完成（10月）。
1954(昭和29)年	A.E.アンケニー	多賀城第2寄宿舎完成。
1955(昭和30)年		創立70年記念式典挙行。中学校校舎鉄筋コンクリート造3階建9教室完成。『東北学院創立七十年写真誌』を刊行（5月）。在米同窓生、創立70年記念として鐘を寄贈（12月）。蔵王にT Gヒュッテ「栄光」完成。
1956(昭和31)年	小田忠夫	中学・高等学校体育館完成（3月）。W.E.ホーイ碑、出村悌三郎墓を北山墓地に建立（4月）。大学音楽館完成（10月）。
1958(昭和33)年		中学校赤レンガ校舎は都市計画により9教室を失う（4月）。中学・高等学校鉄筋コンクリート造4階建8教室完成（4月）。大学体育館「アセンブリー・ホール」完成（9月）。
1959(昭和34)年	五十嵐正躬	中学高等学校一本化、中学校長に月浦利雄高等学校校長兼務（1月）。短期大学部を東北学院大学文経学部二部（英文学科・経済学科）に改組。高等学校榴ヶ岡校舎を開設。『東北学院七十年史』を刊行（7月）。大学研究棟鉄筋コンクリート造4階建完成（9月）。自然科学研究室青根分室を開設（10月）。
1960(昭和35)年		短期大学部を廃止（3月）。
1961(昭和36)年		文経学部英文学科に専攻科を設置。
1962(昭和37)年		多賀城町（現多賀城市）に東北学院大学工学部（機械工学科、電気工学科、応用物理学科）を設置。同校地に東北学院幼稚園を開設。初代幼稚園長に小田忠夫院長が就任（4月）。
1963(昭和38)年		押川記念館完成（2月）。工学部寄宿舎開設。大学オーディオ・ビジュアルセンター完成。野間記念剣道場完成（7月）。第7代理事長に杉山元治郎就任（9月）。
1964(昭和39)年		東北学院大学文経学部一部・二部を文学部一部・同二部および経済学部一部・同二部に改組。大学院文学研究科英語英文学専攻修士課程を設置。大学64年館完成（10月）。第8代理事長に山根篤就任（11月）。
1965(昭和40)年	山根篤	東北学院大学法学部（法律学科）および大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課程を設置。宮城郡泉町市名坂字天神沢（現仙台市泉区天神沢）に10万坪の校地を取得（5月）。同窓会にT G十五日会発足（7月15日）。工学部4号館完成（10月）。中学校新校舎、中高礼拝堂完成（11月）。大学土樋寄宿舎完成。

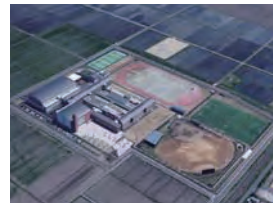


年 代	歴代役職者	事 項
1966(昭和41)年		大学院文学研究科英語英文学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻修士課程を設置。創立80周年記念式典挙行。大学66年館完成（6月）。大学泉寄宿舎完成。青根セミナーハウス完成。
1967(昭和42)年		工学部に土木工学科を増設。中学・高等学校運動部室完成（3月）。大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課程を経済学研究科経済学専攻修士課程に改組。大学67年館完成（5月）。中学・高等学校向山寄宿舎開設。
1968(昭和43)年		大学院経済学研究科経済学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻博士課程を設置。工学部5号館・6号館完成（3月）。中学・高等学校弓道場完成（3月）。大学新研究棟68年館完成（8月）。『東北学院大学学報』第1号創刊（10月）。
1969(昭和44)年		工学部旭ヶ丘寄宿舎開設。第9代理事長に月浦利雄就任（4月）。
1970(昭和45)年		工学部校地に東北学院プール完成。
1971(昭和46)年		大学院工学研究科機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程を設置。倉石ヒュッテ完成。中学高等学校長に二関敬就任（9月）。榴ヶ岡高等学校長に五十嵐正躬就任（9月）。大学文団連棟焼失（9月）。
1972(昭和47)年	二関敬	榴ヶ岡高等学校として独立（4月）。高山セミナーハウス完成（7月）。 泉市市名坂（現仙台市泉区天神沢）に榴ヶ岡高等学校校舎が完成移転（8月） 。榴ヶ岡高等学校体育館完成（12月）。
1973(昭和48)年		東北学院同窓会館完成（4月）。米国アーサイナス大学に第1回夏期留学生を派遣。中学・高等学校寄宿舎完成。幼稚園長に渡辺平八郎就任（7月）。
1974(昭和49)年	田口誠一	大学院工学研究科機械工学専攻博士課程および電気工学専攻博士課程設置。第10代理事長に小田忠夫就任（3月）。
1975(昭和50)年		大学院法学研究科法律学専攻修士課程設置。大学67年館増築完成（6月）。
1976(昭和51)年		創立90周年記念式典挙行。
1977(昭和52)年	清水浩三	中学・高等学校長に田口誠一就任（4月）。榴ヶ岡高等学校長に小田忠夫院長兼任（4月）。
1978(昭和53)年		大学90周年記念館完成（2月）。榴ヶ岡高等学校長に清水浩三就任（4月）。中学・高等学校赤レンガ校舎、宮城県沖地震のため一部倒壊（6月）。TGヒュッテ焼失（8月）。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂（土樋キャンパス礼拝堂）に新パイプオルガンを設置（11月）。
1979(昭和54)年	情野鉄雄	大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程を設置。工学部計算センター完成（3月）。中学・高等学校赤レンガ校舎見送り式（3月）。大学78年館および部室棟完成（9月）。蔵王TGヒュッテ再建（10月）。東北学院展開催（十字屋仙台店・10月）。
1980(昭和55)年		中学・高等学校シュネーダー記念館完成（3月）。工学部機械工場および機械実験棟完成（3月）。榴ヶ岡高等学校礼拝堂および北校舎完成（8月）。泉校地総合運動場および管理センター完成（9月）。中学・高等学校文化部室完成（9月）。
1981(昭和56)年	兄玉省三	大学81年館完成（3月）。『東北学院報』発刊（『東北学院大学学報』を改称）（4月）。情報処理センター設置。総合運動場プール完成（5月）。榴ヶ岡高等学校第1回海外研修（8月）。工学部体育館完成（10月）。
1982(昭和57)年		米国アーサイナス大学と国際教育交流協定を締結。 第7代院長・第2代大学長に情野鉄雄就任（4月） 。第11代理事長に兄玉省三就任（4月）。図書館工学部分館完成（11月）。
1983(昭和58)年	宗方司	高等学校第二部廃止（3月）。榴ヶ岡高等学校校舎増築完成（3月）。工学部礼拝堂完成（10月）。
1984(昭和59)年		新シュネーダー記念図書館完成。高等学校第1回海外研修（7月）。
	半澤義巳	

年 代	歴代役職者	事 項
1985(昭和60)年		大学整備計画案(教養学部泉校地移転など)公表(1月)。旧シュネーダー記念東北学院図書館を大学院校舎に改装(11月)。 幼稚園新園舎完成(12月)。
1986(昭和61)年	武藤俊男	創立100周年記念式典挙行。 米国フランクリン・アンド・マーシャル大学と国際教育交流協定を締結。榴ヶ岡高等学校北校舎増築完成(3月)。
1987(昭和62)年		中学・高等学校長に宗方司就任(4月)。榴ヶ岡高等学校長に半澤義巳就任(4月)。中学・高等学校体育館武道館完成(12月)。
1988(昭和63)年	倉松功	大学泉キャンパス完成、大学教養部を移転。 榴ヶ岡高等学校礼拝堂増築完成(3月)。幼稚園長に橋本清就任(4月)。
1989(平成元年)		泉キャンパスに教養学部(教養学科人間科学専攻・言語科学専攻・情報科学専攻)を設置。幼稚園長に新妻卓逸就任(4月)。『東北学院百年史』発刊(5月)。
1990(平成2)年	脇田睦生	大学院工学研究科土木工学専攻修士課程を設置。
1991(平成3)年		多賀城キャンパス1号館完成(3月)。榴ヶ岡高等学校部室棟完成(3月)。中学・高等学校長に武藤俊男就任(4月)。中学・高等学校社会科教室完成(7月)。
1992(平成4)年	出原荘三	大学院工学研究科土木工学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校柔道・剣道場および校舎増築完成(4月)。第12代理事長に情野鉄雄就任(6月)。法学政治学研究所を設置。
1993(平成5)年		工学部2号館完成。中学・高等学校移転決定(3月)。
1994(平成6)年	杉本勇	大学院人間情報学研究科人間情報学専攻修士課程を設置。
1995(平成7)年		榴ヶ岡高等学校を男女共学制に移行。 第8代院長に田口誠一就任。第3代大学長に倉松功就任(4月)。 人間情報学研究所を設置。
1996(平成8)年	赤澤昭三	大学院人間情報学研究科人間情報学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校家庭科実習棟完成(2月)。榴ヶ岡高等学校長に脇田睦生就任(4月)。榴ヶ岡高等学校第1回ホームカミングデー実施(9月)。
1997(平成9)年		大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻修士課程、アジア文化史専攻修士課程を設置。工学部運動場等新設。
1998(平成10)年	星宮望	幼稚園長を田口誠一院長が兼務(4月)。高山セミナーハウス閉鎖。
1999(平成11)年		大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻博士後期課程、アジア文化史専攻博士後期課程を設置。 大学設置50周年記念式典を挙行。 青根セミナーハウス閉鎖。第13代理事長に田口誠一就任(4月)。
2000(平成12)年	松本芳哉	文学部英文学科、経済学部経済学科と商学科に昼夜開講制を導入。文学部二部英文学科と経済学部二部経済学科は募集停止。幼稚園長に長谷川信夫就任(4月)。土樋キャンパス8号館(押川記念ホール)・体育館完成(9月)。大学第一回ホームカミングデー(同窓祭)開催。大学設置50周年記念事業(講演会・シンポジウム・シンボルマーク決定)を実施。仙台市宮城野区小鶴地区に中学・高等学校移転校地取得(3万1千坪)。
2001(平成13)年		文学部基督教学科をキリスト教学科に、経済学部商学科を経営学科に、教養学部教養学科言語科学専攻を言語文化専攻に改称(4月)。東北学院資料室開設(5月)。東北学院シーサイドハウス完成。
2002(平成14)年	久能隆博	工学部機械工学科を機械創成工学科に、電気工学科を電気情報工学科に、応用物理学を物理情報工学科に、土木工学科を環境土木工学科にそれぞれ改称。大学院経済学研究科に経営学専攻修士課程を設置。中学・高等学校長に出原荘三就任。榴ヶ岡高等学校長に杉本勇就任(4月)。



年 代	歴代役職者	事 項
2003(平成15)年		第14代理事長に赤澤昭三、 第9代院長に倉松功就任(4月) 。幼稚園長に長島慎二就任(4月)。東北学院同窓会100周年記念式典挙行(11月)。
2004(平成16)年	永井英司	法科大学院・総合研究棟完成(2月)。 第4代大学長に星宮望就任(4月) 。中学・高等学校長に松本芳哉就任(4月)。大学院法務研究科法実務専攻専門職学位課程(法科大学院)を設置(4月)。榴ヶ岡高等学校校舎増築(4月)。
2005(平成17)年		中学・高等学校新校舎完成(仙台市宮城野区小鶴)(1月) 。東北学院同窓会館閉館(3月)。文学部史学科を歴史学科に、教養学部教養学科人間科学専攻、言語文化専攻、情報科学専攻を教養学部人間科学科、言語文化学科、情報科学科に改組し、教養学部地域構想学科を新設(4月)。
2006(平成18)年	平河内健治	工学基礎教育センター完成(3月)。工学部機械創成工学科を機械知能工学科に、物理情報工学科を電子工学科に、環境土木工学科を環境建設工学科に改称(4月)。榴ヶ岡高等学校長に久能隆博就任(4月)。 創立120周年記念式典挙行(5月) 。
2007(平成19)年		中学・高等学校新寄宿舎完成。ハイテク・リサーチセンター完成(3月)。 第10代院長に星宮望就任(4月) 。中学校・高等学校長に永井英司就任(4月)。秋田オープンキャンパス開催(7月)。多賀城市と連携協定締結(11月)。
2008(平成20)年	湯本良次	第15代理事長に平河内健治就任(6月)。榴ヶ岡高等学校体育館・管理棟完成(9月)。教養学部創設20周年記念式典挙行・同窓会設立。
2009(平成21)年		経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組、経済学部に共生社会経済学科を新設(4月)。大学院経営学研究科(修士課程)を設置(4月)。幼稚園長に平河内健治兼任(4月)。榴ヶ岡高等学校創立50周年記念式典挙行(11月)。東北学院大学博物館開設(11月)。
2010(平成22)年	大橋邦一	バイオテクノロジー・リサーチ・コモン棟を開設(3月)。東北学院発祥の地に記念碑建立(10月)。
2011(平成23)年		中学校・高等学校跡地に記念碑建立(3月)。文学部キリスト教学科を文学部総合人文学科に改組(4月)。幼稚園長に佐々木勝彦就任(4月)。
2012(平成24)年	松本宣郎	榴ヶ岡高等学校長に湯本良次就任(4月)。工学部設置50周年記念式典挙行(11月)。
2013(平成25)年		第5代大学長に松本宣郎就任(4月) 。中学校・高等学校長に大橋邦一就任(4月)。幼稚園長に阿部正子就任(4月)。文学部史学科・歴史学科創設50周年記念式典挙行(11月)。
2014(平成26)年	佐々木哲夫	第16代理事長に松本宣郎就任(4月)。
2015(平成27)年		第11代院長に佐々木哲夫就任(4月) 。法学部法律学科創設50周年記念式典挙行(5月)。
2016(平成28)年	大西晴樹	ホーイ記念館完成(3月) 。 創立130周年記念式典挙行(5月) 。東北学院旧宣教師館(デフォレスト館)が国の重要文化財に指定(7月)。
2017(平成29)年		工学部電気情報工学科を電気電子工学科に改称し、情報基盤工学科を新設(4月)。「東北学院の歴史」刊行(10月)。
2018(平成30)年	阿部恒幸	文学部に教育学科を新設(4月)。米国ランカスター神学校と国際交流協定締結(7月)。
2019(令和元年)		教養学部創設30周年記念式典挙行(3月)。 第12代院長に松本宣郎就任(4月) 。 第6代大学長に大西晴樹就任(4月) 。中学校・高等学校長に阿部恒幸就任(4月)。榴ヶ岡高等学校創立60周年記念式典挙行(11月)。
2020(令和2)年	原田善教	第13代院長に大西春樹就任(4月) 。第17代理事長に原田善教就任(4月)。幼稚園長に阿部久美子就任(4月)。





利用案内

東北学院史資料センターは、広く一般の方々にも開放しております。

開室時間

月～金 9:00～17:00

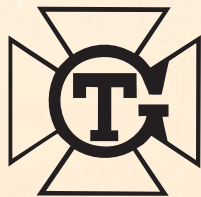
(土・日・祝祭日および大学の定める休業日は閉室)



学校法人 東北学院

発行日 2021 (令和3) 年3月1日
 編集 東北学院史資料センター年報編集委員会
 発行 学校法人 東北学院
 〒980-8511
 仙台市青葉区土樋一丁目3番1号
 TEL.022-264-6538 FAX.022-264-6478
<http://www.tohoku-gakuin.jp/>
 印刷 株式会社 東北プリント

ISSN 2434-6314



表紙の写真

デフォレスト館

東北学院旧宣教師館（デフォレスト館）は、新島襄が仙台に創立した宮城英学校（のちに東華学校と改称）の宣教師住宅として1887（明治20）年に建築された。長崎や神戸などの外国人居留地の住宅で使われた「コロニアル・スタイル」をベースとしているが、日本の在来工法である和小屋の構成や鬼瓦が見られ、和洋折衷的な建物となっている。

現存する国内最古級の明治期の宣教師住宅であり、2016（平成28）年には重要文化財に指定された。